

501
64
1

501
64
1

福澤諭吉立案
男 一太郎
捨次郎 筆記

國會の前途 治安小言
國會難局の由來 地租論
合本全

明治二十五年六月出版



緒言

明治二十二年憲法發布以來本社の政論は間接直接に帝國議會の事と論及するもの少なからず就**國會の前途**、**治安小言**、**國會難局の由來**、**地租論**の四編はるのく數日間の社説に

掲載して特に看客の注意する所と爲り今尙ほ各地方より續々配達の注文あれども發行の當時限ある紙數早く既に盡きて其需に應ずるを得ず依て今回右の四編を合して一冊と爲し更に印刷に附して通覽の便に供するものなり政熱流行の今日或は此冊子を読んで聊か世論の調を高尚にするの一助ともならば幸甚のみ

明治二十五年六月

東京々橋區南鍋町二丁目時事新報社

時事新報記者識

國會の前途

福澤諭吉立案

男 一太郎 筆記

捨次郎

日本の政體を立憲に變じて國會を開設するの開闢以來の一大變動にして前途の安否如何は目下我國の大問題たるのみならず此風聞風に外國に傳播してより兼て日本の事に無頓着ある外國人にも其立憲政體國會云々の談に至りて之を聞いて等閑に附するを得ず彼の識者の説に西洋諸國に行はるゝ民議の政風は都て歴史上の因縁より由來し幾百年の治亂興廢の間に發達して今日より始めて其體裁を成したるものあり否を尙ほ未だ成らざるものさへ多し然るに今東洋の一人にして西洋文明の風を見たるは僅に三十餘年其國こそ古國を

文明の點より見れば至極幼稚ある者共が俄に君主專制の治風を改めて君民同治の立憲を學ばんとするも口に云ふ可くして事に行はる可らき國會も亦唯日本國人一時の政熱病にして偶ま以て其國力を損るに足る可しと云ふ者あれば又一説には近年日本國の進歩は異常の數にして事々物々都て人意表に出で、殆ど不可思議なれば其政體の變革も或は不可思議の中に成るゝとある可し若しも日本國よて首尾よく此大事を成就せることもあらんに、其事は單よ日本の利害のみに非ず西洋諸國の學者は斯る意外の成跡を目撃して恰も古來未曾有の例證を得るが故に遂には之が爲め彼の學者社會よ政論の面目を一新するも亦ある可しとて兩者の云ふ所孰れが是か非か之を決すること難く時としては日本國會の首尾不首尾を卜して賭にする者さへありと云ふ

我輩よ於ても固より先見の明あるに非ず之を豫言すること難しと雖も我日本社會の歴史を詳にし其政事人事の由來に照らして國會の前途を推察するときの必きや上首尾なる可しと斷言せざるを得ず抑も立君專制の政體と立憲の政體と相異なる所を云へば君主一個人の心を以て萬機を統御し萬機を左右し君主の心即ち法律にして君心の變化するあれば法律も亦變化し法は明君と共に明にして暗君と共に暗く國民の身を爲りて之を視れば明法の治下に安堵する間もなく又暗君に統御せられて生を安んずるを得ず安危計る可らざる其中にも危懼の念は常に去るを得ずして萬民恰も僥倖の間に生々するもの之を立君專制の實相と云ふ歐羅巴往古の歴史は姑く擱き近くは支那朝鮮の如き純然たる專制の政體にして君心の明暗に忽ち一國民の安危に影響し時として國民鼓腹の幸福あれば又忽ちにして塗炭に苦しむこ

とあり古人が治國の要を説くに先づ君心の非を正すと云ひしも謂れなきに非ざるなり之に反して君民同治立憲の政體に於ては一國最上の權を憲法に歸して國民の敢て之に違背するを許さざるのみならず君主と雖も之に背あざるを約し恰も君民の間に一種絶對の權力を安置して雙方共に其制裁を受るの姿なれば雙方共に其思ふ所を逞ふす可らず君主と國民と相對して一方に伸る所あれば他の一方に縮む所なきを得ざるは自然の數理なるに立憲の政體に於ては雙方共に意の如くならざるが故に雙方共に極度の得意もなく亦極度の不平もなく正に其中庸に位して政治運動の平均を得るものなり既に君主に絶對の權力なくして自由自在ならずとあれば政事に關して仁君も自在に其仁を施すを得ず暴君も恣に其暴を逞ふるを得ず國君の明暗仁不仁は立憲と共に効力を薄くして國民の身と爲りては非常の恩澤に浴

することもなき代りに亦非常の災難を被るの憂もなく苦樂平均の間に自力を以て自家の快樂幸福を求む可きのみ西洋立憲の國々に時として明君あり又凡庸の君も多しと雖も其國勢に差したる影響を見ざるは立憲の政體既に數百年の習慣を成えて君主も知らず識らすの間に自ら抑制し國民も亦多を求めずして自治の分に安んずるが故ならんのみ

左れば今西洋諸國の識者が我日本國會の前途に不首尾を期し又或は然らざるも其首尾を不可思議の僥倖に歸するは我立憲の政體を三十年來速成のものぞ認め從前何等の素因もなき土地に西洋文明の種を蒔き忽ち成長して忽ち實を結び西洋人の心に想像する彼の君主專制の政より一蹶して立憲に移ることを俳優の演劇場に老少速替りするが如く假面を被り又脱するが如く餘り無造作ありぞ認めて扱ふる疑念

も生ずるふとならん如何にも無理あらぬ次第にして主人たる日本人に於ても遽に近年の事態を皮相すれば自から驚く者あきにあらず然るを況んや利害少あき外人に於てをや之を怪しむは尤も至極なれども爰に我輩が日本國に固有なる政事人事の由來を略説し數百年來歴史の文面外に行はれざる事實を明にしたらば或は内外識者の心に釋然として我立憲政體國會開設も偶然の僥倖ならざるを發明するふとある可き左に之を開陳せん

内外の識者が我國會の前途に不安の念を懷くは様々に見る所ありて然るものならんと雖も之を要するに東洋流の立君專制を脱して俄に西洋流の民議風に變ずる其劇變は人間の堪ゆ可き限りに非ず人事の極端より極端に移るものにして其間に何物か必ず相衝突して安寧を害することなきを得ず冬より春に移るは可なりと雖も嚴冬盛夏一

夜の間に變化するが如きハ人身の堪へざる所なりと云ふの意味あらん我輩能く其意を了解したりと雖も古來我日本國の政治は果して主義の如く純然たる東洋流の立君專制にして實際に君主一個人の意を恣にしたるものなるや國民も亦ろの專制の下に蟄伏して曾て自治の精神なかりしや特に學者の注意を要する所のものあり我輩の所見を以てすれば日本は其國土ころ東洋に在りて支那朝鮮と相隣すれども其政事人情は全く隣國と異なり外面の體裁は專制國に相違なければも裏面に廻はりて内部の實際を探り之を知ること愈々詳なるに従ひ愈々其專制ならざるを發明す可し既に專制國の名ありて專制の實少なしとすれば他に治國の要素なきを得ず即ち其要素は君民共に其意を違ふするを得ず冥々の間に相互に制せられて各々の分限に止まるの習慣にして法律の明文ころ簡單不完全に似たれども習慣の力を

法律よりも強大にして之を取て背く者なし之を所謂東洋流の専制に比すれば固より同日の論に非ざるの事實を見る可し往古の事は姑く擱き鎌倉以後徳川の治世二百五十餘年の間にますく此治風習俗を養成して其根本既に堅固なればこそ王政維新に引續き廢藩置縣の偉業も成り次で今日の立憲政體國會開設の舉に及びたることをおれ左れば我國會は假令へ其體裁を西洋に學ぶも其精神の發達は由來久しくして一朝一夕の製造に非ざるを知る可し

抑も外國の人々が日本の治風を觀て東洋風の専制なりと云ふは畢竟我國の歴史國狀を知らざるの罪にして固より咎む可きに非ず又我國人中にも往々同様の觀を爲す者あるは怪しむ可きに似たれども是亦自然の勢にして自から因縁の存するものあり今うの次第を述べんに元來王政維新の事たるや大義名分など様々の題目はありえなれども

詰り新政府の人は其反對者たる徳川政府を亡ぼえたるものより外なからず既に反對者を亡ぼすときこそ其舊惡を枚舉して自から自家の功名を發揚するも人情の常態又政略上の要用なれば凡る徳川時代の事とあれば細大に論なく悉皆宜しからざるものとて勉めて其美を掩ふて惡を擧げんやする其時に當り偶々西洋文明の 入こそ幸なれ正面より徳川の治風習慣を審判するの標準に西洋の文明を以てして是れも政府の専横なり人民の卑屈あり其れも壓制なり無理なり因循あり舊弊なりとて恰も人間世界の惡事を擧げて舊幕政府の時代に歸し局部極端の弊害のみを摘發して曾て全體の美に着目する者なきが故に遂に幕府時代の日本をして純然たる専制の治風東洋流の名を成さしめたることなり我輩は我日本國の爲めに千歳の冤を訴へざるを得ず我輩固より徳川の舊物に戀々して逆行保守せんと云ふに非ず否を、進歩

開進こそ本來の目的あれども舊を知らざれば新を解す可らず今日の
一大新事たる國會の開設も古來我國の政事人事に其素因あればこそ
今日行はれて人心を驚かさざるることなれば其治風の由來を略説する
は世務當局の學者の爲めに無益あらざる可し

歴史を案するに政權帝室を離れて武門に歸し萬機武將の專にする所
と爲りて帝室の有れども無きが如きと云ふと雖も其實は全く無きに
あらず武家に將軍宣下なければ其威望以て民心を繫ぐに足らず既に
將軍宣下を必要なりとすれば武家の武力能く天下を制するに餘りあ
るも上に至尊の帝室を戴き其身の遙に下流に位せざるを得ず即ち雙
方の不如意に迄て至尊必ず去るも至強ならず至強亦至尊を望む可らず
雙方共に得々たるを得ざるのみか武將の國民に對する政略上に於て
も仰て至尊を見ながら下に臨むことなれば假令へ帝室の政治に關せ

ずと云ふも將軍の身は自然より自から抑制して又特に民心を收攬する
の工風なかる可らず北條の如きも自家の武力を以て天下を得たる者
に非ざるが故に常に他の羨望を避けて爵位を求めず唯實權を掌握し
て天下を制し其位の卑き程より治風の美ありしは其身の地位と其權力
と平均の宜しきを成し人民に對して專制ならざりしの證として見る
可し左れば古來の武門政治を專制なりと云ふと雖も上に帝室の在る
ありて名分の爲めに多少の會釋あきを得ず自家の興廢も唯人心を得
るを得ざる空の間は在りて存することなれを苟も國事を等閑に附そ
るとなく常に自から抑制して民に厚ふしたるこそ偶然の妙機なれ帝
室と恰も武門政治の爲めより一種間接の刺衝物と爲り武門を以て絶對
君治の事を成さしめざりしものと云ふの可あり即是れ日本の歴史より
秦の始皇隋の煬帝を見ざる所以あり上より絶對君治をければ下人民に

於ても自から自治の餘地を遺し多少の運動を可きは賭易き數にして之を彼の支那朝鮮等の國民が活潑なる暴君の下に呻吟して曾て自動の何事たるを知らざるものに比すれば年を同ふして語る可らざるあり

徳川の時代に至りては更に一面目を改め權力平均の主義の唯政治上を行つるのみならず民間の細事にまで普及して國中一人として大得意の者なく又大不平の者もなく正しく其中庸の地位に在らしむるの趣意を以て社會萬般の組織を成し以て二百五十餘年の太平を維持し然かも其權力の平均は偶々以て競争の媒介を爲り國民の文事武事より百工技藝の末に至るまでも一として進歩せざるをなく人文の進歩と共に人民自治の風も次第に熟して國を治るに必きしも絶對君治の要用なきを悟り遂に王政維新に次で僅に二十三年の今日國會の開

設を見るに至りては其素因久しくして特は徳川の治世に在りと云はざるを得ず萬國の歴史古く治亂少なからずと雖も人口三千萬の一國を治めて二百五十年の久しき國中寸鐵を動かさず上下のく其處に安んじて同時に人文を進歩せしめたるものも世界中唯我徳川の治世あるのみ實に絶倫無比の偉業にして其治安の大策果して徳川家康公の方寸もありしものとすれば公は實に日本國の一人とあらむ世界古今絶倫無比の英雄として其功名を争ふ者ある可し今其功名の一人と歸すると然らざるの議論は姑く擱き兎に角に斯る偉業の成跡は徳川政府と共に消滅す可きものも非ずして後世に至り時勢の變遷も從ひ時機の宜しきに投合して遂に今日の國會をして其施設も容易ならしめたるの事實は掩ふ可らざる所のものあり抑も徳川の治世に權力平均の事情を述べんは宗祖家康天下を一統して元和元年十八

箇條の標準あるものを禁裡紫宸殿に掲げ關東將軍は三親王攝家を始め公卿諸侯を支配し政道奏聞よ及ばず治亂を將軍その責よ任ず云々の旨を記し其末段に

右十八箇條の趣對君爲定目相立候ハ所奉恐也雖然蒙勅命今般武家政道國家泰平可爲理定目十八箇條可被懸紫宸殿候是則奉應勅命也仍如件

兩院別當職

元和元年

家 康 在 判

とあり家康公の智勇能く群雄を征服して實力既よ手中に在り天下恐るよ足る者あしと雖も如何せん朝廷よ對しては臣と稱せざるを得ず前よ云へる至強にして至尊ならずとは則ち此事よして將軍の權方も朝廷の爲免よ平均せられて圓滿なるを得ず之を第一の平均として

是より諸侯と公卿との鈞合を見れば公卿は位高くして祿少く諸侯は祿豊にえて位卑し又古來支那朝鮮國の政府に於て政權を執る者とは或は王族よりし或は外戚よりするの例少からず即ち今日にて云へば支那は王族政府にして朝鮮は外戚政府なり其人の門地既に高き上に之に加ふるに執政の權柄を以てするとなれば執政者の得意を無上圓滿なれども往々之が爲めに弊害を生じて亂階を醸さふどなきにあらざるに徳川よては小臣執權の制を定めて將軍の同族は勿論都て大諸侯の類を幕政に參るを許さず家康公久能山寶藏入百箇條遺狀の中に

惣て譜代の士多しと以へども我古家三河以來の者を記し鳥居、板倉、大久保、戸田、土屋、本多、榊原、石川、久世、阿部、加藤、此家々等なり此者其の子孫器量備れる者を撰み將軍の政務を司とらしめて老臣と稱す可

し外様の内假令へ働衆も越すとも此任に當申間敷事

の文あり鳥居以下の面々を大名中の小身まで十萬石以上の家も少あり俗に之を御役家と唱へて少しく才力あれば必ず老中も任ぜらるゝの例なり後世に至り或は他家まで老中たりし者もあれども必ず譜代の大名五六萬石乃至十萬石内外を限り何等の場合にても大老の井伊酒井を除くの外、大祿の家にて執權を命ぜられたるふとなし故に老中が政治上も諸侯旗下に接しては無限の權力を振ひ如何なる親藩又大諸侯にても之を左右進退するに意の如くならざる者なしと雖も扱ふの老中の家は僅に六七萬石の小諸侯にして彼十八大名大藩などに對しては實力に於て伍を成す可らざるは勿論、將軍の親藩尾州、紀州、水戸の三家より見れば老中の家柄は殆んど家臣に異ならざるが故に三家の大名が老中も進退せらるゝ其内實を云へば恰も主人にして家來筋

の命に従ふの姿あれども政府の成規慣行は屹然として動かす可らず故に大諸侯は實力も於て老中の家を目下に蔑視すと雖も政權に於ては厘毫も之を犯す可らず老中の政權を以て大諸侯を御すること大人の小兒に於けるが如くなれども家の實力身分の一點も至りては遙に下流に位して之に近づかんとするの念慮もある可らず雙方共に強きが如く又弱きが如く愉快なるが如く又不愉快なるが如く其成跡は中央の命令常に能く行われて執政者の跋扈したることあり平均の妙を得たるものと云ふ可し古來支那朝鮮人などの思ひ得ざる所よりて之を發明したる者も東洋唯我徳川家康公あるのみ又徳川の初年よりは日本の耕地も今日の如くあらずして石高も少なし久能山百箇條の中も

日本國知行の惣高二千八百十九萬石の内二千萬石令配當忠勤の大

小名に八百十九萬の處知行の分(幕府直轄)も可備事
 とあり左れば徳川政府の天下を三分して其一を領し他の二分は三百
 の諸侯に屬するが故も諸侯を一體として之に對すれば大小衆寡相敵
 す可きもあらざれども此諸侯を制御するの法も亦彼の權力平均對峙
 競争の政策より外ならざ例へば西九州の一隅に薩の強藩あれば之に
 隣して肥後の大藩を置き肥前藩と筑前藩と相接して傍も久留米あり
 長州の東も藝州あり土佐の隣も阿波あり又或も同族の家を二家も分
 つると備前の因州も於けるが如く津山の越前に於けるが如く讃岐と
 水戸と宇和島と仙臺と忍と中津と何れも同族同姓をれども既に家を
 分てて互に其本末を争ふなご様々の内情を以て一致するを得ず東北
 にて津輕と南部との競争の如きを最も甚だしきものあり斯く諸大名
 を國中の各處も配置して之に加ふるに要處にも親藩を置き又諸藩地

の間も中央政府直轄の領地を介在せしめて暗々裡も之を監督する等
 其注意洩らす所なく江戸も在る武家屋敷の配置に至る迄も之を苟も
 せず舊江戸圖を見る者も必す其用意の緻密なるに驚くとならん
 左れば日本國中の諸侯必ずしも野心なきにあらざれども藩々相互に
 睥睨して相互に動くを得ず中央政府の特に力を要せし唯藩を以て藩
 を制するのみにして其狀恰も自動機を監督するものに異ならず諸侯
 を御するの法大凡そ斯の如くにして又内に自家の政務を處するも
 權力平均の旨を失はず例へば幕政最上の權も老中の手も握り參政の
 若年寄と雖も容易に喙を容るゝを許さず然るも目付ある者も老中に
 屬せしして若年寄の支配下に在りながら老中を彈劾するの權を有し
 列座直も將軍に迫るときは老中も職を去るの法あり又目付の支配下
 も徒目付其下も小人目付あり小人目付は常も徒目付に隨從して事を

執る小吏あれども此小吏にて時として上役の徒目付を差置直に目付に面して事を具申し又徒目付を彈劾するの權あり又地方に派出する代官又は町奉行附屬の與力同心等は内々の收入多くして身分不相應の生活を爲す者あれども官吏社會よて等級甚だ低く體面甚だ卑しく何萬石を支配する代官にても江戸よ來れば顔色あく勘定奉行をどへ拜謁する其狀は恰も君臣の如し與力同心も大番組書院番組と稱し武官に屬する者は何等の役徳もあくして生計常に寒しと雖も其地位は遙々町方の上流に位して自から得々たる可し凡そ幕府の政務組織に付き此種の細件を計れば枚舉に遑わらぬいよゝゝ之を詳よしていよゝゝ平均主義の緻密周到あるを見るのみ中央の幕府に於て斯の如くあれば諸藩の政務も大同小異ふそわれ其則とる所の幕政あるが故に權力平均の一事は數百年來日本國人の腦中に徹し又遺傳に存して政

治社會は圓滿の得意なきを知らざる者あり俚諺に月よ村雲花よ風と云ひ詩に花有風雨夕の句あると此邊の事相を寫したるものならんのみ又幕府部内を離れて廣く士民の關係を見るに士族以上の勢力固より盛にして遙に平民の上に位し殆んど別人種の如くなれども殖産經濟の一事に至りては武家の關する所に非き大なるは諸藩の歲計の如きも大概皆都會(殊に大坂)の豪商に托し金の入用あれば商人に借用して之を辨じ返濟は領地の物産(十中九皆米あり)を以てし商人は約束の利子を收るのみならず其米の賣買に付き又江戸へ送金の爲替に付き一切その相場の權柄を執り政府の干涉を許さずして利する所少なからず或は大名の威勢を以て返濟の約束を破らんとすることあれば訴るに道なきが如くなれども豪商等の連合甚だ固くして苟も一商家に對

して不義理したる大名あれば其大名は爾後一旦の急に金を借用せんとするも之に應ずる者なきが故に如何なる強藩と雖も金融の事に就ての恰も商人の制を仰くものゝ如し關西の諸大名々大坂の豪商を尊重し之を待遇するに士の禮を以てして扶持米などを授けたるの事例は今日尙ほ故老の記憶する所ならん是より以下士族の私に於ても其生計の唯世祿の知行扶持米のみにして曾て商賣を營むを得ず士族屋敷と無税なれども商賣は許されず又商人に貸して營業することも禁制なり小士族が手細工の内職することあるも字義の如く公然たらざる内々の工業なれば利益は常に商人に占められて之を如何ともす可らず且士族の本色の文武を勉むるのみ廉恥を重んじて利を言はずとの主義と累世の教にして恰も其天性を成し士族の身と云て竊に商品を買買し又は金融貸借の事を行ふ者などあれば忽ち其社會に擯斥せ

らるゝの風にして甚だしきと家の富有を恥ちて貧乏を誇る程の次第なれば商人の目より見れば士族等の身分榮譽の羨む可きに似たれども其生計の豊ならきてして進退の窮屈なるは竊に之を憫笑して却て忌避せるの情あり之を要するに日本社會の貧乏なる者へ身分貴くして富豪ある者と賤し富を爲れば貴からず貴を求むれば貧ならざるを得ず貧富貴賤相互に平均して絶對の得意もなく亦絶對の失意者もなきものと云ふ可し

又徳川の大法は紛れもなき專制の法律なれども唯中央政權の消長に關する部分のみ專制にして例へば要害の關門を嚴にし諸藩の城郭を制限し諸侯の家族を江戸に住居せしめ江戸に武器の輸入を禁ずる等何れも治安の政策に就ては頗る嚴重を極め其他國事犯重罪の類を處するにも甚だ酷なるが如くあれども地方の制度風俗に關する法律に

至りては至極寛大あるのみならず彼の關所破りの大罪にても事實の害なきものは大目に看過して之を問はず況んや博奕姪賣不義密通罪嗚口論醜體破廉恥罪の如きに於てをや大法の寛なること大海の如く滔々たる俗世界の風潮に一任して見れども見ざるが如くし唯非常極端の場合に法の實を行ふのみ之を喩へて云へば徳川時代の法律は人に金を貸して證文はあれども容易に返濟を促さざるものゝ如し政府の法文に従へば是れも法度なり夫れも禁制なりと云ふ其傍より之を犯えて容易に咎めらるゝことなきは金を借用して返濟の催促なきに等しと雖も其これを犯して果して治安に害あり中央の政權に妨ありを認るときは斷然大法に従ひ之を處分して用捨することなし故に人民より之を見れば政府の法を其文面に於て甚だ恐る可きに似たれども實際に恐る可きものなく自由自在に渡世して生命財産に不安心ある

るふとあし或は徳川の時代には聚斂の弊あり御用金の事あり賄賂公行して吏人の壓制甚だしく士族と平民を殺すも罪をいふと喋々言讒す者あれば外國人などと正面より之を聞き日本にて私有生命の保護あしと信ずるものもある可しを雖も都て是れ事物の一隅に眼を着け其汚點のみを摘發して全面の美を忘れたるものぞ云はざるを得ず世界古今何れの政府に賄賂絶無の例あるや朝野共に賄賂の沙汰稀にして利慾心の淡泊なるを寧ろ日本の固有と云ふも可なり人事繁多の今日尙ほ且然り況んや徳川の時代に於てをや或は當時中央政府の小俗吏中には多少の譏もありしむをなれども廣く諸藩地の實情を探るべきは武骨潔白の士流殆んど賄賂の何物たるを知らざる者より多かりしことなれ又御用金の苦情も畢竟書生の小議論にして取るに足らず當時の政府が用金を命ぜれば本來政府の義務に非ざる貧民救助に

金を費し心を勞したること甚だ多し差引して國庫の損亡人民の利益なる可し諸藩共に皆然らざるはなし又士族が平民の無禮を咎めて切捨る事は實に徳川時代の公許する所にして久能山百箇條の中に士は是四民の司農工商の輩對士不可致無禮働今云(原字のまゝ)慮外者也對士慮外致者は士於誅は不妨之士も亦直臣倍臣上下君臣之品あり於慮外其筋可爲同然事

とあれば管に士族が平民に對して生殺の特權あるのみならず士族相對して上士と下士との間も同様なる可し此文面を見れば實に恐る可き次第なれども扱實際に於て平民は謂はれもなく士族に殺されたまやと云ふに決して然らず記者の親しく知る某藩の高十萬石士族の數凡ろ千五百戸當主の外に隱居二三男を合せて大數三千の男子を皆雙刀を帶する屈強の武士にして此三千の武士が日夜農工商に接し徳川

の治世元和元年より慶應三年に至るまで二百五十三年の間に平民が武士に向ひ慮外致したりとて切捨られたる者は唯一名あるのみ三千に二百五十三を乗じて一年にすれば士族七十五萬九千の内、平民を殺したる者一人の割合なり實に計ふるに足らざるの數にして他の藩々とて大同小異知る可きのみ即是れ日本士族固有の氣質にして幼年の時より父母ふれを教へ長老ふれを戒しめ如何なる場合にも漫に拔刀して人を切る可らきとの一義を骨に徹して忘るゝことなし故に政府の大法よ於ては人殺す可しと云ふも社會の風教は大法よりも強力よして人の輕擧暴動を制したるの實を證す可し是等の事實よ由りて之を觀れば徳川時代の日本國民は專制君治の下に居り專制の法律に支配せられたりと云ふと雖も實際に全く之よ異なり上よ專制の君なきのみならず其專制の法律も事實に行はるゝ所を見れば唯非常極端の

場合のみにして國民中の大多數を平均するときば法律の下に居るがら法律あるを知らず所謂御大法あるものにして政府の筋に於て漫りに之を弄ぶことあらざれば國民も亦常に法網に罹らんふとを恐るゝ者なく上下共に唯人生の常情(コモンセンス)に依頼して生を安んじたるものなり固より治世の久しき人事の多き時としては壓制の事跡あきにあらず官吏の専横厭ふ可きもの少なからずと雖も隨時局部の汚黠は以て全面を汚すは足らず二百五十年の其間又政事の明暗清濁を平均すれば立國の根本を害せざるのみか文に武にますゝ之を進歩せしめ日本國民の大多數は法律の專制なるが爲めに實益を妨げられたるふとなく然るも其法律は單に儀式の物なり實際に民利を輕重するものに非ざるの一義は上下一般の腦髓に徹し法を敬して法を弄ぶことなきの習慣を成し以て今日新日本を組織するの要素たりしは

之を徳川治世の功德と稱して争ふ者なかる可し

又徳川時代の地方制度は各地各藩にて一様ならずと雖も大概人民自治の風にして政府より干渉すること少なし久能山百箇條に

一 縦へ誤り來る事雖有之五十年來あやまり來候はゞ相改め申間敷事

一 諸國郡庄屋村里賤民の内其村其里は必古來由緒のものあり是を擧て役義等に可申付遠來の氓民の族登て用也へあらむ此旨代官

と勿論地頭國主領主城主己下は可申渡事

とあれば都て地方の故事舊慣の之を破るふとなく其地方の人民をして經營せしむるの趣意なる可し又郡村の役人を命ずるにも各地の習慣にて民撰あり官撰あり或る地方にては庄屋を命ずるに郡村百姓の入札にて三人を撰ひ之を代官所に差出して其内の一人を代官の鑑識にて定むるの法もあり(恰も今の衆議院にて議長を定むるの法に異な

らず)庄屋大庄屋名主年寄組頭吟味役百姓總代等地方へにて名も異
 ちり役義の意味も同じからざれども凡そ此種の者を村役人と稱し民
 費を以て給料を賄ひ政府を人民との間に周旋して年貢の取立は勿論
 道路橋梁の普請等公共の事は都て人民の負擔(多くは力役)に歸して官
 費を煩さず例へば江戸ふても町々の道普請は其町の町人又は武家屋
 敷の負擔にて官邊の知る所に非らず又江戸市中の橋は大小合して實
 に夥しき數なれども政府の作事奉行小普請奉行の手に在るものは城
 邊二十六橋と大川筋の三大橋に限じ町奉行の支配百二十橋のみにし
 て其餘は都て市民の協議に成りしものなり又村中には五人組を組織
 し必ずしも五の數に限らず五戸にても七戸にても時としては十戸以
 上にても隣保相互に結合して一團體を成し冠婚葬祭火難水難病氣等
 の事あれば相互に助力して朝夕交際の親密なること骨肉も管ならざ

即ち相互に不時の災難出費を平均して自然に保險の實を行ひ民生を
 して恒ならしむるの仕組にして古來日本國に病院貧院等の設なきに
 も拘はらず民間に慘狀を見ること稀なりしは様々の原因ある其中に
 も五人組の法へ最も効力多しと云はざるを得ず實に國民自治の根本
 にして徳川政府にても最も重んずる所のものなりき又江戸にては中
 世寛政の頃より更に新法を設け従前の町入用を大に省略して若干の
 餘剰を算出して其餘剰金の内より年々十分の七を積んで町會所の保
 管に附し之を七分積金と稱して常に救恤の資と爲し或は火災水害等
 不時の事變に逢ふときは必ず此資金を發して市中の貧民を救ふの慣
 例にして町會所にては年々の積金の外に貸付金の利子をも收入し米
 穀倉庫を所有し貸地等も甚だ少なからずして獨立の大經濟を理し政
 府の官吏は之に立合ふのみにして出納に喙を容れず慶應年中に至り

ての現金凡そ二百七十萬兩の巨額ありしるども徳川政府にては時の政費多端なるにも拘はらず曾て此共有財産に手を着けざりしは政府の約束固く市民の自治を重んじて壓制ならざるの一斑を見るに足る可し之に反して徳川の壓制を咎め其專横を罵りたる維新政府の人は江戸に入るやいなや忽ち市民の自治を壞り右の積金二百何十萬兩をも勝手次第に弄び二三官吏の意に任せて浪費し盡したること遺憾なれ壓制政府たる舊幕府に對して聊か赤面の次第なる可し又徳川の時代に都鄙の町村に於て火難盜難の用心には番人の仕組を以てし猶ほ非常の時節柄には町村各戸の主人又は雇人等が臨時に夜廻りなどして之を警め曾て官邊の手を煩はすことなく又官費を費すとなし又著書出版に付き學者の著述は中央政府の大學校たる昇平校の檢閲を受くるの法なれども小説戯作と稱する彼の馬琴の八犬傳爲永春水の梅

曆の類より錦繪の如きは唯町年寄の一覽を経るのみにて出版を許し政府の筋に知る者あり又裁判の事にも自ら自治の風ある其一斑を云へんに村役人等は前記の如く官民の間に周旋する尙ほ其上より人民の訴訟事件をも大抵と説諭勸解して本訴に至らしめず人民も亦村役人の裁判とあれば自から之を敬して服するもの多く爲め又法廷の手數を省くこと少々ならずして上下の便利ありと云ふ凡そ是等の慣行は各地方に大同小異こそあれ全體の精神は日本國中都鄙の別なく行はれざる處を見せ小宮山綏介君が江戸町奉行の事を記したる文に

(前畧)按ずるに舊幕府のせき府民の休戚は町奉行の賢否に係ること無論なれども親密の關係を云へば名主に過ぎたるはなし當時の制度は自治に近きものなれば町々の事は名主等にて萬端その責に任ずるの慣行なり例へば目安の裏書(目安とは人民が奉行所即ち法廷

へ持ち出そ訴狀なり裏書といひ法廷にて其訴狀の裏に記して一旦これを却下するときの文なり)に雙方名主家主(今の差配人)五人組立合相濟す可し若し埒明すば七日目に罷出べしと云ふ趣に見ゆ又享保二年二月の町觸にて當座の口論仕り又は酒狂よて一人立毎度訴出候類親子兄弟夫婦口論仕り一人立訴出候類奉公人と請人々の訴、右の分は名主家主其處にて取計ひ手に餘り候はゞ召連可訴出候右名主家主取計候義に付非分も候はゞ訴出候様是亦觸置可申候とあるにて其大概を推知る可し

凡名主の宅には表に玄關を構へ支配場の事務を取扱ふゆゑ名主のよとを俗に玄關と呼ひ町内の紛議差違等都て右玄關に於て勸解す若し失行の者あれば説諭を加へ無頼の者に至ては時宜よ由り差出す(法廷へ)もあり故よ古來の積習自然よ例と爲り凡名主たる者は人

々之を敬重し漫りに其意に悖るもの少なし是を以て時としては其勢に募り支配場の者に利害の事を要求する輩ありて責罰を受けたるもの少からず(但し江戸町々の名主は家主の撰擧する所にして官の認可を受け之に公共の事を囑托するが故に御頼名主と稱す)

左れば地方自治は古來日本固有の制度にして國民の之に慣れたること久し王政維新の一擧萬物を破壊して自治の舊制度も多少の餘波を被りて一時人民の方向に迷ふ折柄、近來に至りて政府より地方制度なるものを發し其精神を専ら人民自治の基を固くするに在りと云ふ其趣を喩へて云へば西洋熱心の人が日本作りの家は因循なりとて之を破壊したれども去りて純然たる西洋建築も住居に不自由なり又古風の日本流も勝手宜しからずとて和洋折衷の新宅を作りたるが如し徳川時代の自治制度は君主政治の下に適合したるものなれば今日の

立憲政體に遭ふて其まゝ行はる可きに非ず多少の取捨ある可きは當然のことなれども舊制度も新制度も自治は即ち自治あり其新制度の圓滑も行はれて正に立憲の新政體も適するは古來我民心も染込みたる自治の習慣こそ有力ある素因あれ人間世界無より有を創造す可らず唯僅も形を變ず可きのみあれば今の當局者も地方自治制の發明者創造者を以て自から居ることなく新舊取捨の際に小心翼翼謹愼に謹愼を加へんこと我輩の祈る所あり

前節に云へる如く徳川時代の君主は上將軍より下諸藩主に至るまで權力平均の組織中に居て十全圓滿の專制を逞ふするを得ず然るのみならず始祖家康公は儒道を重んじ佛法を信ぜると同時に必きしも深く之を學ぶに非ず一種自家の主義を定めて身躬から之を事實に行ひ忠孝節義廉恥を以て人心を獎勵誘導し就中私慾を抑制するの一義は

徳川家固有の教にして今日公の遺書少なからざる其中にも道德に係る部分は字々皆忠孝節義と已れに克て足るを知るの趣意ならざるはなし久能山百箇條の開卷第一條よも

先避已所好專可務已所嫌事

の文字あり當時世に有名にして畏憚敬重せられたる三河武士の氣質と都て家康公の薰陶に由るものにして戰國の末、四方も英雄豪傑多しと雖も部下の將士を率ゆるも恩賞の常に薄きにも拘はらざる能く其心を收攬して徳川の一家に限り忠臣義士の多ありしは單に主公の武威に畏るゝのみに非き自から其徳義の高さに心服するものと孔門子弟の夫子に於けるが如くなりし故ならん天下後世日本の士人が武骨質朴に兼て義氣に富むも其由來久しと雖特も徳川の治世に發達したるものと云はざるを得ず此點より觀れむ日本の徳川家康の實に一政府の

祖も非ぞ我世教中興の教主と稱するも過言に非ざる可し此大教主大將軍の後を承け又其命令に服し其教も従ふ所の歴代の將軍又諸藩主と假令へ專制獨斷の地位に在るも敢て之を違ふするを得ず支那あとの歴史を見れば寵臣政權を擅よし嬖妾國を傾け君王一朝の怒に乗じて大臣も死を賜ひ酒色に溺れて民財を聚斂する等の事例常に珍しからず君王の一心能く國を興し又國を亡ぼすも易しと雖も徳川治世の間も曾て斯る弊事を見ず將軍家を始めとして諸藩にも時として寵臣嬖妾なきに非ざれども單一種の玩弄物のみ如何なる場合も之が爲め國政を紊亂したりとの談を聞かず況んや妄りも臣下を殺し民財を奪ふが如きも於てをや日本人の常情も許さざる所なり或は極端を摘發すれば三百諸侯二百五十餘年の間もは稀も類似の沙汰もある可しと雖も尙ほ之を支那歴代の事情も比すれば其禍の輕重同年

の談も非ず之を要するに日本封建の君主は將軍も藩主も名も專制の君位も居ながら專制の實を行ふを得ず偶も暴君ありと云ふも唯身邊の奢侈我儘も止まり其狂暴を政治上も施したるものなし既に政治上に專制の實なしとすれば君主の明暗は政治上の得失に影響すること著しからむ明君必もしも政府をして明ならしむるも能はざると同時に上に暗君を戴きながら政務の擧るものあり例へば徳川十五代の中にて初代に引續き三代將軍家光八代將軍吉宗の如きは隠れもなき明君にして其事跡も見る可きもの多しと雖も其他累代の君を平均すれば智愚相半して寧ろ暗弱我儘の人物こそ多數あれども徳川の政事は何れの時代も同一様にして曾て著しき變化を見ず即ち暗主をして其暗弱我儘を政治上に逞ふせしめざるものにして專制の實なきこと明に證す可し此事情は獨り中央の幕府のみにあらず各藩共

に符節を合するが如く藩主の性質明察にして藩政の遲鈍あるあり藩政活潑にして藩主の暗弱なるあり藩主と藩政と殆んど關係なきものゝ如くなるの奇も似たれども實際に於て藩政を左右する者は時の老臣執政にして其執政の進退は暗々裡に藩士一般の輿論に制せられ執政の藩主信任の執政よりありながら内實は藩士に對して責任あるものゝ如く一進一退その在職中施政の得失に就ては國人は唯執政を毀譽するのみよして曾て藩主を怨望する者なし稀も或は明君賢相相投して水魚の如く大に藩政を整理して功を奏したるものなきも非ざれども多年を平均して千萬中の一をれば事例として見るも足らざる故も日本國民は封建の君主を尊重崇拜すること固より厚しと雖も其これを拜するや政事の故もあらず唯本心の誠に於て拜するのみよして施政の權柄は君主以下に在るの内實を了解せざる者あり事情こそ異なる

れ事の實際を喩へて云へば英國の臣民が其帝室を尊崇するものと深きよも拘はらば英政の實權は下院に在るの實を信じて疑はざるものゝ如し

尙ほ此上にも我封建君主に就ての奇相を云はんも將軍より諸藩主に至るまで其生活の程度に非常な高尙にして身邊の萬事鄭重を極め二百五十年の長歲月次第々に増長して其餘弊に遂に教育をも怠り深宮の中に安居して世間を見ず甚だしきは金錢を手もせず金錢の何物たるを知らざる者さへある程の次第にして一種無類俗に云ふ殿様の性質を成して共に人事を語る可らず同時に諸藩中以下の輩は祖先遺傳の心身を發達して唯進歩の一方あるのみ特に元和偃武の後ハ武家も漸く武事に閑を得て漸く文事も志し元祿以後幕府の末年に至るまで日本の文學に殆んど頂上に達して啻に漢文を以て足れりとせず寶

曆の頃より荷蘭の書を読み醫術物理を講ずる者も少なからず斯る次第あれバ士流の間に之單に武藝のみを語らずして政談も亦漸く熟し或ハ歴史を編纂し或ハ經濟書を著す等凡そ僧侶の手を假らずして士族社會又此種の著述は古來徳川の治世を最も盛なりとす一方又封建の將軍殿様を見れば暗弱固より政を親らす可きものに非き又實際に於ても之を親らす者なく一方の士族社會にハ既ハ政治上の實驗もあり又その議論も迂濶ならず日本の政治上ハ變動ホからんとするも得べからざる勢あれども唯未だ其機會を得ざるのみ

左れば我開國ハ日本士族の運動を促すの好機會と爲り之より政變の端緒を發したるハ相違もあき事實あれども徒ハ尊王攘夷の議論に狂したるが如き簡單ある出來事ハあらず其實ハ士族の流が古來未曾有開國の大事變に乗じ平生の志を伸したるものにして攘夷論の如き

唯是れ一時の方便のみ故に士族等は固より封建君主の暗弱を知り又その治風の專制を厭ふと雖も古來の習慣容易に破る可きにあらず特に上下の名分を我人心に銘したる教なれば是に於てか一策を案じ先づ帝室神聖の名に依頼ス又各藩の名を利用し尊攘の一主義を口に唱へて首尾能く幕府を倒したれども之を倒して第二の幕府を作るは其素志に非き如何とあれば士族ハ既に封建君主の恃むに足らざるを知り又自家に經世の技倆あり熟練あるを知ればなり然かのみならず此時に當りてハ西洋文明國の事情も漸く明にして彼國人の言を聞き彼國の書を読めば治國ハ必ずしも絶對君治のみハ限らき君民同治衆庶會議の例もありとの事實を發見し士族等は己れの身ハ既に爲政の技倆あるを恃む其上に西洋諸國の事例は云々と聞くからハ今更第二の幕政を經始して其專制政治の下に立ち又その間ハ奔走するが如き

の甚だ不愉快なるのみか最初より是等の事には思付きもせずして只管西洋流の會議説を悦び攘夷鎖國の狂熱は忽ち變じて開國改進の國是と爲り遂に維新勿々五箇條の誓勅を發せられて廣く會議を起し萬機公論に決す云々の旨を天下に公けよせられたるも當時日本の政治社會に行はるゝ大勢の方向を示したるまでのものにして偶然に非ざるあり當時世にある翻譯書は和蘭の醫書物理書兵書等なりしが偶ま西洋事情と題する一編の彼の國々の政事人事を記し専ら英米人に聞き又英米の原書を翻譯したるものにて日本人の目よの最も新らしく政治社會の人は殆んど之を讀まざる者あき程の勢にして其發賣の數正版僞版を合して十五萬部に下らず同時は學問の勸と題する小冊子は十七編合して百萬冊以上を發賣したり亦以て西洋文明熱の高きを見るよ足る可し右等の事相を今日より見れば悉皆其然るを圖らせし

て然るものゝ如く當局の其人よ於ても自から知らずして運動したりと云ふ者こそ多けれども天下の大勢は滔々たる江河の流るゝが如くよして人物は恰も塵芥よ等しく知らず識らず其流よ從て浮沈するのみ

改進の議論既よ最上の勢力を占たる上と封建の制度は改進の論と両立す可らず乃ち又廢藩の議を發し一朝にして三百藩を一に合し完全無欠なる大日本政府の基礎を定めたるは其功偉大なるのみならず此事跡よ由て考ふれば當初士族の運動の攘夷に非ず討幕よ非ず其幕府を倒したるは幕府に敵したるよ非ぞして立君專制の政治に敵したるの事實始めて見る可し如何せなれば有罪として伐たれたる徳川も有効として賞せられたる各藩も其家の禍福の廢藩に至りては同一様なればなり罪も功も家よあらず士族流の創造したる新日本の政敵は唯

絶對の君治に在るのみ明治の初年西郷翁が友人に贈りたる書翰あり之を一讀しても當時士族有志輩の活潑敢斷にして經營も怠らざるの情を見る可し

朝暮秋冷相催彌以御壯榮被成御座恐悅之御儀奉存候陳ば天下の形勢餘程進歩いたし是まで因循の藩々却て致奮勵尾州を始め阿州因州等の五六藩及建言大同小異は有之候得共御催促申上候位殊に中國邊より以東大抵郡縣の體裁に倣ひ候摸様に成立既に長州侯は知事職を被辞庶人と可被成思召にて御草稿迄も出來居る由封土返献天下の魁たる四藩その實跡不相舉候ては大に天下の嘲弄を蒙り候のみならず全奉欺朝廷候場合に成立天下一般歸着する所を不知有志の者は紛紜議論相起候上外國人よりも天子の威權は不相立國柄にて政府と云ふもの國の四方に有之など申觸れ頓と國體不相立と

申述候由當時は萬國に對立し氣運開立候に就ては迎も勢ひ難防次第に御座候間斷然と義を以郡縣之制度に被復候事に相成命令被相下候時機にて御互も數百年來の御鴻恩私情に於ては難忍事も御座候得共天下一般此世運に相成いかゞしても十年と防かれ申間敷此運轉へ人力之不及處と奉存候此際に乘じ封土返献の魁よりして天下一般の着眼と相成上は色々議論相立候而は是迄勤王の爲に幕府掃蕩被遊候御趣意も不相貫殊に頼朝以來私有の權を御一洗被爲在候御功積も難相立事も候得者決て異議は有之間敷候得共舊習一時も散し候事に候へば異變無之共難申國々も不相知に付於朝廷者戰を以被決候に付確乎として御動搖不被爲在候間夫丈者御安心可被下候此運に當り私有すべき譯無之に付大體變動の摸様も相見ぬ不申候得共此末處置を間違候は、如何の變態に押移候哉も難計事ぞ

奉存候此旨乍略義再行如此御座候尙追々可申上候得共急々敷一筆
奉得貴意候恐々頓首

七月十九日

西郷吉之助

桂 四 郎様

維新の眞面目は右西郷翁の書中に寫出し廢藩置縣人權平等の主義は
其骨髓にして絶對君治の舊風は主從の恩義に易へても一掃せんとの
決心分明よ見る可し爾後十數年の間には様々の變化も多く當時翁が
人權平等の説を主張し長州侯は藩知事の職を辭して平民籍に歸せら
る可しとて極めて賞賛したる其長州侯の家來共を始めとして舊諸藩
士中の功臣と稱する者が却て華族に列して舊諸侯と席を共にし所謂
雲上に得々たるが如きは西郷翁よ對して面目なきのみろ聊か維新の
精神に戻るの嫌なきよあらざれども唯是れ一時小兒の戯よして功名

男子の痴心を慰るに過ぎず時節到來すれば自から亦自省して改むる
こともある可し此他政論よ就ても民議風を是とする者あり非ととる
者あり時としては進むが如く又時としては退くが如く局部の運動を
見れば解す可らざるもの多しと雖も都て暫時の小波瀾たるに過ぎず
して大勢の進む所は防ぐよ物なく遂に約束の如く今日の國會開設よ
至りしは維新の精神に形體を附したるものと云ふ可きのみ

今日の國會は唯維新の精神に形體を附したるまでのよにして深く
驚くに足らず世人或は云ふ西洋諸國の國會は大概皆人民の脅迫に由
來して平和の手段よ成りたるものなし然るよ獨り我日本國にては官
民和樂の中に起るのみか却て官邊より求めたるの情なきにあらず不
可思議なりとて之を怪しむ者あれば好き手際なりとて竊に誇る者も
あり殊に外國人の如きは我國事に關心すること深かふずして隨て其

事情を探るにも迂濶なればます、疑ふ者多きが如し尤至極のことなれども前節に開陳したる我日本政治の歴史を玩味したらば或は其疑を解くも足る可きか、日本國民として特に政治に關して無熱なるに非ず立君專制の政體を變て君民同治の政風に改むるに、多少の波瀾なきを得ず東西の人情相異なるもとなけれども我國會の波瀾は既に王政維新の時に發して事既往に屬したるのみ即ち前に云へる如く維新の一舉は單に徳川政府を倒すに非ず日本國は絶對君治の根底を斷絶したることにして之が爲め一時干戈を動かして血を流したるものとあり維新の騷亂即是れなり然りと雖も其騷亂の結果は日本の士族即ち國民の素志を達して之に反對するものなきのみならず凡そ世界各國の歴史に徴するに舊政府を倒して新政府を興すに當りては假令へ首尾能く其事を成すも時に或は餘燼の再燃に遭ふて多少の困難を

見ざるはなし源平の興廢は往古の事として之れを擱き徳川の初代にも大坂浪人の沙汰あり海外の佛蘭西も於ても舊王政の廢したるは日既に久しと雖も其政治社會には目下尙ほ王黨あるものを存し先帝ナポレオンの家を恢復せんとて熱心する者あり尙ほ甚だしきは百年前のホルボン家を慕ふ者さへなきに非ずと云ふ蓋し人情に免かれ難き所のものなる可し然るに王政維新は開基二百五十年の幕府を倒し次て三百の藩を廢して禍福の顛倒古來未曾有の様なりしものも既に其事を成したる後は日本國中寂として聲なく全國人が舊將軍舊藩主を見れば唯ろの身邊生活の舊に異なるを驚くのみとして其政權を失ひしことに就ては恰も當然の出來事として怪しむ者もなく悲しむ者もなし況んや怒る者に於てをや往事春夢の如く消して痕を留めず其心の淡泊なる實に古今世界中に事例なきものなり此一事を見ても維新

の擧は封建の君主を仇としたるに非ず其專制の制度に敵したるの事實明に證を可し斯る事の次第なれば今日に至り專制々度に正反對なる國會の設立に付き波瀾の由て起る可き原因なきは理の最も睹易きものならずや或は強ひて現政府を專制の政府を以て一方に置き、人民を自由主義の人民として他の一方に置き雙方相對して其間には必ず衝突ある可き筈の者ありと想像する人もあらんれども是れは唯西洋の歴史を素讀するのみにして日本の事情を知らざる者の想像たるは過ぎず今の政府は專制ならざるのみか其當局の人々を前年專制の政府を倒さんが爲めに畢生の力を盡したる人あり、之を倒して第二の專制政府を造らざりし人なり、日本の治安は封建の君主に依頼するを須たず衆庶會議を以て事足る可きを悟りたる人なり、古來國政の權柄は封建君主の手を離て其以下に屬するの事實を知り又ふれを信じて

疑はざりし人なり、之を要するに在政府の人は自由改進の魁にして然かも身躬から其事に當りたる人物のみなれば今日民間に如何なる自由主義の者あるも自由と自由と相對して衝突す可しとは事實の許さざる所なり唯二十餘年來政局に當りし其間には時として勢に乗じて政權を弄したる者もあらん、或は武骨流の人は維新の精神を悟らず專制の舊政府を倒して已れ自から第二の專制政權を執る可しと心得違ひしたる者もあらん、又或は古風淺見の士人は王政復古の文字に誤られ畏くも神聖なる至尊を煩はし奉るに俗界の俗政務を以てせんとするが如き法外なる空想を懷きたる者もあらん是等の事情に就ては民間にても多少の不平を生じ或は之を目して專權の處置と云ひ藩閥の弊と云ひ國體を知らざる空想論を稱して隨分物論を催はしたるふともあれども畢竟是るに政談社會の小波瀾にして大勢の運動を左右す

るに足らず之を喩へば今日民間の政黨と政黨と相對して主義を異にし、又その一政黨の中にては黨員相互に意見の相投せざるものあれども立國の方向を開進進歩と定むるの一事に至りて曾て齟齬するものなきが如し左れば二十餘年來政府と人民と相對して或は不調和の情なきにあらざりしものも國會開設の利害論よりして大破裂に及ぶが如きは萬々ある可らき如何となれば明治の日本國の官民共に既に專制の治風を脱却して進歩の方向を共にするものなればなり尙ほ此上も國會政治の實施に當り我國民特有の習慣を以て萬般の事を圓滑ならしむ可き事情ありければ前條々々記したる事實も照らして之を左に證明す可し

前節第一條は君民同治の立憲政體に於ては君と民との間に一種絶對の權力を安置し雙方共に其制裁を受けて圓滿頂上の得意もなく又極度の不平もなし云々を陳べたり又上に君主を奉して立憲の政を行はれしめんとするよも其君を尊崇敬愛すると神の如く父母の如くにて却て俗界の俗政務は君主の與り知る所に非ずとの事實を了解し如何なる場合にも責を君主の身に歸して怨望するとある可らず、又法文は人事の繁雜微妙を盡すに足らざるが故に立憲政體の間に運動し其下お居らんとするものは法文の字義にのみ依頼するよりも人生の常情に生ずる習慣に制せられ、法の下に運動しながら其法を忘るゝ迄の境遇に達せざる可らず、又立憲の治下に居て既に絶對君治の干涉を脱するときは人民の居家處世は無論、公共事務の或る部分までは自治の運動なかる可らず、凡そ君民同治立憲國會の政體に必要な原素は右の如くにして我日本國民の習慣に此要素あるやあきやと尋れば我輩は口を放つて之に富むものぞ云はざるを得ず上古の事は姑く擱き徳

川政府二百五十餘年の其間に權力平均の主義は之を大にして政治の組織之を廣くしては士民の關係、尙ほ下て民間些末の事に至るまでも得意と不平と相半して圓滿頂上に達するを得せしめず上下貴賤貧富強弱かの〳〵満足するを得ざれども又自から得意の點もありて其分に安んじ世々の習慣は第二の性を成したることなれば例へば今日の國會組織に於て憲法を定められたる上は國家の大權は固より帝室に歸して萬世動搖す可きに非ざれども彼の空想論者の思ふが如く俗政の小權柄までも帝室の累を爲すことある可らざれば論者の内心に於ては或も不満足を感ぜることもある可し又國會前の政府ハ人民ヲ對して會釋少なければ随分活潑にして時として失策なきに非ざれども又時としては施政の成績美にして功名手柄の著きものありしかども今や何事も議院の議を経ざれば行ふ可らざるのみか其議事とても往

々餘計の時を費し自分等の活動に不便利にして功名を却て議院に歸するが如き奇談もある可し又議員は待ちに待ちたる國會の開場に遭ふたれども扱實際に至れば人民は參政の權を附與せられたりとして國會の大權を以て自由自在に大政を左右す可きにあらず時として失望不平もある可し嘗て政府に對する權衡は於て然るのみならず政黨と政黨との關係は於ても又同黨中の人と人との交際も於ても人文の進歩する程は議論も亦喧しく此の一方は於て勝を制すれば他の一方に對してハ失敗を取り、昨日までハ我幕下と思ひし者に對しても今日を却て其教を乞ふの要用あり、老者常に油斷す可らず少者常に得意なる可らず之を要するに政治社會の權力縱横無盡に入亂れて甲乙丙丁誰れ一人として圓滿の得意を以て居る者ある可らず唯その時に當りて人々安心の法を月は村雲、花は風の俚諺を思ひ苟も一時の不平不如

意を醫せんが爲めに極端の手段を用ひざるに在るのみ然るに我日本國民と此の一段に至りて安心の堅固なること他國人の企て及ぶ所にあらずして假令へ或は從來の我儘に増長し又は新進の血氣に乗じて奇を働ふんとする者あるも社會全體の人心は古來の習慣に養はれて動搖す可らず奇は唯一時の奇にして政海の小波瀾のみ或は其波瀾の局處を見れば危険の觀を呈するともある可しと雖も恐るゝは足らざるあり又立憲政體の要は君主を尊崇敬愛して之に政治上の責を歸せざるに在りと云へど此一事は特は日本國民は固有する徳義にして千古以來我帝室の神聖犯す可らざるを知らざる者なきのみか武門の世に至りても君臣上下の名分を益々明くして帝室の神聖を尊拜するのみならず封建の將軍藩主に對しても其家來領民たる者と之を視ること鬼神の如く父母の如くし殊に徳川治世中將軍藩主は專制の政

權ありと雖も唯表面の名のみにして治下の士民中誰れ一人として施政の得失に關して直に其主人を怨望したる者あるを聞かず主人は恩徳の泉源にして怨の府に非き左れば此習慣を國人の骨に徹して天性を成し今の帝室を尊崇敬愛すると唯人々の性に從ふのみ日常の言行自から知らずして此は發し其至情の濃るを評すれば恰も君を忘れて君を知るものとも云ふ可き程の有様なれば我政體が立憲に變ずるも變ぜざるも帝室は依然たる萬世の帝室として俗界の施政に如何ある得失あるも誰れか直に至尊を仰いで之を訴る者あらんや凡そ世界中に國君多しを雖も其家の堅固にして安きものは我大日本國の帝室に比す可きものを見せ此一點に於ても我立憲政體の要素は缺く所のものなき知る可し

又立憲政體の間に運動して其下に居らんをとする者と法文の字義に依

頼せずして人生の常情に訴ふ可しと云へり世界は立憲の國多くして各その法文あらざるはなしと雖も錯雜無限の政務を處して利害の相戻ること勿らしめんとするにハ簡單ある法文を以て足る可きにあらず強ひて文字は依頼せんとするときハ唯事の難澁を見る可きのみ故に法律は大切なり國民の依て以て生を安んずる所のは唯一片の法文あるのみあれども是れは萬々一の場合にして平生に在てハ官民共に法の中は居ながら法あるを知らず其言ふ所行ふ所自然に法は戻らざるの習慣を成して始めて立憲政體の無病なるものと云ふ可し例へば英國の政治は於て政權の實は下院に在りと雖も其帝室は勅撰議員を命ずるの特權あるが故に帝室にして若しも下院の議は満足せざることをあれば新に多數の貴族を作りて之に上院の席を授け以て下院を制すること易し憲法に於て明に許さざればも百餘年來の習慣

は於て曾て其沙汰を聞かず萬々一も今日の實際に斯る事跡もあらんに英國の人は上下一般に之を奇怪として許さざることあらん即ち英人の法の下に居ながら其法を行ふよとを許さざる者なり又英國の憲法に宣戰講和は帝室の特權にして帝室は兵馬の大權を握ると雖もミニューチニ アクトとして軍隊の維持に關する法律は毎年これを議して更始するの掟なるが故に國會の決議を以て之を更始することあきらかに於てハ帝室には兵馬の權あるも兵馬の實物を得ざるの奇觀を呈す可しと雖も古來曾て斯る奇觀を觀たるよとあし又千八百七十八年英國出版バジョー氏の英政論に

女皇が上院の否決にも拘はらざる皇室の特權を以て陸軍の賣官法を廢止したるに付ては一般の國民は其異例を怪しむ者多しと雖も女皇が法律上ハ國會の議を俟たせしめて擅行す可き其特權の條々を枚

舉して前記の事の如きは唯僅に特權中の最少部分のみとの次第を示したらば其驚愕更に大なる可し今その一二を云はんはんに女皇は特權を以て能く陸軍を解散し(法律上定數以上の兵を募るを得ざれども全く兵備を解くに妨なし)大將以下の將校士官を免じ又海軍一切の水兵を罷め軍艦武器を賣却しコーン オールの一縣を割以て隣國と和を講じ又ブリタニー(佛領)を略取せん爲め又戰を開き合衆王國の男女を舉げて盡く貴族に取立て、合衆王國所在のバリシユを大學と爲し、一切の文官を免罷し一切の囚徒を赦免せること勝手次第なり之を約言すれば女皇の國家の政務を全廢し無名不利の宣戰講和を行ふて立國の體面を汚し海陸の軍備を廢して吾々人民を外敵呑噬に委棄するの大特權を有する者あり云々

とありて尙ほ此種の奇を計ふれば枚舉し遑あらず故に英政の正面より見れば絶對君治の事を行ふ可し又純然たる共和政の事をも行ふ可しと雖も唯英國人の常情これを行はざるのみ一言これを評すれば盡く法を行へば法なきに若かきと云て可あらんか又米國の憲法も凡る右に類似のもの少からず例へば大統領は國會に對して決議の再議を求むるの權あれども國會に於ては上下兩院の議員三分二の同意よ由れば大統領の許諾或俟たせしめて其決議を法として實行するの權あり此一點に於ては大統領は無權あるが如くなれども行政權は大統領の手にあるが故に假令へ法律を爲りたるものにては其實施の遲速如何に就ては國會も亦これを促がすの權なし其狀恰も實施の歸する所なきものゝ如くなれども唯積年の習慣に由りて實際の差支を見ざるのみ抑も米國の憲法は百餘年前の編成に係り今日より之を見れば時勢の變遷に從て不都合なる箇條もあり又その文面に遺漏も少から

ず其一二を擧れば國會に宣戰の權ありと記して講和の事を言はず而して大統領は兵馬の元帥なるが故に一度は國會にて戰議を決して大統領が軍事を命令するときは隨意に戰爭して國會は之を止むるを得ず又國債を募るは必らず國會の議決を要することせなれども憲法に紙幣云々の事をきか故に大統領は行政の處分をして紙幣を發行するに妨げなし國債と紙幣と名を異にするも其性質は同様あるに一方に之を防で他の一方を問はずとい奇ありと云ふ可し其他憲法の文面通りにて今日の實際に行ふ可からざるもの甚だ多けれども米國人の氣風として事の細目に拘泥せず磊々落落人生の常情に訴へて世に處するの習慣に富むが故に憲法の字句を問はず唯實際に行はる可きものを行ふて施政の圓滑ある其趣を喩へて云へば先人の遺言書を聞き其今日に不都合ある部分をば好きやうに解釋して實際に子孫の利害

を妨げざるもの、如し彼の國の漫言は議員が其撰擧の際に文典并にスペルリングの試験を要するとありては米國の國會は廢滅の外ありと云ふことあり蓋し國會議員は憲法を解釋するは其文面の如何に拘はらず唯だ實際に都合好きやうに説を附けて往々文學上の文法を誣ゆるものと多きが故に若しも此議員をして正面より文法を守りて憲法に従はしめたらば國會を一日も立つ可らずとの意味を面白く漫言も托したるものならん左れば我國の憲法とても正面より之を讀で其文字のみは依頼せんをせるときは政府が人民に對しても人民が政府に向ても相互に衝突して相互に窮迫せることある可し頃日朝野士人の言を聞くに官民の間大抵の事互に堪忍すれども苟も憲法に差響くことありては最早用捨す可き限りにあらせとて一方が頻りに其用意して憲法第何條と斯く々の意味ありと云はぬをかりに説明されば

却て人の氣配を惡しくし他の一方又は自から解釋を別として之に反對し甚だしきに至りては上奏などの言を口にするものさへありと云ふ誠に驚入りたる次第にして上奏の文字は憲法の文面にみそあれ實際は百年中に一度も其事ある可らざるの不言の中に會心を可き筈あるに今その然らざると無識不熟練の小政治家が憲法を喜ぶの餘りに憲法を醜視したるものにして結局雙方の心得違ひを云ふの外なし故に今日の情態よりして事の一局部を見れば官民中の人に或は雙方の衝突窮迫を合點しながら態を運動を試みて一時の快を取らんとする奇士もある可し其頂上に達しては國家の一大事を思ふ程の勢も迫るともある可しと雖ども幸なるは我日本國人は前節を陳べたる如く徳川政府二百五十餘年の久しき所謂大法の下に生々して専制の政治を支配せられ乍ら専制の君を見せ、専制嚴酷の法律外に寛大至極の習慣

法あるを了解して常に法律の文面外に悠々たりし者にして其寛大の氣質の三五十年を以て消滅す可きに非ざれば假に今日の政治社會に於て政府までも人民までも法の文字を争ひ之よりて無理を勝を制したりと云ふ者あるも一時の勝敗は兎も角も遂に國民一般の常情に訴へられて無理なる者を無理に歸し遂に世に見放されて孤立の姿に立至る可きのみ即ち我立憲政體の下に奇士の奇を呈す可き餘地なきものにして假令へ暫時の奇觀あるも唯外面の一局部に止まり社會の裏面深き處も着實寛大の氣風充滿するものと知る可し又絶對君治の名義を脱して立憲の治下を居る者は自治の覺悟要ありと云へり此一事に就ても前節既に云へる如く日本國民は二百五十餘年の間政權こそ窺ふべきを得ざれども地方公共の事務に於ては十分に自治の事を行ひ政府の干渉を受けざること久し唯維新以來政府の政策

恰も逆行して徒ら人々勞し錢を費したること多しと雖も近來は當局者も聊か自省する所あるか更に地方の自治を獎勵するもの、如く封建時代の自治と近世の自治とは自か趣を殊とする所もある可しと雖も其精神は即ち相同じ今後政府が果えて前非を改め干渉を少くして之に加ふるは封建時代の遺風ある官尊民卑の陋習を掃却することあらんには我國民の自治も更に面目を改めて立憲政體の要素たるに毫も愧る所ある可し

以上章を重ねて開陳したるが如く我日本の國會は明治二十三年は形體の成を告げたりと雖も其生誕は二十三年にあらずして明治元年王政維新の時より在り其維新の時に生誕したるは徳川政府の治世二百五十餘年の素因に胚胎して嘉永の開國これ誘因と爲り西洋文明の輸入以て分娩を促がし事の由來久しくして胎内の發育十分に熟し分娩

も亦時を得たるものなれば其生兒たる國會の健康もまた長壽萬々歲たる可きは識者の診察に於て違ふことなかる可し抑も此事たるや我歴史上の事實に明白にして内國人あれば少しく思案して直に會心すること易きと雖も外國人も則ち然らず其日本の事情を知るも難きは吾々日本人が常に外國の眞面目を探るに苦しむが如く動もすれば一時一局部の見聞を以て全面を速了判断することなきに非らず是即ち我輩が内國讀者の厭倦を憚からず徳川時代の往事を記して歴史文外の事情を明したる所以あり唯願くは外國有識の士人が心を潜めて我數百年來の人事政事の真相を研究し日本の地理は東洋の一隅に位置れども其國民は則ち外人の夙に想像したる東洋人に非ずとの事實を發明したらば國會の設立も偶然あらざるを知りて始めて心に釋然たるを得べきのみ

左れば我國會の基礎は堅固至極のものにして前途の望は順風に帆して走るに異ならずや雖も船の運動を唯風にのみ任す可らざるが如く立憲國會の政治を維持して今の文明世界に立たんとするには政府も人民も相互に協力して針路を一にし相和し相援るのみならず各自から省みて自から抑制する所のものなかる可らず此點より觀察を下して維新以來今日に至るまでの政府を評すれば勇進敢斷、事業の擧りたるもの少なからず維新勿々武家廢刀の令、平民へ苗字乘馬の免許、廢藩置縣、府縣會の開設、電信郵便、鐵道汽船、海陸軍の擴張、法律諸規則の改良、税法の整理、貨幣の制度等に至るまで其成績偉大にして美あるもの多しや雖も又一方より見れば政府は智識の府と稱しながら其衆智者が合體するときは動すれば一愚人の事を行ふて失策の痕跡を事實に現はし假令へ其影響は國體を損する程に至らざるも徒勞徒費に屬して

物論を招きたるもの少からず外債を募りて其何の爲めにしたるや知る可らず、起業公債を發して業の起りぬるを見ず、漫々鑛山に着手して收支相償はき、紙幣を増發して一度び市場を紊亂し尙ほ之を回復するの法を誤りて商工社會倒産の禍を今日に遺し國庫の金を容易に一會社一個人に貸して遂に之を失ひ民力不相當の教育に熱して官民の財を空ふし大小不用の官吏を情實の爲めに用ひて事務を繁にし、政治上にあるまじき宗教の事にまで手を出し神佛の雜居を許さずやて爲めに名所舊跡の景勝を破壊するのみならず國教とも稱す可き佛法を敵視して暗ふ神道を助け遂には畏くも帝室の御葬祭までも千年來の御舊式を改めさせらるゝに至り、人民舊來の自治を妨けて干涉を多端よするのみか政府の名は平等と唱ながら官尊民卑の實は封建の時代に異ならず、爵位族稱の兒戲を新にして既に人心を失ふ尙其上にも政

治上に警察權を用ると甚だしきに過ぎ容易に人を拘留し容易に人の家を搜索し又容易に人の秘密を探り其探索實を得たるものは尙る恕す可しと雖も往々想像に誤りて人の不平を招くもの多し例へば明治二十年十二月東京市内に住居寄留する者にして内亂を陰謀し又と教唆し又と治安を妨害するの虞ありと退去を命ぜられたる者の如き果して其虞ありしや否や之に退居を命ぜざりしならば果して内亂を起し治安を妨げたることある可きや否や未發の事は圖る可らきと雖も今又して心靜かに考れば退去の命も或は不用なりしに非ずやと今更ら云ふて甲斐なきことながら我輩の竊に惜しむ所あり元來天下の大勢より見るときは彼の所謂在野の民權家ある者も在朝の官吏ある者も共に開進の方向を與にして共に一方は進む者よころあれども唯官吏と時の政府に居て事を執るが故に一時互に地位の相違あるのみ

のゑとなれば其の地位を異にすればとて之を敵と見るも足らき悠悠々相交り相容れて長者よと學び少者に教え區々たる名利の私心を去て相共に一國の大名利を謀るこそ自身の愉快なれ又子孫の幸福をと思へども今更の然るを得ざるは政府部内の人々が維新の初めより既に已に專制君治の羈絆を脱して會議主義の治風に呼吸しながら時お或は外面の體裁お欺かれて事の本來を忘れ政府の内と外とに恰も主客を區別して自から主人を以て居り主人の類に厚くして客を疎外し暗に專制風の恩威を試みんとて君子に交るの法を知らず遂に政府の本色たる政權維持の範圍外に逸して客位の輩を輕蔑したるものより外ならき人情に免かれ難き弊事あれども政府中老練經世の人物よ乏しく已に克て分を知るの教なきが故なり又一方の民權家よ就ても我輩の感服せざるもの甚だ少からき王政維新は時勢に乗じた

るものといふ云へども其時の勢を見て事を成したる者の今の政府の人々あり之を喩へば投機商が一攫千金の利を得たるの時又投じたるのみ人の勞も非きと云ふと雖も其時機を察したるの其人の働もして他より利益を争ふ可らざるが如し左れば維新の有志輩が時機を見て興り千辛萬苦前後身を殺したる者も多き其中は僅に一命を存したる人々が今の政府も立て事を執るとなれば其舉動に多少の無遠慮我儘あるも之を恕するの大人の事なる可し然るに政府の人も當初の精神も於て際限もなく政權を私するは時勢の許さざるを悟りて國會開設の決斷に及びたる今日なれば人民も於て最早や不平はある可らず唯この上の問題の國會の權限如何政府の内心如何の一點なれども一國の政務に至極錯雜なるものにして現政府の由來僅に二十餘年と云ふも此二十餘年の間は自から其政務に歴史もあり因縁も入組みて近く

接して之を視れば平生の豫想外に出るものも多かる可ければ先づ事の簡單にして利害の明白なるものゝみを議論し雙方より互に意見を吐露する其中には自然に國會の權限も定まり又政府の意の在る所も知らる可ければ總て事を着實にするより得策なれば佳境には漸く入る可し性急にす可らきと我輩の宿願あれども民間濟々の多士の中に血氣の人も少なからきして國會開場の其以前より滿腹の不平も堪へき政府を視ること讐敵の如くし凡そ二十餘年來の施政の一として取る可きものなし此れも失策其れも非擧ありとて一より百に至るまで唯だ他の弱點のみを摘發して攻撃を試みんとする其趣は國の爲めに政治の得失を明とするよりも寧ろ政府の人を對して怨を報せんとする者の如し既に國會の開場も及びても場中の論勢時としては議政の本色を次ぎに去て些末の權限論も時を費すことはなある可きやと竊

よ心配する人もあるよし我輩の甚だ堪へ難く思ふ所よし一言これを評すれば國家議政の君子よして自尊自重の資も乏しきものと云ふ可し抑も今日の日本の鎖國の日本も非ずして世界萬國も對するの日本なれば國會も政府も其政を議し政を行ふを直接に日本國人自家の小利益のみを云ふ可きに非ず國家永遠の實力を養ふて對外の體面を張るの工風も専一なれ然るを區々たる政府の大小官吏が其地位を守らんとすれを國會の志士は之を攻めんとし攻防の小策正に忙しき其際に立國遠大の大計を忘るゝが如きは果して平生の本意なるや今の政治社會も在る人々は官民共に悉皆封建士族の流に非ざれを其流を共よしたる民間の士人あり此種の士人は昔年の忠臣にして主人の御馬前に討死を約したる人ならや今日我輩は敢て其討死を求むるに非ず唯その主人の爲にするの心を移して日本國の爲めにするの忠

と爲し官民共に些々たる私怨私徳私名私利を掃却し眼中唯大日本國あるを見て之が爲めよ内の不愉快を忍び圓滿の功名を期する勿らんよと我輩の吳々も祈る所あり

右は二十餘年來我國官民の關係にして其事情面白うらざるに似たれども一國大勢の運動上より見れば二十年の小波瀾は唯是れ一呼吸のみ固より以て我政治社會の運命を左右するに足らざるのみならず或て今後國會の事情に由り如何なる變動を生ぜ可きやも計る可らずと雖も根本の堅固なる日本の立憲政體の日月と共に長久なる可きよと我輩の敢て信じて疑はざる所なり凡る事物の維持保存は先づ我安心の如何に在り恠心に暗鬼を生じ病を恐れて却て病に罹ることあり世上淺見の人自から自國の政體を怪しみ却て之を害するの恐なきに非ず況んや外國の人に於てをや我政治の近狀を皮相して如何ある説を

作す可きや圖る可らき我輩一片の婆心内外人の心を安からしめんが爲め數日の筆を勞したるのみ

國會の前途畢

國會難局の由來

明治二十四年第二期の國會解散して今正に再選舉の用意に忙し政治上の一小波瀾に過ぎざれども國の安寧の爲めには不幸にして之を人身に喩へて云へば無事に眠食す可きものが俄に病を發したるの狀も異ならず然るに凡る人身の病に其發するの日に生ずるに非ずして病を醸すの原因は必ず發病の前に在るを常とす中毒症の如き其急なるものは原因も發症も明白なれども時として慢性の中毒に遭ふては病因の詳ならざるが爲めに醫師の苦心すること多し左れば今度の解散を視て單に急性の中毒と認め議會が漫に政府に反對したるが故に直に解散の症狀を現はしたりと云へば誠に簡單にして一時その毒を排洩すれば病も亦除く可きに似たれども我輩の診察する所にては議會

の反對の發症の近因にして之をして反對せしめたる遠因は數年の以前より醸して全く慢性の中毒即ち政府の不養生に由來するものなりと斷定せざるを得ず既往の事を陳べて恰も政府の人の拙を擧るは其人に取りても愉快ならず我輩とても今更ら他の前非を喋々するは甚だ好まざる所なれども之を云はざれば今日政治上難局の事情を詳にするよ由なし止むを得ず其病の發端と其年來の不養生とを略記して以て現症の治療法を講究せんと欲するのみ本來我輩の心の底よ一點の怨恨あるよ非ず他の病よ乘して之を苦しめんとするよ非ず唯その病の輕からざるを告げて大よ今後の治療攝生に注意せしめんとするよまでの老婆心あれば其邊は政府の人々よ於ても我輩の平生を信じて猜疑する勿らんことを祈るものなり

抑も今度の解散は政治社會の難局にして特に國會に發したるが故に假りに奇語を用ひて之を國會病と名つけ其國會なるもの、發端を語らんに明治十三年春の頃より全國各地の有志者々國會開設の建白又請願として社を結び黨を集めて頻りに奔走し又或は東京府下よても何社何會と稱して雜誌新聞紙等を發兌し暗に地方と聯絡を通して結合を謀り處々よ演說者を派出する等自から人心を動搖せしめて政海何となく穩ならざるより政府にても其建白請願の煩はしきよ堪へず又その人心の動搖を傍觀す可きよもあらずして多少心配の折柄當時の當局者中よて智謀の名ある大隈伊藤井上の三氏が發意よて明治政府は逆も專制の一方にて押通す可きにあらず衆庶會議とい維新の時の定論よして先輩の木戸大久保諸氏の如きも素志の在る所へ此定論より外あらず左れば吾々が今日斷然國會開設と方針を定るは維新の精神を實よして且は先輩の遺志を繼くよとあれば此事に盡力せんとして

三氏協同一致して其用意に忙し或は内閣中の同僚と語り又ハ閣外の長老にも謀りて之に應ずる者もあり應せざる者もあり或は應否相半にして決せざるものもありて兎角論勢の未だ決せざる其中に明治十四年の春過ぎ夏來れども國會開設の議論は容易と定まる可きに非ず情實政府中に無理ならぬよしにして三氏の苦心想見る可し然るに同年の八月初旬北地御巡幸の事ありて大隈氏は供奉にて出發の留主中伊藤井上の二氏は政府中の論勢を察して遂に事の成らざるを悟りたるよしならん國會開設は輕卒と行ふ可き事柄と非ずとて大隈氏の正反對と立ちたり神あらぬ身の大隈は夢とも之を知らず留主中も相替らず伊井兩氏は百事と苦心周旋しつゝあらんと思ひの外十月十一日還幸の即日辞表を促かされたるこそ氣の毒なれ傳へ云ふ大隈氏は十四年夏の頃國會の事と付き何か上奏したりしと其上奏の時と伊藤井

上二氏に相談せざりしより二氏が之を不満足と思ふて交情を破りたりとの説もあれども是等は當時の細事情にして固より以て雙方破交の原因とせらるに足らず我輩の推察する所にては三氏協同して事を謀りたる中と大隈は何處までも素志を達せんとて一方に進行して止まざる其反對と伊藤と井上は政府部内の形勢を視察し之を視察するといよ／＼詳なればいよ／＼事情の困難なるを發明し速も叶はぬ事を企て、失敗するよりも此處は志を翻して姑く忍耐するに若かず大隈へは氣の毒なれども政治上の事は止むを得ずと強ひて自から慰めたるよしとあらんのみ尙ほ當時の紛紜に就ては我輩の聞き得て詳なるもの多しと雖も事都て秘密に屬し今更これを公言して人を苦しむるは君子の事と非ざれば態と之を略して云はせ扱右の次第にて大隈氏の辞職は随分無理なる行掛りに生したるよしとあれば之を辞職せしめ

て更に政府の方針を堅固よせんとせむるには其辭職の果して必要に出たる所以の理由を表白せざる可らき是に於てか當時の官海中に種々無量の説を作り針小の事を棒大に言囃し無根の風聞よ騒立つ其有様は火元も見せして半鐘を鳴らし火事よ〜と觸廻はりて消防の用意せむるものよ異らず其群集混雜の中には眞に之を火事と信して驚く者もありしあらん又或は本來火事なきを知りながら態と評判のみを製造して竊よ之を利したる者もあふん誠よ無稽至極の所爲ふして一時の政變の爲めに止むを得ざる計畧ありと云へば云ふ可きなれども堂々たる一國の政府を維持するの本法に非ず政府を一身として視れば攝生法の宜しきものに非ず我輩の今日と爲りて政府の爲めに謀れば聊の赤面する者あり

前條に云へる如く大隈氏を擯くるに其理由あかる可らず又ふれを擯けたる後に政府の方針を固くするの工風も要用なるが爲めよ種々の風説流言を作る其中に大隈と政府の秘密を漏らして云々の説もあれども尙ほ有力なる口實とするに足らき依て爰に福澤翁と三菱社とを持出し翁は兼て大隈と懇意あり而して翁の素志は政府の地位を得んとするに在りて後藤など、も相識る様子なれば其先きに板垣とも同説ならん加ふるよ三菱會社の謀臣と稱する者ハ悉皆福澤の學塾より出たる人物よして翁と三菱社長岩崎彌太郎氏とは特に親友なるが故に今度の一條は福澤が謀主と爲り大隈が政府部内よ働き其金主は則ち三菱社長よして既よ何十萬圓の運動費を支出したりなど取ても付のぬことを云ふ者あれば朝野の小人等と此機會を利せんぞて八方に奔走し人の家に入入して茶話を聞き、友人の顔色を瞥見して臆説を作り、去て權門を叩て注進密告すれば流言ます〜流れて底止する所

を知らず事情紛々の間に大隈の辭職に伴ひ福澤の朋友にして官に在る者は大抵皆放逐せられたるころ奇態あれ又同時に三菱會社も攻撃せらるゝこと甚だしく種々無量の難題を吹掛けられたる末彼の有名なる共同運輸會社の設立より次で兩會社の競争又次で和睦合併の爲めに莫大なる國庫金を失ふたるも其本を尋れば唯烟の如き流言より流出でたる政府の失策にして畢竟するに當時在朝の人々が獨り自から悶着して相手あしに獨角力を演じたるものに過ぎず十年後の今日に至りて其狂熱も既に已み散じ心を虚にして當時の様を想起したらば世間に對して面目あく慙死甞あらざる人も多かる可し斯くて政府が此混雜の最中に明治二十三年を期して國會を開設す可しと約束したるは不思議ある出來事にして全體を云へば政府の基礎を堅固よするとあるからには大隈氏を除くのみよて相替らぬ功臣政事の方角よ

ゑそ進む可き筈あるに左になくして國會開設とは前後不揃なるに似たれども竊に其時の事情を推察するに開設に賛成もあり不賛成もありて容易に決す可きに非ざれども兎に角に人文進歩の世の中に何時までも國會を拒む可きに非ず今より二十三年に至る其中には又自から時勢の變遷もあらんを、唯十箇年の長日月を頼みにして扱ふる決斷したることあらん之を要するに開設論の決したるは正しく政變の最中にして恰も政海の病氣中に妊娠したるものなれば二十三年の誕生後に多少の病あるは當然のみあらん全九箇年の妊娠中に胎毒を醸したることも亦決して少々ならぬ今今の胎毒の次第を陳べんに政府は大隈氏の在職中に發したる國會論を輕卒なりと云て固より之を悦ばず又同時に民間の論勢を視察すれば甚だ穩當ならざるものも多し斯くては大政府の政權を維持するに困却の次第あれば何は扱置

き行政萬端都ての事を引締めて内外の浮薄輕躁を止めざる可らざるは當時政府の論勢にして之を概評すれば果斷強硬無遠慮の舊筆法を再演しよるべきにして假令ひ其間に二三智謀の人物ありて竊に其非を悟るも勢に制せられて自家の意見を伸るに由なく拵げて他の無遠慮説に雷同するのみ是即ち一方に國會開設を約束しながら他の一方に於ては官民の調和を謀らざるのみか却てます。之を隔絶せしむるが如き政略を施して民心を損じたる原因なりを知る可し先づ教育法に就て其政略の現はれたる所を見れば智育德育と申す中にも新政略の實施以後は専ら德育の方に重きを置き然かも其道德の標準は儒教主義を根本にして横文の書をも讀むを悦ばず各地の學校長を任ぜるにも多くの老儒碩學と稱する古風の人物を求めて支那流の古學を再演せしめ甚だしきは開港場の商法學校は英書を教授せんとして容

易に許可を得ざりし奇談さへあり他は推して知る可し又文部省よては學校用の書籍を檢査し民間の著書も就き此れは讀む可し其れは讀む可らずと逐一これを取捨するが故に利も走るは人情の常よして凡そ學校用に採用せられんことを願ふ者は本心よもなき窮屈至極ある道德の頑固論を記して官邊の意を迎へ國中到る處も德育書を見ざるはなしと云ふまでの極に達したることあり尙ほ其上に文部省の目的は官私教育の權柄を一手に握らんとの内意にてもあるか其私學に干渉すること甚だしく苟も私立の學校を助けざるのみか常に其成立繁盛を悦ばせしめて動もすれば不便利を與ふるが故に凡そ日本國中の私立學校にして政府の筋の處置よ甘んぢるものとしてある可らざる即ち政府は全國無數の私學生の歡心を失ふたるものなり又明治十四年後は特よ集會條例の實行よ急よして人民の集會演説等よ種々の不便利

を感せしめたるのみならず我輩が殊更注目する所へ申すも恐多き彼の不敬罪を以て罰せられたる者が十四年以後に最も多かりし一事なり抑も我國民は眞實順良ある者にして殊に帝室に對し奉りて尊嚴を知らざる者なし其これを知るや教られて然る後よ知るに非ず世々の遺傳に由來して三歳の童子にても天子様と申上れば即ち之を人類以上の神體と心得て中心より拜み奉るの國風にして王代の其むるしより唯の一人も不敬の罪を犯したるものあかりしに近年始めて其罪人を見るとは如何よも長大息に堪へざる次第あれども尙ほ一步を進めて考れば或は其罪人は一時の發狂にはあらざりしや精神錯亂して辨舌咄なるが爲めよあらぬ事を口走りたるにはあらざりしや若しも然るときは之を一室に幽閉して全快の時を待つる法もありしならんと我輩は毛頭その罪を恕するふは非ず唯我神聖なる帝室を重んぜ

るの餘りに遺憾の懷を述るのみ法律の密なるが爲めに罪人の數を増すは醫術の進歩に従て病を發見すること多きに異ならぬ唯うの際に要は誤用を慎むの一事のみ
中央政府の政略既よ果斷の趣を示すときと地方政事の之に應ずるは響の聲よ於けるが如く各府縣の地方官が人民に接するの筆法も自ら面目を改めざるを得ず民に教るよ常に篤實柔順の旨を以てしあがら施政は次第に活潑の色を添へて漸く事務の繁多を致し命令規則日々に新にして際限あることなく教育の脅迫、風俗の取締とて動もれば人民の私よ立入り戸籍の調査、婚姻死生の届、相續の法、家産讓渡の手續等その他百般の民事に就て繁文の煩をさしきると實よ名狀す可らば時に或も統計上の要用ありとて飼馬の年齢を問ひ、牛の數を計へ、樹木の大小員數より甚だしきと川よ漁する魚の數、畑に出來たる大根人參

の數までも調査せらるゝとあれば又時を以て衛生の爲めに溝の検査、雪隠芥溜の構造を差圖する者あり又地方旅行の人の目よと必き觸れたるよとならん彼の田舎の諸商店を勿論、露店同様の飲食店より無商賣の農家に至るまでも何の役場の焼印押したる版を掛け是れは何々の免許、夫れは何々の章を稱して其多き一戸の表も五六枚を見るとあり又人力車の塗色、車夫の衣服を制限し、村の祭禮も異様の服装、相成らせと禁じ、盆の躍も夜更けて唄ふを禁じ、社地の相撲、寺内の芝居、戯れの興行もても正服の巡查の嚴重も構へて之を監視し唯ろの遊戯の興を薄くするに足る可きのみ明治の初年に地租を改正して辛苦作り得たる地券を今日反故も等しきと同時に正租地方税の繁雜は日々に甚だしく一郡役所より發する紙片は一年何十萬の數に上り片々皆人民の腦を刺衝せざるはなし其税の輕重を姑く擱き心事簡單なる小

民の身に取りては朝々暮々衝かるゝが如く刺さるゝが如くにして其不愉快は譬へんものなし猫額大の空地を耕して芋を作れば地目變換の出願を促され、十圓ばかりの家産を譲り渡さんとすれば登記願公私の諸雜費も十餘圓を失ふことあり凡そ此種の繁文徒費徒勞の事實を計れば枚舉に遑あらず苟も時はれ黄金の道理を解したる者あらば國家の不經濟も驚くよとならん苟も人民も對して愛嬌の大切なるを知る者ならば爲政者の拙劣を歎するよとならん尙ほ是れよりも甚だしき地方政の無法を申せば各地に流行する道路脩繕、市街裝飾の一事なり文明交通の要用よりして新道を開き舊路を脩るが如きは咎む可きよ非ざれども民力不相應の大工事を起して其費用に苦しみ果ては献金と名つけ寄附と稱して強ひて民財を集め表面も民意の如くに取成して内實も地方官の嚴命も等しきものあり或は必要もなきよ道の

幅を廣くせんせして山を缺き田地を埋るのみか人家立並びたる市街にて無遠慮にも毎戸の軒先きを剪りて恰も住慣れたる人の家を不具の姿に變るもあり又一家の改築を命じて其日限を定め聽かざる者は官の手を以て家を毀つ可きと嚴達するものさへあり各府縣共に大抵皆同様なる中よも先年福島縣地方道路の如きは其最も劇烈あるものにして當時ふれが爲めに大に民心を動搖せしめ事態紛紜その影響波及する所甚だ廣く地方上流の士人にまて罪を被り獄に下りし者も甚だ少からず其當局者は無論地方一般の人民は徹骨の怨として今に至るまで之を忘るゝふと能はず思ふに東北の人は其性質温順なるにも拘らば近年頻りに政論に熱して政府に反對する者多きハ福島縣道路の一條興りて大に力ありと云はざるを得ず彼の地方とて官吏が人民に接して施す所の教育説諭等は例の如く篤實柔順の旨を以てし

たることあらんに寸分の効を奏せせして事態全く其反對に出でたるとの誠は氣の毒なる次第にして政府の人も既往を懷ふて悔ゆる所なきを得ず凡る此類の地方政事は專制の甚だしきものにして武斷政と名くる封建の時代にも容易に事例を見ざる程の次第なるは明治政府は一方は國會開設を約束し國民と共に協力一致して國事を謀らんと明言しおがら其國民を御するは毫も憚る所なきのみか恰も一時の好事心よ乘じ故さらに平地に波を起して民心を失とんふとを是れ勉むるが如き跡あるこそ不思議なれ之を評して開設の準備したるものとは云ふ可らざるあり

又中央政府よ於てハ常に外國に對して條約改正の念を斷たせ之が爲めよは當局者の全力を盡して遺す所なし外人をして我法律に服従せしめんとするにハ自ら其法律實行の體裁を改ること必要なりとて

是に於てか法律改正の論を生じたり其筋にて宣言する所を聞けば人文の進歩も從て改正の要に迫りたりなど云ふも雖も我輩の私見の決して然らず其監獄法を改正し新法典を發布し裁判所構成法を作りたる等根本の在る所は條約改正の爲めならざるはなし如何となれば彼の法典の如き理窟に於て美ある可しと雖も我國民の習慣も於て俄に之に應ずるを得ず強ひて之を行とんとすれば民心に背くものあるが故に目前に國會の開設を見ながら國民の歡心を失ふが如き政略の政府の勉めて避く可き所あるも之をも顧みずして斷行せんとしたるは條約改正の爲めより外も理由の在る所を見ざればなり然るに條約改正へ中止して前途の如何を知る可らず法律改正の結果は今尙ほ存して國民に歡ぶ者なし國會開設の準備巧ありと云ふ可らざるが如し明治十四年の政變以後政府の方針も百事を引締めて浮薄を止ると稱

一云とて頑固の方に傾くものゝ如くなりしうども人文進歩の世の中に頑固論の永續す可きに非ず彼の儒教主義の如きも唯一時の發作にして漸く勢力を失ひ三年を経過して復た舊時の進歩風に還ると同時に政府をますます條約改正の事に忙しく兎角外面を装とんとするの熱心より端なくも官海に豪華の風を生じて間接に天下の人心を損じたること少なからず有名なる鹿鳴館の新築に引續て上等官吏の爲めに特に官宅を設け其結構の壯大美麗なること人の耳目を驚かさるはなし家屋既に壯麗なれを之に住居する人の衣服飲食等も亦これに伴ふ可きと自然の勢にして内にも數多の婢僕を養ひ外にも交際の體面を張り婦人の西洋服裝に幾千圓を費す者あれば一夜の舞踏會に幾百圓を抛つ者あり鹿鳴館の宴に一人前の飲食に十圓以上を費し百名の集會あれば一席にして中人十家の産を空ふす可し是等の風聞を忽

ち地方に傳へて一般の耳に達し田舎の貧寒、都下の榮華、近きを目撃して遠きを想像すれば地獄と極樂と相隣するの感を爲して心中、平からんと欲するも得べからざるあり又官吏社會に於ては既に肉體有形の豪奢を恣にしたりと雖も有形の慾を達すれば同時に無形の榮譽を求るも亦人情の自然にして是に於てか位階昇進の風潮を催はしたり抑も位階なるものは古來我專制政治の時代に行われて其時代にて自ら必要にてありしも人文漸く進歩して立憲政體の談さへある其時に當りて特に之を心頭に掛るが如きは我輩の素より感服せざる所なれども其議論を他日に譲り兎に角に位階を榮譽の物ありとして古來の慣行に従へば容易に取扱ふ可き物に非ず一階の位記も之を重んじ之を愛しむの常ありしに明治十四年を界にして其以後の様子を見れば位階の昇進頻りよして官吏社會は殆んど一般に立身したるもの、如

し例へば維新の元勳國家の柱石とて朝野に持囂されたる故西郷隆盛翁の如きは一種特別の譯けを以て正三位に位して絶倫と稱せられたりしよ十四年後に至りては正三位必きしも貴きよ非ず西郷の末流門下生にて三位以上よ上りたる者あり寒貧の一書生よても三位四位よ進むは甚だ速にして其數も亦甚だ多し官民尊卑の懸隔ますゝ甚だしと云ふ可し在朝の長老輩は尙ほ是れにても足らざるを覺えたるとあらん新に華族を作るとを工風して公侯伯子男の五爵を分ち維新の功臣と稱する輩にして此榮譽を授けられたる者前後九十人よ近し實を申せば維新の初めよ四民同等など特よ喋々して門閥の舊弊を一掃したる其本人が僅よ十數年を経て却て公卿大名の古色を装ふとは不可思議至極の出來事にえて苟も天下の人民よ記憶の力あらんよは此新華族を見て怪しまざる者はなかる可し又この一條よ付き甚だ立入

とることなれども序ながら記す可きは右の人々が華族に列すると同時に各々巨額の恩賜金を辱ふしたるの一事なり恩賜とあれば固より難有仕合にして辞す可きに非ず又愧づ可きも非ざれども其事の世間も公然ならずして官報も曾て記載せしとなきは我輩の遺憾とする所なり故三條太政大臣が職を辭したるとき年金五千圓を賜はる旨は官報も特筆して新華族の恩賜金は遙く五千圓よりも多きも拘はらず世間に之を知る者なし或は賜金の性質に於て之を公にすると否との成規もありて然るとならんと雖も左るにても恩賜の大なるは取りも直さず受恩者の身の榮譽にこそあれば何とか方便を求めて之を天下に表白するの法もありたならんと我輩は今に至るまで釋然たるを得べし凡そ此種の事柄は世人をして疑念を抱かしむるの媒介にして事お益なきのみならず官民調和して立憲の政體を維持せんとする場合

には苟も人民をして疑ひしむるより不利なるはあし當局者にして此邊に心付かざりしは國會開設の準備に迂濶なるものと云ふ可し竊に案ずるに官吏の位階を進め又新華族を作りて恩賜金の澤に浴せしむるが如きは都て官吏社會の喜ぶ所なれば當局智謀の老政治家が政海の物論を鎮靜して其歡心を得んとするの方略にてもありしならんか此略決して愚ならず例へば昔年の藩政などにて有爲の士が其志を伸べんとするに唯君公の寵遇を蒙り藩士の歡心を得れば能事終りて運動自在なりことなれども立憲政體の事情は之に異なり假令ひ政府部内の人望を収めても外に向て廣く人民の心を得ざれば事を爲すに足らざるのみか時としては其内の物論を鎮靜する所以の方略が遇ま以て外の人心を損するの媒介たるよとさへ多し新奇に語を作れば内の歡心を收るものを官望と云ひ外の人心を得るものを民望と云

ふ、官望に汲々として民望の如何を度外視する者は共に立憲の政治を語るよ足らず官望の圓満あるを恃み得々政府の上に立て横風に人民に臨むが如きあらんには我輩は其必敗を保證する者なり

政府の人々は既に肉體の豪華を逞ふし又雲上の榮譽を専にし政府と名くる小乾坤の内よ得々として人民社會を度外よ差置き又眼下よ見下し官民の間は日にますます隔絶して互に其情を通ずるよ由なし下流一般の小民等と唯遙よ天外の様子を傳聞するのみにして特よ心を動かすまも非ざれども中以上の種族よして多少の教育を受け又例の政治論に熱する輩は青雲の外に他事なき者なれば在朝の人の得意なるほどよ自から失意を感じて羨望の情禁えて禁す可らず發して新聞紙の論説と爲り演說會の詭言と爲りて動もすれば政府の弱點に中るもの多し然かのみならず凡ろ人間社會の情態よ於て公平の論は不平

の人より生するの常よえて彼の演說新聞の言論も大抵皆公平無私の如くに聞ゆるが故に之が爲めには政府の人も大に困却したることならん明治二十年の歳末よ至り保安條例を急發して東京府下の土人を一時よ追放したることあり抑も此種の發令は焦眉の急に迫りて府下の安寧を維持する爲めの臨時處分なれども當時の實際に於て果して焦眉の危険ありしや否や我輩は今日に至るまでも之を明言すること能はず其前後よ官邊の人の聲言する所を聞けば府下の各所に潜伏する不逞の徒は容易ならざる大事を謀りて何時に破裂するやも計る可らず或は兇器を弄ばんとする者あれば暗夜に乗して市中に放火せんと企る者ありなど、如何にも恐ろしき風聞のみにして斯る陰險ある者共に退去を命するは至極尤ものやうありしかども其退去の後より今に至るまでの事情に注意し又その退去人の舉動を視察するに何れ

も政治上に不平を抱く者に相違なきが如くあれども直に腕力に訴へて兇暴を働く可きものとも思はれず政府の人々も最早や今日と爲りての當時の急發令を目して事實止むを得ざるの救急策に出たるものなりとして之を辨護するには聊か苦しむの意味ある可し左れば其時の實際を想像するに政府の人々が探偵の報道に誤られ針小の事を棒大に認めて無益の運動したるものか又は事實の無根を知りながら例の如く火事よゝゝと騒ぎ立ち故さらに活潑の運動して人の膽を奪ふと同時に政府部内の一致を固くせんとするの方略にてありしが斯の如きは則ち政府が自から示威運動を試みたるものと云ふ可し何れにしても國會開設を三年の短日月中に見掛けて當さに民心の調和を謀る可き政府の上策とは受取り難し例へば男女相互に婚姻を約しても其婚期に近づけば近づくほど益々相親しむの常なるも明治政府は

國民と國會を約しながら其會期の近づくに従ひ故さらに威光を示して之を服従せしめんとしたり其狀恰も威を以て婚するが如し奇なりと云ふ可し

又竊も案考るに政府の人が斯くまで傲慢横風あるは解す可らざるに似たれども俗世界の俗情を考ふれば亦自から其理由なきに非き種々無量の事情を以て其人の知見を遮り得意ならざらんと欲するも得べからざるの勢あればなり其一例を示さん地方官吏が管内を巡廻し又は中央政府の貴顯と稱する輩が各地に往來することもあれを到る處に待遇の鄭重なるふと府縣知事は舊時の領主の如く屬官亦御奉行様に異ならせ況んや大臣などの場合に於てをや送迎の人の數里の道を奔走して隨從の車馬百を以て計へ旅館に投ずれば知事書記官來り郡長縣會議員伺候し地方の有志者も亦御機嫌を伺ひ賓客座に滿ち

門前市を成して其面會する所の人に聞けば地方の情況萬歳なりと云ひ或は不平歎願の筋を申出す者あるも一言これに説諭を加ふれば忽ち其言に服して退き大臣の言ふ所として感心せざる者なく其爲す所として敬服せざる者なし是に於てか其心に謂らく地方の人民御するに難うらず中央政府の人望圓滿なると獨り自から信じて疑わざると同時に顧みて自身を省みれば本來國の爲めに盡すの誠意に於て毫も愧る所なきが故にいよゝますゝ其信心を堅くすることにして無理なき次第なれども唯恨むらくは此種の官吏が世態の裏面を知らざるの一事のみ地方の人民が府縣官を厚遇し中央の貴顯に鄭重を盡すと云ふも其人民の如何なる種族の者なるやを尋れば官途奉職の爲め又は其他の關係より恰も義務を以て禮儀を盡し媚を献する者にあらざれば名聞熱心の士人等が單に府縣官に交り貴顯に直接するの榮譽

を利し其威光を笠に著て暗々裡に凡俗社會を壓倒せんとするの小計大に過ぎや何れも皆爲めにする所ある者のみにして苟も不羈獨立の略意を解し他人の熱に依るを屑とせず又これに依るの必要な者を官吏社會の人を度外に置き悠悠々獨立の家に居て獨立の業を營み同志同臭の人と交りて二念なきが故に政府の人へ到底獨立の士に逢ふの機會を得や然り而して是等の人物こそ眞に國家の脊骨とも云ふ可き者なるに之を知らずして國會の約束九箇年の間を得々經過して思ふ所なかりしは立憲政體の攝生法に背くものと云ふ可し然るに爰に驚く可きは我憲法の完全にして國民の權利を重んじ遺す所なきの一事あり凡そ世界各國に憲法多しを雖も眞に文明の精神を籠めて善美なるもの我憲法を除きて他に多きを見ざることあらん日本の人民は百千年來專制政府の恩威に御せられ其屈して伸びざる

ときは百姓共は門訴駕籠訴とて領主の屋敷の門に詰掛け又は老中の往來を要して其駕籠に願書を投る等苦しき手段を連らし身を殺して始めて願意を達したるの故事さへ多き其反對は憲法の寛仁大度の青天白日に民意を陳ぶ可しと云ふ國民一般の之を感佩するを無論、以上の政論者と唱ふる輩は開闢以來空前の好時機として其心に期する所の大なるも亦謂れなきに非ず國會開設後の事態を憲法發布の日に於て早く既に前知せられたり

以上縷々論し來る所は明治十四年以來政府に行われたる失策を枚擧するのみにして其政策の得たるものをば態と言はざりしかども我輩は本來政府に反對して自ら楽しむものにあらざるが故に虚心平氣に其施政の如何を視るときは失策中見る可きものも亦少なからず例へば文部省の學事の如き其會計の浪費濫用を論すれば實に沙汰の限り

なれども高尚なる教育は次第に進歩して諸外國に對するも大に愧る所なきに至りしは學問の一面より見て國家の美事と云はざるを得ず軍事も斯くの如し法律も亦斯の如し電信郵便鐵道の如きは其發達の最も著しきものにして殊に外國の交際法に至りては條約改正の談判ころ毎度失敗したれども内外關係の全體より觀察を下るときは世界に對して我日本國の重きを成したるの事實を之を争ふ可らず畢竟我人文の進歩と貿易の發達とに由て然るものなりと雖も外交官の勉強も亦與りて大に力ありと云はざるを得ず例へば去年大津の事變とて數年來我外交の體面を改め世界中の見る所にて日本國の重きを知る者多ければよそ圓滑に局を結んで日露の交際も全きを得たるふとなれ若しも此大事件をして舊幕府の時代か若しくは維新の初に在らしめなば一時の間違ひよりして如何なる樁事を引起したるやも計る可

らず此一事に證しても外交の進歩の明に見る可し故に今の政府の自らら省みて必きしも恃む所なきに非ず唯その自尊横風の痴情を去り大膽磊落の間に固く政權の柄を握りて巧に天下の人心を籠絡し愛嬌一偏に心を用ひたらんにて國會の開設も必ずしも苦勞の種にあらずして或も無事に其成績を得たるふともある可きと謀ふに出てずして二十三年の近づくに従ひ開設の準備とて只管會計の整理にのみ手を着け此貸附金の如くして其年賦口は云々の始末にせんなど俗に云ふ帳面前の都合のみを心配して用意既に調ひイザ開場に至るも恐るゝに足るものなしと安心したるは果して策の得たるものなるや否や我輩は當時に在て毎度國會の準備論を記して當局者の注意を促したれども曾て其心を動かさず足らざりき

右の成行にて約束の如く二十三年の末に開けたる第一期の國會は恰も政府の不養生中に生れたるものにして其初生兒の性質も亦甚だ穩ならず三百議員中の大半は先づ以て文明の教育に乏しき人物にして左ればとて古風一偏の天保翁にもあらず能く言ひ能く論じて喋々囂々たれども其言論は必ずしも近く國家の實利益に適切ならず唯多年の感情よりして政府を困却せしめんとするものゝ如し例へば議員等が主として論ずる所を地租輕減の一事にして其理由を聞けば斯民休養を稱して一切の政費節減論も目的の在る所の唯一の休養の外ならず即ち貧困ある小民を救ふんとするの意をれども地面の税を減じたらばとて永年の間に遂に之を利する者は小民に非ずして却て富豪の利する所と爲り土地兼併の弊害を生ず可しとの現由を知らず西洋の經世學者中にも國土は國家の公有に可きとの議論あるなどのことには少くも心付かず唯地方民の意を迎へて減租云々を聲言し我日本

歴史上の由來をも問はずして國庫第一の税源を輕卒に投棄せんとせ
 るが如き農家撰出の議員とて申しあがら其言ふ所概して淺薄にして
 頼母しからせ尙ほ其上にも彼等の目的とする所は唯政府に反對する
 の一方にして或は三百員中卓識の士も少なからざれば大に見る所も
 ありしならんと雖も何分にも多數に決する議會のとなれば多勢に無
 勢を如何ともす可らず遂に不味の間に閉會を告げて去年の冬に至り
 第二期の國會を開きしに會の氣焰は一層の熱を増して反對の聲を高
 くし又その反對員の數を多くし凡そ政府より提出したる議案とあれ
 ば利害得失の分り切つたる事柄にても殆んど全會一致の勢を以て之
 に反對せる其趣は蟲氣ある小兒が病にじれて人の言ふことを聞入れ
 ざるものに似たり實に困り果てたる帝國議會にして斯くある上の如
 何ある政府も辛抱す可きに非ず遂に斷然解散を命じたるも是非をき

次第なりと云ふ可し

扱右の如く解散と爲りたるは國會病中急症の發作にして其發症の原
 因は政府と議員と雙方の孰れも在りて孰れも理非と尋れば今日の事
 實に現はれたる所を以て診斷するときは固より議員の非にして更
 辨護の辭なしと雖も議員その人を見せして議會全體の論勢を人心運
 動の現象なりと認め凡そ人心の定則に於て斯る原因あれば斯る結果
 を生じて其應報を誤らざること酒を飲んで酔ひ、茶を喫いて眠られざ
 るが如く萬病必ず其病因あるが如しとの道理を思案するときの解散
 の遠因は政府が國會の開設を約束してより以來九箇年の其間も官民
 調和の注意を忘れて正しく其反對の方針に向ふたる不養生も在りと
 云はざるを得ず即ち政府と飲まじめたる者にして國會の人心運動の
 定則に従て酔ふたる者あり、酔ふて狂したる者なり然り而して酒を飲

ましめたるは過去のふどにして醉狂は目下の事なり過去は之を追ふて甲斐あり故に我輩は明治二十三年を界にして前後を分ち前を專制政治の時代として後を立憲政體の世と爲し假令は前代に施政の非あるも其非は其時代は許されたる非なれば前非を喋々して現政府の信用如何を斷するを好まず唯二十三年後の政策はして立憲の精神は背くこともあらんには遠慮なく之を論破せ可きのみ其政策果して宜しからずして國事を托するに足らずとの明證もあらば一切の議案を否決して信任投票も亦可ならんと雖も法律一偏を根本にして數理の範圍内に運動す可き國會は漠然たる感情に制せられて自から禁する能はず恰も怒に乗して政府を攻撃すれば政府も亦唯既往の施政を辨護するものゝ如くにして目下の政策を明言せず政權維持の膽力に乏しくして却て他の怒る者を悪んで之を怒り性急に事を決してまそく

難局は陥りたるが如きは共々我輩の感服せざる所あり

明治二十四年十二月二十五日衆議院は解散を命ぜられて再撰擧は本年二月十五日を定まり各地方共に今日は撰擧の準備最中なり今度の政府の方にては聊か超然の主義を改め自家同臭味の人物を擧げんとし民間の或る部分にては實業に縁なき議員を出さんとて盡力する者あるよしおれども何分にも政府積年の不人望よして之に反對するは人民の義務の如くは心得る者多く且又政府の筋の擧動も頗る不活潑にして遺策少なからざるが故にいよいよ召集の日に於て民間黨と政府黨と孰れか多數ある可きや容易に之を斷せ可らず扱斯る事態にして今後國會の容體如何を豫診せれば

第一 今度撰出の議員に政府黨の數多くして議場を制すれば固より論なし假令は或は民黨は多數を占められても政府黨中に人物多く

て種々様々に方略を運らすときは民黨の中にも自から熱度の低き者あり又初めより中立の人もあるが故に此類の議員が變して政府黨に入ることもある可し果して然るときは今度の議會は圓滑に局を結ぶ可し或は今後も同様の有様なれば政府の如く得意にして行政の運動自在ある可しと雖も今の當局者と既に身の重き習慣を成して民間の事情を知らず愛嬌を以て人望を收るが如きは逆も望む可き所に非ざれば假令ひ一期を無難に過るも其心事の根底より變化せざる限り長く議會に多數を制することは叶はずして其中に圖らざる邊より政變を催すよとある可し

第二 世間に豫期するが如く今度の議會にも民黨の多數を現はして相替らず反對の勢を張り理にも非にも唯行政の運動を妨げんとするよと前會の如くならんよは政府は餘儀なく復た解散を命ずるよとな

らん或は民黨の中に智謀の人物ありて時の勢を察し十分の多數を占めながらも其勢力を濫用せずして竊よ和議を申出し政府中にも亦よれよ應ずる者ありて寛大の意を示し官民雙方共に體面を全ふして雙方よて内閣員の候補者を定め例へば改進黨自由黨は各々の首領を出し政府よりは俗に云ふ黒幕の長老などを出し約束を堅くして新政府を組織すれば所謂聯立内閣を見る可し此事よ付き唯困難は一方に民黨の求る所過分よして他の一方の政府は自から守ること堅きに過ぎ又よの雙方の候補者が小膽よして平生の恩讎を忘るゝこと能はよ益もあき所に力身て相容れざるの一事に在り豫診の最も難き所なり

第三 民黨常よ多數を占め政府の運動を許さよして和議を講ずるの意あく政府は唯その實力を頼みにして假令ひ和せんとするものあるも却けて之を容れよ徹頭徹尾解散の一本槍を以て敵に當るの覺悟を

定め今度の議會も不穩あれば之を散し又その次會も同様あれば又之れを散し幾度にも際限なく恰も國會を度外に置くの勢を示すときは民黨の激昂は固より論を俟たず種々無量の計略を運らして政府を困却せしめんとする其中に黨の組織として甚だ不完全にして又黨員も老練の士も少く殊に血氣の壯年輩が事を急ぐが爲めに意外の失策を演ずるは勢も於て免かる可らざるに政府の方まで之に應ずるの方法如何と尋れば從來の手際に徴するも随分失策も多かる可し民間の失策と政府の失策と打當れば物論はます／＼喧くして施政は常も滯滞せざるを得ず是も於て我輩が不祥の想像を畫けば武斷政治の出現是れなり武人の思想は至極簡單なるものにして平生の政治などの事を念頭に掛けず且その心事も潔白なるが故に恰も無慾にして常も其分を守ると雖も世の物論の餘りも騒々しきが爲めに漸く首を回ら

して政治社會を見れば紛紜の底に沈みて定まる所を見ず一切萬事、建るが如く倒すが如く、堀るが如く埋るが如く、替て取留めたることをきき尙ほ其上よも政治上の議は時として武邊の本領を犯さんとするの痕跡さへあれば武人の短氣自うら禁ずるよと能はず元來言論の文弱輩にして不案内ある軍事にまで喙を容れ差圖がましき事を申すとは奇怪千萬あり畢竟政治家と唱る者共が私の爲めは國家を弄ぶものあり云々として己が無慾淡泊の心を以て錯雜極まる政策の内事情を速了し一片の熱情遂に破裂して政治社會の全面を蹂躪し所謂武斷政治の變相を現はすなきを期す可らず武人として國權を執ればとて必ずしも劍を以て人を殺すに非ず其心事は誠に優くして民を憐むの情も乏乏からずと雖も如何せん思想の簡單なるが爲めは其見る所常も近くして永遠を謀ること能はず時としては不相應なる大事業を起し又時と

して些細の錢を愛しみ結局會計の要を誤りて又法律を輕んずるのみならず或は一朝の怒に乗じて外交の變を生ずることなきを期す可らき然かのみならず武斷政治の勢に走りて之に近づく者の壯年血氣の武骨男子に非ざれば文弱佞諛の小人として何れも大事を誤るの媒介たらざるのなれ故に國會病の餘症遂に武斷に發するは文明世界の不幸にして病の危険に陥りたるものと云ふ可し

國家一度び武斷政治の不幸に陥るときは之を救ふこと甚だ易からず維新以來も文武の間に境界を明して相互に踰ることなからしめんをとするは多少の困難に逢ひ政治家の最も辛苦したる所なるは一朝の間違よりして二十餘年の今日更に武斷の再生を見んとは吳々も残念至極なりと云ふ可し前節に云へる如く明治二十三年以前は專制政治の時代にして今の政府の人は恰も一身にして前後の二生あるもの

あれば前生の事とは關係あしと云ふも左るにても十四年より二十三年に至るまで九箇年の間立憲政體の準備にあるまじき不養生を犯して國會病を醸し其病勢の豫後甚だ穩ならずして療法の如何に由りては武斷政治の難症にも陥らんとするに立至りしことなれば假令ひ法律上は咎む可き箇條なきも自から省みて徳義の心に愧る所のものなきを得ず左れば我輩が毎度紙上に論じたる如く多年官海に生活して政治上の名利を專ししたる者の大に覺悟を改めて民心を和するの工夫なかる可らき凡俗世界に止み難き羨望の俗情を慰るが爲めは族爵位階等の虚飾を脱却せよと勸告したるが如き青雲に飛翔して餘念なき貴顯輩の意は適はざるもとならん、逆も行はれ難しと云ふもとならん我輩固より彼等の戀々たる痴心を知らざるに非き、大人能く小兒の戯に耽るの事情を解せざるも非すと雖も社會の安寧の爲めは國會

病の難局を醫するの一法なりと合點したらば其割愛は即ち國家に盡すの義務なる可し凡ろ今日に在りて恐る可き武斷政治の劇症を豫防する爲め的手段とあれば其大小輕重に論なく假令ひ或ハ無益あらんと思ふ所の小策にても念の爲めに之を試るも經世家の事よしして抑も亦國家に深切あるものと云ふ可し故に政府當路の人々の眞一文字に民黨に敵することを爲さずして却て之を籠絡するの工風を運らし先づ其身を卑くし又軽くして交を政府外に求め其方便としては身躬から世間に奔走して上流社會の事情を明とするのみならず或る部分の表面の美よしして内部の存外は美あらざるものもあれば一時の權道に内々黃白の物を用るも可なり要は唯愛嬌の一偏は在るのみ數年前專制の時代あれば貴顯の一言以て大利害を左右したるの例もあるが故に權門は出入して主公の鼻息を伺ひ又誠實は忠義を盡す者も多あり

しよとあれども近來法律規則の嚴密なると共に國會の議論も喧しきに従ひ貴顯の言は重きを置くこと復た舊時の如くならず其言重からざれば之は由りて利する所も亦多からず利益の目的なき處は近つかざるも亦人情の常よしして當路の人は次第に舊友を失ふの時節なれば今後は別段は交際法を開き更は新工風を運らして新友を求めざる可らき又右の如く愛嬌專一を云ふ中にも政權維持の一段に至りては現政府の本分として固く執て動かざるこそ政治家の事なれ實ハ前國會の解散に臨みても我輩が十分の所望を云へば單に議會の反對を聞流そのみに止まらず政府は大は其反對論に反對して先づ詳に自家政策の針路を説き此針路は從へば此議案を通過せしめざる可らず民利國益を根本として議會が政府の政策に反對すると國家の長計を知らざる者なりと丁寧反覆に議論を盡し消極的は他の反對論に答へて申譯

け同様の言を爲すよりも我れより進んで積極的に議會を攻撃し縦横無盡に論破して之を壓倒せんふとを試み尙ほ是れにても聽かざる處にて始めて解散を命ずることもありしならんよは今日の再撰擧にも政府の意見は天下に明にして多少の効力あることあらんと我輩の遺憾に思ふ所あり左れば延引ながら今日にても政府が其政策の方針を明にして天下に公にせるは大切の事なる可し畢竟するに當路者が專制流の虛威虚飾に戀々して政權維持の本分を忘れたるものと云ふ可きのみ又民黨の人々も其本來の目的は現政府を倒して之に代らんとするより外ならず即ち今の反對劇論も唯取て代るの方便として見る可きものあるに然るに其劇論の結局は政治社會の紛紜と爲り又政務の澁滯と爲り遂は武斷政治の不幸に至ることとあらんには果して取て代るの時節到來ずるも其取り得たる處にて武斷政府の末席に伴食

するが如きよ様では之を評して目的を達したるものと云ふ可らず他人の家を占領せんとして先づ其家の内に虎を放つが如し首尾能く占領し得て之に轉居せんとするも家中に咆哮する虎の處分を如何せん我輩は民黨ろの人の爲めに憂るのみならず天下永日の大患として悲しむ者あり左れば民黨の人も事と品とに由りて政府に反對するは敢て咎む可きに非ざれども少しく前後を思慮して言行を慎み空論を以て實害を招くの拙を爲さるこそ智者の事なれ例へば前會に於ても政府より提出したる議案中緊急勅令の件又ハ監獄費鐵道案の如き通過して差支なきものは直に通過せしめ或は多少の修正を要するものは懇に脩正を加へ以て議員が空論に走らず去て民利を重んずるの實を示し又彼の豫案算に就ても多少に削減するは可なりと雖も毎條毎項必らずも浪費に非ざるのみか時としては必要の費に足らざる箇條

もある可ければ斯る箇條には議會の方より却て費用の増額を促すほどの精神を以て先づ政府をして安心せしめ一方の果して冗費にして疑ふ可らざるものゝみに止まり大に削減論を執て動かざるふともありしならんには政府は假令ひ苦痛を忍んでも議會の議決に従はざるを得ず即ち帝國議會が九鼎大呂の重きを成す所以なれども其方略こゝに出てずして却て政府を去て解散の口實を得せえめたるは議員等も今日に至りて始めて後悔することなる可し

右の次第にして前期の解散は議會員の失策にして辨解の辭ある可らきと雖も政府も亦多年の拙を盡して目下の難局を招き今尙ほ宿夢の醒覺せざるもの多ければ雙方共よ心事を一轉して今度の國會をば首尾能く經過し尙ほ善後の謀に怠る勿らんこと切望に堪へき若しも然らざるに於ては我輩は政府も議會も國の爲めに功德少なきものとし

て之を敬重するの意なき者なり

國會難局の由來畢

治安小言

竊も傳聞する所に據れば現政府は施政の難局に在るものなりとて頻りに困却の様子なりを云ふ蓋し其難局とは内に情實ありて權柄の歸する所一あるを得せ外は議會に對して輿論を制すること難しとの意味なる可し如何も難局にして當路者の困難も謂れなきに非ぞ此ままたに押行くときは行政の區域を次第に縮まりて萬般の運動自由ならず内治を進めて國家百年の長計を計るに遑あらざるのみか差向き條約改正の一事も次第に面目を改めて之を斷行するに難からざるよしあれども政府の基礎を固くするに非ざれば何事にも着手す可らず顧みて諸外國の現状を視れば其文物の進歩日に速力を増して政事の如きも近來に漸く趣を改め古色の鄭重を脱して新裝の活潑を催やし内

治外交共に簡易便利を主とする其事情の正々く商賣の取引に異ならず一切萬事虚飾を去りて實益を取るの主義ありや云ふ然るに我日本國の今日の内治も外交も共に意の如くならずて日一日を消磨之朝野の誰れに語り誰れに聞ても差向き是れと斷じたる良案なまとは誠に心淋ましく次第ありと云ふ可ま或は日本國に實力をくまて國勢如何とも可らまと云へば夫れまでの事をれども物産の次第に發達して富源日々に開け外國輸出の生絲のみを見ても其増額は實に容易ならず他は推まて知る可ま畢竟我民力の盛大を表するものにして斯る民力ある一帝國まてありながら唯人事の一小部分ある政治の困難よりまて國勢を張るに由ましと云ふ吳々も残念あらまや左れば目下の要は此困難を除き去るより急なるはなし又我輩ま於ても竊ま其方案なきに非ざれども如何せん政府の難局の多年の病にまて之ま治療を施

さんとするにも目から時節の到來を待たざる可らず即ち其時節とて難局いよゝゝ困難にして維新の功臣長老輩がいよゝゝ此政府を棄てて去るか留りて之を守るか二者の一を取らざるを得ざるの極度に達したる分目の一日なり國會開設以前の政府をれば部内の情實よりして種々無量の難澁を生じたることあるも諸老が相互に勘辨し半は不平なるが如く半は得意なるが如くにして不言の際に局を結び以て一時を彌縫し又再度を取繕ひ小康又小康ま慣れたる次第なれども今日則ち然るを得ず外に國會と名くる大敵を控へたる上は政府の全權を一手ま握る者ありて自由自在に運動するま非ざれば敵に對して戦ふ可らざるのみか和することも亦叶はざる可し従前の如く内閣員が陰ま勢力を張りながら陽に互に勘辨し互ま讓合ふが如きは即ち施政の運動を鈍くするの媒介にして萬々籠城は叶はざることゝ知る可

し例へば歳計の豫算と取りも直さず政事の豫算あるに去年國會の解散と共に不成立と爲り止むを得ず前年度の歳計法に從て不都合至極の出納に束縛せられ之が爲めに殆んど一年の政事を空ふしたりと云ふも餘り過言には非ざる可し如何とあれば日新進歩の今日施政の佳境は新工風新事業にこそ在ることあれども歳計にして舊の如くなれば工風も事業も新にするを得ざればなり此豫算の不成立若しくは大削減が一年なれば尙ほ忍ぶ可きなれども政府の不人望なると共に今年も然り來年も亦然りとして例年の例の如くあらば之を如何す可きや憲法は國家の至寶これに手を觸るゝを許さず左ればとて國會が此憲法に據り多數を以て決したる其決議は即ち政府の運動を許さずして日新進歩の精神に齟齬するものなり豫算案の一事のみにても斯の如くなれば他百般の法案も亦同様として常々議會の敵意を以て妨害し

議場に多數を得ざれば場外に流言を放つ等種々様々の方便を盡して政府を窘めんとするときは如何なる智謀の政治家にても今の情實政府の有様にては之に堪ゆる者なかる可し是に於てか當局者も爲す所を知らず兎に角に年來の慣手段に從て同臭味の功臣諸老に謀り一時の新陳交代を促すとあらんあれども之に代りて同一様の政府を作れば困難も亦同一様なる可きが故に容易に交代する者とはある可らき然らば則ち政權を舉げて在野の人に引渡さん、假令ひ無慾淡泊にして敢て舊地位に戀々の私情をしとするも國家安寧の爲めに謀り今の在野の政客が果して能く國事を擔當して之に堪ゆ可きや、政權を讓受けたる處にて第二の政敵に當るの法は如何す可きや、今の功臣の類は即ち其時の大敵たる可きや、之を御するの法を如何す可きや、國民全體に對して信を取るの手段は如何、海陸軍人を籠絡するの方略は如

何云々と假りよ彼我の地位を易へて餘處ながら他人の未來を想像するときは唯社會の爲めに不安心のみならず一步を退けて私の功名心に訴へても二十何年前自分等の一類の粉骨碎身萬死を冒して造りたる此明治政府を謂れもなく他人に渡すとは自身に不愉快は勿論同志同行の先人に對しても申譯けなき次第なりとて引渡の念慮は先づ以て斷絶せざるを得ず人に渡さんとして渡す可らず自から守らんとし守るに術なし實に進退惟谷るの場合にして我輩の最も注目する所なり凡そ人生は困難を極めて始めて智慧も付き勘辨も出來我慢も生ずるの常なれば功臣諸老が今日尙ほ悠々たるは困難を感ずると未だ至らざるが爲めのみ長き歳月を待たずして必ず右様の大困難お接していよ／＼此政府を守るか棄るの間髪を容れざるの場合に切迫す可きが故に其時に至りて始めて大に發明えて大に決斷するとある可し

但し其決斷の何れに出つ可きや其方向に由りて國家の幸不幸に關すると容易あらざれば左に鄙見を陳べて諸老の參考に供せんとす政府は日よ行政の區域を縮められて内治外交の不如意を感じいよいよ此政府を棄るか守るか進退分目の場合よ切迫したり是に於てか功臣諸老輩はつら／＼既往を回想して現今を目撃すれを政府の維持決して難きにあらず假りに二十餘年前の心を以て今日の心と爲し二十餘年間の恩讐友敵を忘れて一場の夢よ附し去り今吾を無きものとして故吾に還り心を平にして獨り自から省るときは今の政權は固より各自の専有には非ざれども左ればとて其心身の屈強ある間は謂れなく他人に附與す可きあも非ず恰も老輩の共同物にして諸共に維持保存す可きものなり之が爲めには生命を犠牲とするも敢て辞せざとの感を生ずることなふ多年の間各自の出處行藏は其趣を一にせず事

變政變の際には或は竊に功名を争ひ時として人の先驅しふること
 もあらん、又その裏を搔いたることあらん、朋友同僚の間にあるまじ
 き舉動ありとて怒りたることもあらん、或は黙して獨り利を專にする
 者あれば顯はれて巧に聲望を博せんとする者もありて隨分苦々しき
 次第なりしと雖も扱この共同物たる政權を守るか棄るかの一役に至
 りて老輩の私の爲めに謀り又社會數年の安寧の爲めに謀りて守るの
 外は道なしとするときは舊を忘れて新を談するも決して難からず
 創業の老輩相携へて守成の功を全ふすること決して難からざる可し
 如何となれば二十餘年間の恩讐は政府部内即ち功臣相互の私なれど
 も政府を擧げて俄も他人に托するの利害は國家の大事より公けの
 問題なればなり公けの大事に一致して力を盡し忍ぶ可らざるを忍ん
 で政府を維持するは諸老の公德に訴へて疑ふ可らざればなり斯く云

へば維新の功臣は政府を專よするの姿にして立憲政體の精神に背く
 云々の説もあらんなれども立憲は萬年の大計にして一朝一夕は體を
 成す可きに非ず今日は正に專制の政より自由の風も移らんとする其
 變遷の世なれば我輩は唯變遷の無事ならんことを祈るのみよまた他
 志あるも非を朝野の人にして苟も眼中人を見ずして心よ日本國の利
 害を思ひ其平安と進歩とを祈る者ならば必ず鄙見に對して不平の
 かる可し諸老の心身屈強なる間は之に國事を托して最も安全なる可
 けれむなり左れば明治政府の諸老は協同一致して自家創業の政府を
 守るよとに決したりとすれば今の俗間に云ふ黒幕を稱する老輩は
 自から官邊も縁も近きが故に速も内も入る可きは固より論を俟たず
 又近來政府の敵として名を知られたる自由改進黨の首領の如き
 も素より政府部内の人にして紛れもなき維新の功臣なれば之を敵視

そ可らざるのみか交情舊の如くにして共に國事を謀り共よ力を盡して政府を維持することを至當の道なれ目下右の兩政黨が専ら政府に反對するが故に之を政敵と稱して其黨員を惡み甚だしき破壊黨などの名を附して兩黨の首領は破壊の張本とまで評判する者あきに非ざれども親しく其人に就て見れば決して人事政事を破壊して樂む者に非ず明治政府の取りも直さず其生誕の故郷の如く又俗に云へば其身は政府と名くる會社の株主の如くにして一日片時も故郷の安全會社の繁榮を祈らざるはあし唯その政府の地位を去りて廣く世間の人に交る其間に自然に政論の調子を高くすると共に民間の志士など稱する輩は之に接して之を敬し自然に調子を低くせ雙方恰も歩合ひよて交情の次第に濃あるも從ひ果ては幕下の論勢も乘せられて止むを得ず意外の運動するともあきに非ざれども其本心の底を叩けば性質純

正又智謀の君子にして共に語るに足るのみか明治政府を守るの一點よ就ては其説を共よして力を盡す可きや疑を容れざる所の者なり左れば現政府創立以來國會開設に至るまでは政府の組織專制の如く合議の如く又諸強藩士の寄合の如くにして政權の歸する所一なるを得ず其間には薩長の軋轢を醫するに忙しく、土肥の情勢を慰むるも心を用ひ、智謀の士人の軍隊を制するの勢力に乏しく、軍人社會に聲望高き人の必ずしも政事に適せざれども來りて政府よ入らんとすれば之を拒むことも叶はず是れも情實なり其れも行掛りなりとて苦しき歲月を経過する其間に意見の齟齬よりえて幾回か政府を去り又入りたる者あり又或は全く去て歸らざる者あり甚だしきは兵を擧げて反したる者さへある程の次第にして混雜も亦限りなかりしと雖も是等の紛紜は詰り功臣相互の争にして他人の關する所に非ず然るに時勢

の變遷は遂に立憲政體の世と爲り政權の功臣の私有に非ざりて天下と共よ之を與よき可しと定まりて行々は彼の西洋立憲國の如く責任内閣の事も行はるゝに至る可しと云ふ自然の勢なれども其ふれに至るまでの間は今の政府を維持して無事と前途の準備するよそ國家に忠なるものと云ふ可けれ其準備の爲めには功臣諸老も復た舊時の情實談を談ずるの餘暇なく畢生の智謀を振ふて相互に勘辨し相互に我慢して兎も角も政權維持の一方に向ひ總掛りにて力を盡す可き正よ其人の義務よして且ろの時節の到來も遠きに非ざるが故に官民共に今より其心して之を待ち時に臨んで方向を誤るならんよと希望に堪へず尙ほ又その總掛りに就て必要ある約束あれば之を次よ論じて讀者の教を乞ひんとす

王政維新の功臣諸老が總掛りにて明治政府を維持するの説は今日目下の事情に於て或は難きが如くに見ゆれども行政の困難次第に重なるに従ひ次第に其時機に到着す可きは我輩の空想して疑はざる所あり家道安樂にして餘暇あればこそ兄弟喧嘩の沙汰も聞くよとあれ郷黨の交際法を誤りて四隣に敵を引受け限りなき無理難題を吹掛ければ切迫の場合に至れば復た一家族中の喧嘩に遑あらず兄弟も來り從弟も驅付け又叔父にも謀り同心協力して隣の敵を防禦し又これに和する方法を講じ曾て不和なりし家族も今更よ一身同體の骨髄と爲るは人情の常なり維新の功臣にして誰れか其故郷たる政府の切迫を悦ぶ者あらんや萬一の時に臨んで其救急に走る可きは人情に訴へて疑を容れざる所なり或は今の自由改進兩政黨の首領の如き政府を去るよと餘り遠くして其調和如何ならんと思ふ者もある可けれど實際に決して難からず假りよ世人の想像する如く右の兩首領の素

志と現政府を取て之を代らんとするものなりとせんよ果して志を達して政府全權の地位を得たる上にて其得たる地位を守るに如何なる手段あるや取て代れば其取られたる者と紛れもなき其時の政敵ある可し何を以て此敵を防がんとするか現政府を僅に自由改進黨の二政黨に當らんとして尙ほ且困難を感じる者なり然るに一朝よの政府を破りて功臣諸老を野に放ちたらんに幾多の自由改進黨を出現して時の政府よ向ひ反對攻撃至らざる所なく其鋒に當るの困難は今より想像して萬々疑ふ可きに非ず苟も政黨の首領とも云ふ可き人物にして此困難を豫知せざる者あらんや實は首領輩も誠意誠心に政府の安危を憂ひ之を刺衝して改良を促さんが爲めに攻撃を試るまでのことあれば今よも時機到來して調和をあれば必ず悦んで之に一致す可き我輩の敢て保證する所なり

左れば功臣老輩の協同一致と容易なりとして爰に極めて重要な所望は諸老輩が平生の自負心、高慢心、驕傲心、功名心を收めて相互に我慢し、相互に譲り、忍ぶ可らざるを忍んで自ら自身を抑制し以て他の運動を自由ならしむるゝとなり即ち之を俗に云へば等しく政府の中に居て役不足を云はき誰れにても一名の長者を推して首座に置き其人の智愚緩急を問はずして理にも非にも得にも失にも都て其指揮に従て運動することなど此一大所望の行されざりしころ明治政府の宿痼よして百般の害惡これより生じ政府の基礎堅固ならざりしも之が爲めなり、施政の方向一ならずして前後撞着したるゝと多きも之れが爲めなり、民心を惑はして政府を疑としめ無根の事よ怨を招きたるも之れが爲めなり、政略未だ外に發せきして先づ内よ破れたるゝとありしも之が爲めなり實に枚擧に遑あらざる禍根よして畢竟の本はと云

へば諸老輩がこれのく、自らの其技倆を信じ其地位名望を恃み相下るゝとを爲さずして竊は先驅けの功名を謀り互に運動の自由を許さず政府の中に首座と末座との區別を立てながら首不首末不末の勢を成して却て自から當惑したるゝとなれども是れは政府の無事安樂にして當局者の心事に尙ほ餘地を存する時の閑話談なり、樂餘の好事あり、時勢の急なるに迫りては豈復た私の功名手柄を争ふに暇あらんや前に云へる如く目下官民の軋轢の既に頂上に達し人民は憲法を根據として攻撃を逞ふし維新の功臣等が辛苦經營したる明治政府も存廢如何の場合に切迫して眞に危急の秋なれば諸老の心事一轉せざらんと欲するも得べからず我輩は其人々の功名心に訴へ又その國家を思ふの公德心も訴へて必ず政府に新組織の議ある可きを信じて疑はざるものなり元來老輩諸君の間に不調和の苦情あるの君等も亦舊藩士

族の子よして政事の外に餘念なく政事の功名を重んぜると甚だしき故なれども爰に心事を一轉して政事も亦是れ一種の芝居なりと思へば誠に安樂なる可し政府と名くる舞臺に立つときは由良之助は家老にして固より首座に居り鹽谷家の諸士は皆その指揮に従はざるを得ず即ち總理は總理にして以下の諸大臣諸老も黙して總理大臣の命に従ひ始免て能く政事狂言を演ずることなれ或は役者の技倆を評したらば寺岡平右衛門の方却て由良之助の右に出ることもあらんなれども舞臺の上にて平右衛門が不平を抱き竊に由良之助の先驅けし又裏を搔き陰險に其演藝を妨るが如き事情にては逆も芝居は見ると可らき故に諸老輩も此邊は能くく心をを用ひ一類の中誰れにても苦しからず一名を見立て、總理は推したる上は之を政事芝居の由良之助として仰ぎ其運動の緩急巧拙は拘はらず隨意に演藝を許すに於ては今

の政府を維持するに足るのみか行政の區域を擴張して積極的に新工風を運らし新事業を起こと容易ある可し如何とあれば今の現場も於ても官民相對して人物多少の平均を見れば政治上の熟練に富む者は官途に多きこと疑もなき事實なるが故に首座一名の方寸を以て政府部内を整理すると同時に外に交るの法を巧にするときは此濟々たる多士が方向を一にして力を盡すのみならず在野有力の人も陰に陽に政府を助く可ければなり三人寄れば文珠の智意とは俗界の細事情に通用するのみにして一國の行政に於ては則ち然らば三人會議して却て文珠の愚を呈し會する者いよゝゝ多ければ其愚いよゝゝ甚だしく會して事を理するに非せして却て之を紊るゝと多し故に云く諸老輩は政事を軽く視て其功名の熱心を弛め一名の由良之助をして獨舞臺の藝を演せしむ可しと我輩は獨り由良之助のみを譽めずして却て之

に服従する寺岡平右衛門の黙々たる公德を稱揚せんと欲するものなり

政府はいよゝゝ維新有功の諸老輩を集むるとに決し一人も漏さずして之を部内に入れ首座に一名を推して其運動を自由ならしめたりとせんに部内の整理は是れにて十分なれども尙ほ外に向て民心を和する工風なる可らず其法一にして足らば繁文を除き冗費を省くが如きは最も有力ある緩和法なれども廣く人民に接して愛嬌を賣るの一事は立憲政治の要にして萬々之を忘る可らず又その愛嬌を賣るゝ就ても廣く世間に交際を開き禮を以て人に接するは無論尙ほ細に亘れば人に飲ましめ又與ふるが如きも交際家の方寸に存することあればも更に之よりも大切なるは凡俗をして羨望の念を絶たしむるの一事あり西洋諸國にては有志の人が政治外に生活する間は衣食住の盛な

りし者にてても一旦政治に志して身を立てんと決するときには先づ外面を装ふて自から生活の度を低くし錢を散して人に與へながらも自身は態と粗衣粗食して質素磊落の風を示すの常なりと云ふ即ち世人をして羨望せしむることなからんとするの意ある可し故も今諸老が相和して政府に集まりたる上は第一着に其爵位を辞するの勇氣なかる可らば抑も維新の功臣と稱する輩が新華族に列したるは誠も無益の沙汰にして明治政府に行はれたる大失策中の一として計ふ可きものなれども既往の失策は今更云ふも詮なし唯過て改む可きのみ數百年來封建の諸藩をさへ廢したることあり今の新華族を廢するが如き左までの大事に非ず況んや新華族中にも心事洒落にして斯る虚飾を好まざる者多きに於てをや唯同輩の者が華族に列せられて自分獨り之に外れたりとありては不本意なりと云ふ競争の功名心よりして拵げ

て榮爵に居ると雖も其實は他と共にするときは之を棄るに躊躇せざるは我輩の竊に保證する所あり元來人爲の爵位衣冠を以て身の重きを爲すは民心の簡單ある時代の事にして其時に在りては自から下民威服するの具として有力ありしと雖も今の日本人は西洋文明の主義に教育せられて其心の馳せる所は却て文明の本國人よりも劇々き程の次第なれば苟も心事の發達したる中等以上の種族に他の爵位の高卑を見て之を齒牙お留め或は之を仰て恐るゝ者としてある可らず唯一種の兒戯として竊に冷笑するに非ざれば功名心の賤しき者が已れも亦この風は傲いんとて轉た羨望の情を生むるに過ぎず或は今日に於ても下等の凡俗間には華族何爵何位と云へば雲上の觀を爲して之も敬服する者もある可しと雖も當路者が政治上の運動も味方として利す可く敵として面倒なるは中等以上の種族に限りて他の凡俗の小

民愚物は依頼するも足らず然るも目下政治の運動も忙しき者が虚飾の兒戯を戯れて獨り自から得々たるは毫も利をる所なくして唯徒に中以上の歡心を傷ふに足る可きのみ尙ほ此上にも族爵の不利を云へば維新の諸老輩が雲上も飛揚したるが爲めも大切なる衆議院を空ふして民間の後進壯年輩も議政の利器を引渡したるの一事なり貴衆兩院を比較すれば國家の大利害は専ら衆議院の議も關すること事實に掩ふ可らざる所なるも然るに其議員を見れば何れも忠義心も乏しからずして純正無雜熱心の士人への相違なきも雖も文明の教育政治上の熟練如何に至りては總員を平均して尙ほ未だしと云はざるを得ず實も今の衆議院の病とも稱す可きものなれば若しも維新の諸老輩が各地より撰出せられて衆議院も椅子を占め他の熱心家の熱も調合するに施政實際の熟練を以てすることもあらば始めて議場も靜にして

成跡の美あるものある可し是れぞ功臣等が政府を創業して又うの後を善くするの義務とも云ふ可きものなるも却て自から其權利を棄てて衆議院を劇論の府と爲し之を傍觀して之も處するの手段を得ずとは我輩は其理由を知らず殆んど諸老の心事の在る所を解するに苦しむ者あり思ふも彼の新華族を製造したるときは數年後の今日に此不利あらんとは先見せざりしとあらん人生鬼神もあらざれば今より既往も遡りて其失策を咎るも非ず又その愚を笑ふも非ず唯今日は國家の大事明治政府維持の爲めも諸老が割愛して族爵と位記をも併せて之を棄てんことを祈るのみ

多年來老輩諸君も聲望あるも其爵の尊くして位の高きが故に非ず唯その維新の勳功に争ふ可らざるものあるが爲めにして然かも其聲望も其身と共も始終をるものあれば特も人爲の虚飾を以て鍍金せざる

も世間一般之を忘るゝものとしてある可らき故に今日にも豁然心事を改めて爵位を脱して維新當初の簡易輕便を以て政府に立ち又と身を軽くして巡廻し磊々落落古を語り今を談じ政事を視ること商賣の如く芝居の如くして縱横無盡に運動せることもあらんに大政府の實力を握りながら天下の人心を制すること掌を返すよりも易かる可し諸老々したりと雖も其心身の屈強あるは我輩の知る所なり舊幕府を倒して王政を一新したる其技倆を以て立憲政體の今日は言論の間に政府を再新せんよと冀望に堪へき諸老尙ほ不可なりや云ふか言極めて不祥ありと雖も我輩の空像を畫て之を示さんに教育過度の今の社會に人の心は次第と發達して胃は次第に空しく其困窮の窮餘に遂に他を羨望し之を望みて之を得ざれば則ち反對の色を顯そそも亦自然の勢なれば此有志無食の輩が諸老の榮爵榮位に反對して例へば

無位無爵黨又は天爵黨などの奇語を用ひて黨衆を會し態を尊卑の分界を明にして運動せることなきを期す可らず隨分面倒ありと云ふ可し先んせれば人を制するの金言あり我輩は諸老が期に先んじて起つる勇氣を促す者なり

我輩の本論の初に於て政府のいよゝ大困難に陥り二十餘年の成業を守るか棄るかの場合に切迫して始めて大に決斷するとある可し又その決斷の方向如何よ由りては國家の幸不幸に容易あらざる關係ある可しとの旨を一言して次で鄙見の在る所を陳べて様々に所望の點を記し大決斷の好結果を想像して功臣諸老輩の注意を促したれども其斷ざる所果して如何なる可きや隨分不安心なきに非き諸老が難局に當りて先づ各自の心頭に催はず所の政案は政府の全權を一手に握るの要にして扱その實手段は諸老の中の一人名が總理の首座に居り他

の内閣員又は第二流の人を用ひて運動を自由ならしめんとその工風もある可し誠に妙手段にして我輩に於ても幾回か此事を思はざるに非ざれども到底その實際に行へれ難きを知りて斷念したるものなり如何となれば維新の諸老中唯一名の長者を存して他の都て第二流なれば至極妙なれども諸老一ならずして恰も難兄難弟の勢を成せるものが其不調和のまゝに獨り權力を專よせんとするときは是れぞ所謂先驅の功名にして同輩兄弟の許す所に非ざればなり従前の經驗に於て條約改正の功名さへも常に他の妨害を被りて成らざりて非ずや今にして出抜けよ全政府の權力を一手に占めんとするが如きは無効の陳腐案と云ふ可きのみ左れば諸老輩が今の政敵即ち現政府に反對する政黨の舉動を厭ひ政黨よ當るには政黨を以てするよ若かずとて政府内より切て出で政黨を組織してと如何との考もあらんあれども

是れとて現政府の内實能く調和して其人々の當路落路に論なく心を一にして政府の爲めに政黨を作るよも時の總理大臣が其首領と爲るの事情なれば有力有効なる可けれども内の調和未だ十分ならずして諸老中の誰れ彼れが新に政黨の旗を樹るとありては假令其初に於ては現政府の味方するものあり主義を順良忠誠あるものあり、民黨の過激論を壓倒せんとするものあり云々として至極穩あるが如くなれどもいよゝ一團の政黨と爲りて廣く天下の志士を會し公然たる主義を發表して運動を始むるの場合に至りてと決して然るを得ず前節にも云へる如く政黨の首領は漸く士に交りて漸く政論の調子を高くし天下の政客は首領と接して少しく老實の言行を装ひ相近づき相親しむ其間には遂に政熱に浮かされて政戦を楽しみ彼の所謂民黨に對して戦ふのみならず本來の新政黨の興るや現政府と眞實の協議

を遂げて一身同體の和親あるにもあらざれば時としては政府の意の如くならず又時として政府に反對して之を窘るともあしと云ふ可らき若しも然らんには新政黨は他の民黨に敵對して又政府に對しても頼む可き政友に非ざるが故に政府の眼を以て全國の政治社會を見れば諸方に英雄の割據するが如くにして或は民權の主義を唱へて改進黨を論ずる者あれば其議論の鈍きを厭ふて自由を求るに腕力を以てせんとする者あり又或は立憲の天地に高天原を空想して暗に攘夷論に熟する者あれば其熱心を利用して自家の政略を張らんとする者ある等紛々擾々之を兵亂に喩へて評すれば佐賀の江藤と長州の前原と鹿兒島の西郷と諸雄同時に旗を擧げ互に相戦ふのみにして曾て政府に味方する者なきが如き奇觀を呈す可し何を以て明治政府を維持して社會の平安を存せ可きや危険も亦甚だしと云ふ可し尙ほ之よりも恐

る可きは政府の一部分にて武斷の輩が此紛擾の様を見て疴癢に堪へず寧ろ一刀兩斷して百事を一新するに若かずとて大に爲すことあらんとする者あれば其機を察して朝野の小人等は竊に之に依頼し策を献じ智恵を貸して以て自家の野心を逞ふせんとし遂に全般の秩序を紊亂して一時暗黒の慘狀に陥るべきを期す可らず畢竟の本を尋れば維新功勞の諸老輩が未だ内に一致するの調和を得ずして先づ外に運動を試みんとしたるの罪にして遂に其共有物を守る可き明治政府を四分五裂せしめたるものなり凡る物の公私の別なく自から毀て然る後に人の來りて之を毀つ者あるの常なり諸老が生命を賭して政府を創業しながら今は即ち些々たる情實の爲め功名心の爲め、自負心の爲め互に勘辨すること能はずして朋輩兄弟の間も幾對の鵠蚌を生じ漁夫の利を成さんとするが如き自から建て、自から毀つもの

又異ちらき智に似て愚なりと云ふ可し或は其漁夫にして果して能く
 利益を占め得て後を善くするの智徳熟練あれバ我輩は必ずしも諸老
 に戀々して其地位の持續を祈るものにあらざれども滿野の政客その
 數多き中よも信せ可き者少きを如何せん左れば諸老は政府を創造
 したる其一事を以て自ら畢生の負擔と爲し苟も之を維持する爲めと
 あれば曾に智略を逞ふするのみならず時を以て無言愚鈍以て他の運
 動を自由あらしむるの利なるを知らば故さらば黙して愚を装ひ靜に
 同輩の後に就くも亦辭するに足らざる可し本論全編の旨ハ決して奇
 抜ならず尋常一様の立言にして明治の初年より常に政府の養生法と
 して守る可き所のものなれども之を論じて實行の易うらざりしは時
 勢の緩あるが爲めのみ然るに今や現政府の存廢は旦夕に切迫して實
 に危急の場合なるが故に我輩ハ諸老の決斷の難きを知りながら時勢
 の切迫を抵當にして敢て難きを責むるものなり

地租論

地租輕減地價修正の是非は近來經濟社會の一問題にして我輩に於ても自から説なきに非ざれば先づ西洋諸國に行はるゝ、輓近の輕濟論を取調べ又我國古來の習慣事實を明にして大方の教を乞はんとす其西洋説の大意を陳れば左の如し

人の腦髓手足は其人の所有するものなれば之を使用して造り出したる物品の本人に屬すべきは固より論を俟たず是即ち人間社會に私有權の起る原因にして若しも社會の人々が自ら勞して造り得たる所のものを我私有にすること能はざるの事情もあらば今日の人間世界は一日も存在することなかる可し蓋し天の人を生するや所謂一視同仁として何人なりとて謂れなく財物を私有して其利益を專にするを

得べき筈なく此世界に在て我欲望を達せんとする者は唯勞して取るの外に路ある可からず即ち私有權の勞力より起り勞力の外に私有な^らと云ふも可なり扱世の中の人^は皆自から勞して造り得たる物品を所有するの權ありて他より其權利を犯す可からずとすれば彼の土地私有なるものは大に正理に反したる所業ありと云はざるを得ず何ぞあれば凡そ人間社會の富と名くるもの、本を亂せば皆土地より出でざるはなく土地ありてこそ始めて人の勞力も化して富となることを得るなれば今少數の人が私に土地を專有して漫に他人の之を使用するを許さざるべき不幸にして自から土地を所有せざるものは假令ひ如何に勞働するも之に相當たる報酬を得ること能はず其身體を勞して折角造り出だしたる物も多くは地主の爲め奪はれて勞働者の手お歸ることおければあり今日世間の習慣にて人の所有物品を

動產不動產の二種に分ちて土地家屋の如き動うす可からざるものと什器衣服の如き動かす可きものを區別することおあれども此區別は甚だ道理に叶わざるものにして土地所有權に係る世人の意想を誤らしむるの恐おきに非き經濟學上より論ずれば土地なるものは家屋衣服おに比して全く本來の性質を異にする所あり即ち土地は人の勞力を要せきして自然に存在し家屋以下のものは人力に依て始めて出来るものなれば一は天然物として一は人造物と名く可きものなり故に土地と家屋とを混じて同種のものとして認め家屋と什器衣服おを分て別種のものとして爲すは大なる誤ありと知る可し土地は斯の如く人の勞力を假からずして自然に存在し之よ人力を施して始めて家屋衣服什器の如き經濟上の富を生ずることおれば一個人の得て之を專有す可き道理はある可らず應さに衆人と共に與に使用して以て人間社

會も必要なる種々の物品を造り出す所の富源と爲す可き所のものなり小數の者に土地を所有せるとを許す以上と之と共も又空氣日光等の私有をも許して可ある譯あり何となれば經濟學者の眼を以てれば土地と空氣日光等と其性質大も異なる所をければなり抑も今日世界萬國に於て土地所有權あるもの、由て生じたる所以の本源に溯りて其むかしの事情を尋るときは都て強奪横領もあらざれば欺騙の手段を以て得たるものも非ざるはなし往古人口の尙ほ少なり一時代もは特に地主なるものもあらず土地も恰も其地も生々せる人民の共有物たる姿にして耕そ者も耕し獵する者も獵し人々皆勝手次第に土地を使用して其産出する所の物品を採り他より之を制止する者なかりしかども爾來人口の次第に繁殖するに従ひ此處も其一部分を割て己の専用に供する者あれば彼處にも亦同様に之を專にして隨て私有の

名を生かす遂も全土を擧げて少數の者の爲めも占領せらるゝことゝあれり而して其占領の手段とては或は詐偽を以て人を欺くもあり或は兵力を以て之を威し之を殺戮せるもあり種々の方便を用ひて無理に共有の地を奪取り一度び之を自家の所有に定めたる上と又隨て力を以て其所有權を守り他人をして其利益に與るを得せざめず主人死すれば之を子に譲り子と孫に傳へて子々孫々次第に遺傳する其間も自然も地所賣買の習慣も起りて遂も今日の如く夥多の地主を見るに至りたる譯にして土地所有權の本原を尋れば必ず不正不理の所爲に起因せるものと疑ふ可からず斯の如く土地の私有權なるもの、元來自然に戻り無理ある手段にて得たるものなるに今日の地主が公然數百千町の耕地を私有し之を小民も貸して小作料を課し自から一擧手一投足の勞を取らせして巨利を收むると道理も於て許す可からざ

ると、云はざるを得ず近來社會も益々貧富の懸隔を増し富める者は愈よ富み貧乏き者は愈よ貧しく富豪の者と貧賤の者とを比較すれば殆んど同じ社會に生息する人類とを思はれざる位の相違あるは文明の一大弊害にして其原因を尋れば即ち小數の地主が土地を專有して貧者の生業を苦しむるに在りと云はざる可からず今後世界の人口尙ほ増加するに従ひ貧者の困難は愈よ益々甚だしきを加ふるよと必定にして其極遂に如何ある悲境に達すべきや吾々の憂慮に堪へざる所あり蓋し人の生活に必要な物品は都て土地より生ずるものあれば世界の人をして自由に土地を使用せざめざるの取りも直さず其生活を妨ぐるの所爲なり例へば數名の漂流人が絶海の一小島に漂着て爰に暫らく生命を繋がんとき其中の一人が恣に全嶋を以て我私有物なりを稱して他の者共に其地面の使用を禁じたらば如何ん數

人の生命は唯一人の手中に在ることある可し今日世間の大地主が人民一般に對するの狀情の毫も之に異ならず假りも彼等が一致團結して其所有地の使用を禁ずることもあらば社會は忽ち無數の餓死者を以て充満す可きや疑を容れず假令ひ或は使用を禁ぜざるも地主等の協議行届きて一樣に小作料を引上げても其の成跡は殆んど同様なる可し左れを今の地主は數百千萬の小民に對して生殺の權柄を握るものなれば一個私人に土地の私有を許すの制度は既に正理に反するのみならず人情に戻るものと云ふ可し故に吾々の宿論は速に土地私有の事を廢し都て之を政府に没入して國民一般の共有に歸せんを欲するものなれども凡そ事の成る丈け急變を避くるを宜しとするが故に土地國有の談は姑く猶豫し其代りとして更に地稅を重くし凡そ小作料として地主の手に入る可きものを残らば政府に取り上ぐるは目下

の上策なる可しと信ず即ち土地を没入せずして小作料を没入するの法なれば地主に於ても小作料の収入を失へむ土地の價は固より無し歸して其實は所有權を失ふたるに異ならず唯世間一般の感情に於て私有の地面を没入すると云ふよりも地稅を高くすると云ふ方穩に聞ゆるの都合あるのみ今大に土地の課稅を重くして國の歲費は盡く地稅を以て支辨することゝ爲さむ現在政府が毎年莫大の勞費を棄て、徵集する百般の稅目は都て之を廢するを得べく朝野共よ之が爲めに蒙むる所の利益は計り知る可からむ又徒に土地を所有するも利益を得るふとなきが故に今日の如く一人にして廣大なる地所を私有し數百千の小作人を虐使して奴隸の如く禽獸の如くする不人情の地主も其跡を斷ち次第に貧富懸隔の弊風を退滅して小民の衣食を安くするに足る可し又農業上の利益を云へば土地を所有するものが之を耕さ

ずして其儘になし置くときは實際非常の損亡とあるを以て是非とも自から耕作を從事して出来る丈け多くの收穫を見るの工風をなさむる可からず即ち之に依て大に農業の進歩を促がし地味の改良を致すの効ある可きふと疑ふ可からず地租を重くするの利益あること斯の如くよして且道理上これを重くせざる可からざる次第も前に論じたる如くなれば吾々は我小民休養の爲め一日も速く我宿論の實行せられて土地私有の弊害を除くの時節到來せんふとを希望する者あり前の一節は我輩が輓近の西洋經濟論に就き諸書を抄譯して論旨の大要を示したるものなり西洋諸國の田制と日本の田制とを自から同じからざるもの多く彼の英國の如き國中の耕地は大抵皆少數の大地主と占領せられ其地主の下にて手代手先きの者ありて小作人の膏血を絞る小民を終年勞働して尙る飢寒を免かれず且文明の法律は常に私

有の權を重んずるが故に地主等が小作人よ對して如何ある無情を働くも苟も法の明文に背かざる限りは之を禁するものなく事態ますます切迫して殆んど見るよ忍びざるの慘狀に立至りしより漸く識者の注意する所と爲りて右等の經濟論も世に現れたるとならん其立論の眼目として一切の私有地を政府よ没入し又は地稅を重くして小作料の利益を空ふせんとするが如き遽に之を聞けば過激なるに似たれども彼の國々に於て土地兼併の弊害たるいよゝゝ其事情を詳にすればいよゝゝ小民の苦痛に堪へざるものあるが故に救濟の一法として斯くも敢斷なる方案を立たることなる可し東洋國人の考には政府の收斂を以て無上の害惡と認め物論唯この一方に向ふの常なれども西洋諸國の大地主は一種特別のものにして其收斂法の酷なること政府の比よ非き暴政府の政は粗暴にして時としては其收斂よ遺漏ありと

雖も地主の收斂は緻密にして其狀恰も人をして窒塞せしむるものゝ如し故に我日本人の如きは古來唯政府の收斂を知るのみよえて未だ地主の收斂に遭はざる者と云ふ可也東西比較して小民の幸不幸同日の論に非ざるなり竊も案するに古來我國の習慣に於て全國の土地は官有の姿を成え人民の政府の地面を借用して耕すものに異ならず耕地の所有權こそ慥れども田地に冠するに御の字を以てして御田地と云ひ田租を名けて年貢と云ふが如き其性質私有に非ざるを證す可し既に私有にあらざれば政府の之に干涉するも亦自然の勢よして政府の法を以て租稅を輕重するのみならず田地の所有權に就ても人民の意の如くあらざるもの多し殊に徳川政府の政策の常に貧富の懸隔を防ぐの主義にして三百藩亦この旨に従ひ勉めて小民を保護して田地の賣買を自由らしめず小民に至るまでも自家所有の地を耕さ

しめんどの趣意にして所謂五反百姓の名も是等の事情に生じたるとならん或る藩にては明に法を定めて凡そ農家にして何町歩以上の田地を所有するものと相成らずと禁じたる事例もあり之を要するも政府の田地を以て農民の至寶と認め世々子孫に傳へて動かす可らざるものなりとの趣意なるが故に農家も於ても自然に其習慣を成し例へば家に不幸を重ねて貧窮に陥り家屋を失ひ衣服諸道具を賣り盡しても田地丈けの容易に手放すことなく殆んど死力を致して之を守る其趣は封建の貧乏武士が飢寒に迫りても腰間の双刀をば失せざるもの、如し小民に於て之を守るよといよ、堅固あれば富豪の之を兼併するも亦容易ならざるを知る可し又封建の時代に偶然にも田地の兼併を妨げたる一種の事情と田租の輕からざるものと即是れなり當時は日本國中に殆んど商税あるものなく中央の幕府を始めとして諸藩共に

士族の世祿并に諸政費は都て田地の年貢より出るの法にして凡ろ田地に生じたるもの平均その十分の四乃至半を政府に納めしむるの慣行なりしが故に徳川政府直轄の年貢の十分の三半を標準にして三斗五升俵の制を用ひ收納の最も寛大なるものなり諸藩とても必ずしも田實の半を取立るに非ざれども道普請池普請等種々様々の土木工事に夫役を申付けられ或は藩吏巡回の時に人足を出し賄を供する等夫れ是れを精算するときには十分の四よりも或は五以上にも當るとにして殊に小藩地は最も酷あるを常とせ富豪者が斯る重税の地面を所有して他人に貸渡し其小作料の内より年貢を納るは利益の厚きものにあらざるのみか水旱の天災に逢ふときは全く所得を空ふするとさへあれば地面の大丈夫ある家産と知りあつらも計算上の得失を勘考して買収を思止まる者多し其事實を示さんに舊幕府の時代に日本

の西南諸國と東北諸國とを比較するに西南の人口稠密にして隨て田地にも繩延なるもの少なく大名の祿高十萬石と云へば凡そ其本高に超るものあき其反對に東北の大名には内高又は隱高と稱するもの多く表面は五萬石と云ひながら内實十餘萬石の領地もありて其領地の豊なるに従ひ年貢も自から寛大なれども石高打詰の藩地に於ては然るを得ず又幕府の直轄即ち天領に概して年貢の割合低くして諸藩地即ち私領の比に非ず又天領と私領との比較を外にし大藩と小藩との間も自から其割合の差ありて藩のいよゝゝ小なるに従ひ年貢法もいよゝゝ酷よゝゝて緻密を致し其田地に負擔の重きは一般の通例あるが如し九州の某小藩にては米の年貢の外に麥を取り尙ほ其麥を搗て納めしめたるの奇例あり大藩人の夢も知らざる所なり以て其大概の相違を見る可き扱右の如く日本の西南と東北と又天領と私領と又

大藩と小藩とを比較して其年貢に輕重の相違の争ふ可らざるの事實にてありながら顧みて小民の生活如何を問へば西南は窮民多きと非ず、天領の小農豊なるに非ず、又小藩の小民獨り飢るに非ず、平等一様小百姓は小百姓にして曾て貧富苦樂の相違なかりしを不思議のやうなれども一步を進めて經濟社會の運動を視察するときは大に發明する所のある可し年貢の安きは豪農を生ずるの媒介にして田舎にて苟も資産に餘あるものが其資金の用法を案するに年貢さへ安ければ田地を子孫に遺すほど安全なるものなきを知り次第に之を買収して小農は中農と爲り中農と大農と爲り名の農民にして自から地を耕すよとなく夥多の小作人を支配して所謂素封の一家を成す可し一地方に素封の大農を生ずれば其地方の小民も即ち小作人にして政府に納る年貢の輕重如何に論なく耕地の廣狹と人口の多少と正し

く需要供給の原則に従て小作料を促さるゝが故に年貢の輕き恩澤は唯地主を利するのみにして小民も曾て之に霑ふを得ず即ち舊幕府の時代に大農の多きは東北諸國を第一とし其他は天領も多く大藩地に多くして西南の小中藩も其領内に殆んど大農を見ざりし所以なる可し大魚は小池に住まじ小藩地に富豪なしなど漠然たる俚言もありしなれども其實は小藩の年貢法甚だ密にして藩政と小農と密接し絞る可きものは絞取り取りて其間に地主を容る可き餘地を遺さざりしが故のみ然り而して此種の小農と彼の東北諸國并に天領等の小農と相比較して衣食の有様如何を見れば毫も異なる所あることなし凶年も東北に饑民多ければ西南の民も亦饑ゆ然かのみならず饑饉の手當などは小藩政の方却て能く行届きて平生年貢の寛なりし地方民に難澁する者多かりしとの奇談さへなきに非ず之を要するも小農の身と爲り

ては政府に重き年貢を納るも地主に重き小作料を取らるゝも其實は同様にして年貢の安きは唯土地兼併の勢を助るものと知る可し王政維新の初は文明開化の風潮大に流行して一切萬事西洋の流儀も從はんとする其時よ當り何人の發意にや西洋諸國は商を以て國を立て日本は農を以て國を立つ農民より年貢を取立て、政費も充るが如きは田舎風にして與に文明の事を語るに足らず況んや米と名くる物品を納めしむるなどよ至りては殆んど未開國の蠻風とも云ふ可き陋習なれば之を一新せざる可らずと云ひ又一方には三百の舊藩各々納税の習慣を殊にしたるものを廢して一政府に合したるものとあれば其繁雜に堪へざるの事情もあり是よ於てか新政府も地租改正の議を生じて勿々之に着手し大に田租を輕減して米納を金納に改め地券を發行して土地の所有權を固くしたるのみならず古來國有の性質を備へ

たる一切の田畑山林を人民の私有に改め其私有地の賣買を自由にし便利にしたるは日本開闢以來の一大改革にして其影響する所の容易ならざるは推して知る可し之が爲めは種々様々の利益も少あらざり又弊害も少あらざる中に就て爰は其弊害の甚だしきものを舉れば地券の賣買質入を便利にしたるが爲め小民の田地を失ふと容易にして隨て富豪が之を兼併するの法も亦容易なるの一事あり徳川の時代にては敢て賣買を禁じたるに非ざりと雖も唯その手数の面倒なるが爲めに賣らんとする者も買はんとする者も格別の要用の外は先づ之を見合にするの風ありしは地租改正以來田地の性質はいよいよ私有と定まりて手元に所有する地券と尋常一様の株券等に異ならず其所有主が不圖これを金にせんと思へば質入なり賣渡あり即時は辨するが故に金の必要に迫るは毎度のことにして地面は大切ありと知りな

がらも恰も悪魔は誘はるゝが如く何時しか之を手放すの事情なきに非ず又これを買はんとする者に於ても在昔の如く何年間は必ず質入にして何年の後に至りて始めて流地と爲る可しなど云ふ窮窟なる法律とてはかく唯代金をさへ渡せば即日より公然たる地主と爲る可く又之を買受けたる上にて利益の割合を計算すれば改正後に小作料を引下たるもあらざりて一方の政府に拂ふ可き地租も大に輕減して双露盤も當るもの多きが故に雙方の都合の爲めに相談も甚だ手輕に纏まりて自然に地田賣買の勢を助け年々歳々私有地を失ふ者の數を増して富豪兼併の風を催はし例へば従前と各都邑の商家にて耕地所有は甚だ稀なりしものが近年に至りては商人等も漸く其利益を悟りて之を買ふ者少からずと云ふ經濟自然の運動にして免る可らざる所のものなり世に所謂斯民休養論者の流は頻りに民事を憂慮し農

民日に困窮して私有地を失ふ者多し例へば府縣會議員を撰擧せるに地租五圓以上を納る者の數次第は減少せるは其困窮の徴ありとて慨嘆する者亦きに非き如何にも論者の所見の如く各地方に納税者の數を減するの私有地を失ふ者多きが故にして全く本人が困窮したるに相違ありと雖も其これを失ふや田地を荒らして無くしたるは非ず之を賣て代金に易へたるものなり而して其代金を拂ふたる者の次第に私有地を廣くして隨て納税の高を増し前年五圓以上を納めたるものも漸く十圓以上を納るものと爲り又進んで五十圓百圓以上にも達せし可ければ以前二十人課したるものを今は一人も納め二十の財産を一と併せたるに過ぎざるのみ又その會て五圓以上を納めたる者が何故も斯くも困窮して地面を賣りたるやと尋るに田租の苛重あるが爲めなりとは何分にも陳ふるは辭なきが如し如何とあれば斯民や徳

川封建時代の民にして其時代より五反の田畑を所有して四公六民乃至五公五民の重き年貢を納め尙ほ所有權を維持して明治年間に至り偶然も地租改正の僥倖に遭ふて大に田租を減せられしが今は却て以前よりも困窮するの理由あらざればなり左れば其困窮は先年政府が誤て紙幣を濫發して一時穀物の騰貴を致し隨て田地の價をも引上げて假りに農家の景氣を催したるとき自然に衣食住の度を高めて得々たる中も又もや財政の當局者が失策を再びして今度は紙幣急縮の爲めに天下の經濟を紊りたるが故なり一度び高めたる生計は容易に舊に復すること能はざる其際に物價の頻りに下落して都鄙一般の不景氣と爲り農民は耕作の外に農間稼の所得なき尙ほ其上にも地方政の繁文は日よ繁雜にして安んずるを得ず失望と狼狽との餘りに遂に大切なる田地をも賣放すの場合に立至りしことあれば所謂五反百

姓が其五反の私有地を失ふたると正しく五反に負擔する租税の重きが故に非ず實に數年の間政府の財政を誤りたる其失策に原因するものとよして且これを賣放すに容易あるは前に云へる如く地租改正以來賣買の法も手輕よして又買方に於ては納税の負擔輕くして双露盤上の利益あるが爲めに悦んで之を引受ればなり故に今日にして農民の困窮を救はんとあらば唯速に財政失策の結果を醫して又繁文の宿弊を除く可きのみ地租を輕減して民の疾苦を救はんとするが如き救濟の方角を誤るのみならず多年の後の成跡を考れば之を輕減したる爲め土地兼併の大弊害を生し今日救濟と思ひし其政略は却て民を苦しむるの媒介と爲る可し之を救はんとして却て之を害す智者の事に非ざるなり

前條に記したる西洋經濟論の大意を一讀し之を我徳川時代より維新後に至るまでの事情に照して地租と小作地との關係は如何なるものにてあるやを熟考したらば讀者に於ても必き大に發明する所ある可し即ち富豪が土地を兼併して小作人を使役するの利不利は其土地に課せらるゝ租税の輕重に従ひ税の輕き地方には必ず素封の大農を生ずるの事實を見る可し我輩は固より西洋の經濟論に従ひ日本國にも更に地租を重くして小作料の實を没入し以て大農を苦しめて小民を利せんとするが如き急劇なる政策を主張するに非ず又今の日本の實際に於ても斯る劇策を施すの要用なしと雖も畢竟するは地租の輕きは大農の利益にして小民の與る所非ざるのみか却て兼併の勢を助けて行末に却て小作人の不利たる可しとの理由を明よせんが爲め特は彼の經濟論を引用したるのみ以上の論旨にして果して違ふことなくんば我輩は近來我政治社會を行とるゝ地租論に就て不服を唱る者

あり其論に二種あり一を地價修正と云ひ一を地租輕減と云ふ先づ地價修正論より論せんよ日本の地租と地價を標準として税の割合を定めたるものあるに全國の耕地を通覽すれば其地價甚だ不同にして隨て地租に不公平あるが故に地價の高きものは之を下げ低きものは之を上げて平等あらしむ可しと云ひ又或は其高きものゝみを低くして其既又低きものは従前のまゝに差置かんと云ふもあり即ち甲の平均論にして乙は其平均の方便として單に一方の地租を低くせんとするものなり假りに今地租輕減の利害得失を問はずして兎に角に全國耕地の租税を平均して偏重偏輕の沙汰なからしめんとは一應尤もなるやうに聞ゆれども實際の着手は臨みて其方法を如何す可きや我輩は唯今の難きを知るのみ各府縣に行はるゝ地租の割合を表に作りて一紙面に記し之を机上に點檢すれば決して公平なるものに非ず薄租に

有名なる舊小倉縣今の太宰府又或は三重縣等の如き重税の地方に比較し城縣等の割合を以て大坂府又は三重縣等の如き重税の地方に比較したらば一目して不公平の實を見る可しと雖も是れは我輩が曾て云へる如く二百十二度の沸湯と三十二度の氷とを并べて寒温を評するに異あらず何人の感觸にも識別すること易けれども沸湯點と氷點との間に尚ほ百八十度の寒温ありて百度は九十度よりも熱くして九十度は八十度よりも熱く地租不公平の度數は各縣に異なり各郡各村も異なり甚だしきは一村内に隣地相接して奇妙なる差等さへある程の次第なれば農民の思ひは其思ふまゝを云はしめて又傍よりも子細に之を吟味したらば當に百八十度に止まらざりて千八百段の差を現はし此地租は地味と比して高きこと五分なりと云へば其れは三分なりと云ひ或は一分のものもあり五厘のものもあり一厘一毛遂に際

限ある可らず故に今二百十二度の地租を重しとして百五十度に下さんとするときには既に百五十度ありしものと其割合に従て百度に下らんと云ひ之を聽せば他の百度のものは五十度たらんとを求め次第に其云ふがまゝに従ふ間に曩きの百五十度に下されたるものも今は他の比較を見て更に自から度数の高きを感じ更に又引下げられんとを主張して到底歸する所なきに至る可き勢の最も略易きものあり然らば則ち一部の脩正の事實に行はれ難しとして思ひ止まり今度は大舉して全國の地價を一時も脩正せんか即ち地租改正を再びすることにして此事決して容易に行ゑる可らき單に費用の一點より云ふも前の改正には凡そ七千萬圓を費して農民は一年に二度の年貢を納めたるよりも尙ほ重きを負擔したるよとなれば再度の改正も凡そ同様にして前年に比して物價の異同もあれば或は七千萬の金にて足らざる

ともあらん此大金の永遠の損亡にして假りに之を農民の負債として見れば田舎の金利年一割として改正後は毎年七百萬圓を拂ふの割合を見る可し地租改正し得て妙なれども其改正の報ひとして未來永久に至るまで年々歳々七百萬圓を拂出すとは一種新奇の災難として甚た妙ならざるが如し我輩も天下の農民と共に斯る災難をば避けんを欲する者なり又前度の改正を行ふるときは維新勿々法律も不完全にして專制の勢力圓滿なりし世の中あれば大抵の處までは人民の苦情を取上げせしめて云はゞ民意を壓制して事を成したる姿なれども舊慣漸く廢して新法正も行はれ些細の事にまでも法論を喋々して日本國中の人民は恰も法學生徒の如くなる今日に當り一舉して全國の耕地を評價せんとして能く民意を満足せしむるの手段ある可きや否や幾百萬の地主の幾百萬の自利心を逞ふして勝手次第に苦情を申立て

説諭も聽かず嚴命も恐れず強ひて之を壓制せんとすれば則ち法律に
 依頼して出訴に及び地租改正官吏の反則又は地方官の不正なを稱し
 て不服を唱へ果てば中央政府の大臣を相手取りて曲直を法廷に争は
 んとし改正未だ半ならずして國中は唯訴訟の沙汰に忙しきの奇談あ
 る可きのみ即ち時勢の變遷民情の異同に由りて然るものなれば二十
 年前の先例を見て再度の改正も亦斯の如くあらんと思ふは大なる誤
 なりと云ふ可し然かのみならず假令ひ百難を犯して事を了りたれば
 とて之に由りて一切の不公平を除く可しと思ふが如きは眞の空想に
 して迎も實効の期し難し初度の改正も舊幕府時代の地租法を不公平
 なりとして施行したるものなれども改正後の不公平を見れば殆んど
 舊時より異ならず初度にして斯の如くなれば再度も亦斯の如くあらざ
 るを得ず少しく經世の心あらん者の多辨を俟たせしめて自から了解す
 る所のものあるべし

地租論の第二の單に地租の割合を減少せるとにして例へば現行の稅
 率地價百分の二半あるものを百分の二にせんとするが如き之を地租
 輕減論と云ふ抑も此地租輕減論の由來する所を尋るよ前年政府が地
 租を改正して大に年貢を減じたるとき尙ほ是れにても不満足なりと
 思ひしよや元來政府の意の地價百分の一にまで減する見込なり云々
 と(地租改正條例)漠然たるふきを公言したる其言を抵當にして地租輕
 減は政府の義務にして之を請求するを人民の權利なりと唱へ以て民
 間の政談者を以て口實を得せしめたることなれども前節に云へる如
 く先年の地租改正は文明流行の狂熱中に斷行せたることにて之を
 改正して百年の得失如何を考へたるに非ず國有の性質を具へたる土
 地を改めて人民の私有に歸するの大事を思ふたるに非ず地租を低く

して其利益は到底何者も歸す可きやを究めたるに非き、其實は當時在朝の儒流書生輩が少しく翻譯の書を読み又西洋人の説など聞き宿昔斯民休養の儒魂も投するも西洋商國の新説を以て一時心酔の餘りに勿々議定して勿々着手せたる政策にして今日より之を思へば其策の完全あらざるのみか寧ろ明治政府の一大失策として計ふ可き程のものあれば其改正の本體に於て既も非難を免かれず況んや當時改正と共に政府の人が公示したる地價百分の一にまで云々の一言に於てをや今日に於て證とするに足らざるものなり國家永遠の利害に關するときは既發現行の法律も之を改るに躊躇す可らず然るを彼の一時狂熱中に發したる條例あればとて其言を抵當に取りて論争の根據にせんとするが如き我輩その可なるを知らず之を喩へば醉狂者老耄者の遺言書を證據にして争ふ可らざるの無理窟を争はんとするものに

似たりと云ふも或も過言に非ざる可き左れば以上の論據は取るに足らずとして更に事實に就て論せんも輕減論者は今の地租重くして農民困窮すと云ふと雖も前節にも云へる如く農民果えて困窮ならば其困窮は地租の爲めに非ずして他も様々の原因ありて然るものなれば之を吟味せざる可らず舊幕府の時代に公領私領を平均して四公六民乃至五公五民即ち四五割の年貢を納めたるものが今日の割合を見れば輕減も亦甚だし去年米作の統計に全國の收穫四千四百餘萬石である其米價を一石六圓とすれば二億六千四百萬圓なり此内より二十四年度の地租三千八百七十七萬圓を拂へむ僅に一割五分に足らず又これに地租の三分一以内なる地方税を加ふれば五千百七十萬圓と爲れども米の代價二億六千四百萬圓に對すれば尙ほ二割以内に在り或は地方税の外に様々の名義を以て間接に土地に課せらるゝものもあら

んあれども是れは地方政繁文の弊も生ぜるとなれば唯その弊を除く可きのみ如何なる辭柄を作らんとするも現今の農税は之を幕府時代に比して半よも足らざるものあるに農民困窮など云ふ漠然たる机上の議論を以て正租を輕減せんとするが如きは我輩の服せざる所あり如何となれば二十餘年前に四五貫目を負擔して之よ堪へざる者が今日僅に一貫五百目乃至二貫目の重きに堪ざるの理由ある可らざればかり若しもしよ之に堪へずとあれば其堪へざるは元來の荷物の重きに非ずして小附の多きか又は他に身體を煩ふものあるが故なり一説に所得税を納るゝ歳入三百圓以上に限り以下は之を免かれて國費を負擔することあり然るゝ農民が耕地より三十圓の利を得ても納税の義務あるは公平ならせと云ふ者あり自から説として聞く可きが如くあれども是れは古來我全國の土地に國有の性質あるよ由來し

たることにして他の工商の例を以て論ぜ可らせ工商は單に自身の手足と腦力を以て働くのみなれども農民は地面を名くる天與の生産力を利用して之よ自身の働を加ふるまでのことなるが故に往古の專制君主が此天與の生産力を私有して勝手次第に與奪したるものを後世よ至りて國有共同のものと爲し分割して一個人の所有權を固くしたれども尙ほ今日も國有の意味を以て多少の租税を拂はしむるとなり啻に理論上お於て然るのみならず今の實際よ於て地主は此生産力を所有する者にして其所有權即ち耕地を人に貸せば自から手足を勞せずして所得あるに非せや斯くまでに利益ある土地あれば之に税を課するも決して無理と云ふ可らず農民その人に課するの税に非せしめて土地と名くる天與の生産力に課するの税と云て見る可きのみ既に人に課するの税に非ずとすれば彼の大地主が地租を納めたる上に尙

ほ所得税を拂ふは二重税を取らるゝに等しきとて苦情を云ふ者あるよしなれども甲は土地の税にして乙は人に對しての税あり毫も怪しむに足らざるのみならず經濟社會の實際に於て土地賣買の價の納税の輕重を計算して然る後又定まりたるものあれば土地を買ふて之を所有せるの利益は公債證書株券等を所有し又は銀行に金を預けて利子を取るに異ならず其撰擇は唯主人の意に任ずるのみ若しも土地を所有して二重税を拂ふに苦情あらば其土地を賣却して他に資金の用法を求む可し二重税を免かるゝこと甚だ易し舊來の地主の地租改正の爲めに減租の僥倖に遭ひ爾來新に買入れたる者は納税を計算して代價を拂ふたることなれば今更苦情を訴へんとするも我輩は其根據なきに苦しむ者あり

凡そ一國政府の税源は其國々の歴史に由來して習慣を成すもの多し我日本の地租の如き即ち其一例にして百千年の古より今に至るまで農民が田地を所有して納税の負擔を怪しむ者なきは習慣の固きものにして收税の手續も容易なる所以なり支那よりの食鹽も重税を課するよし日本人の考に鹽も税とて意外に見ゆれども是れも習慣にして支那人は平氣なる可し畢竟習慣に由來して民情の不安もあることなれば日本人民の心に安んじて毫も怪しまざる地租の事を今日に喋々するは是を所謂平地も波を起して税源を擾攪する者と云ふ可し且文明の國を維持する爲めに次第に國費を増すも自然の勢あるが故に今後地租を除くの外に次第に諸税を増加するとき今の地租は其まゝにして他の比較上又大に輕減せらるるの事實を見るも遠きに非ざる可し我輩固より無情の鐵腸も非ず貧農の貧苦を見て憐まざるも非ず唯輕減論者の見る所近くて憂る所淺きに感服せざる

のみ論者が地租を軽減せんとする其理由を聞けば斯民を休養せるが爲めなりと云ふ甚だ妙ありと雖も斯民とは農家の如何なる種族を指すや先づ其目的を定めざる可らず地主が地租を軽減せられたるが爲めに所得を増すこともあらんか即ち公債證書を所有する者が俄に利子の割合を引上げられて僥倖するも異ならず詰り富めるに續ぐの恩恵もころあれば論者の目的は富豪大地主を私して之を休養するの意にはあふざる可し然らば則ち地租を軽くすれば隨て小作料を軽くして小民の利益たる可しと信ずるか思慮の足らざるものと云ふ可し地主が人に田地を貸えて小作料を定むる其割合は金主が金を貸して利子の割合を定むるも異ならず其高低の唯ふれを借用する者の競争に在るのみ今の地主に此競争の極度を度にして今の小作料を命し之より高くすれば借地する者なきを知りて正に其點に止まることなれば

假りに地租軽減を逆にして之を増加することもありしならんに地主に其増加の割合に従て能く小作料を高くす可きや否や決して實際に行ける可らず地租の高下は地主と小作人との關係を左右するものに非ず現在の小作料は競争の結果も生じたるものなるが故に地租の増加云々を名にして之を高くせんとするとき小作人は借地を返却して耕すことなき其事情は金主が家政不如意など稱して法外なる高利を貪らんとするも之を借る者なきが如くなればなり地租増加にして果して小作料を高くするに足らずとあれば其軽減も亦これを低くするに足らざるや明なり何程も之を軽減しても借地人は競争のあらん限りは地主と其競争の緩急を見て小作料を命するのみ商品の相場金利の割合等都て競争の原則も由らざるはなし獨り小作料のみをして此原則外に在らしめんとするが如き苟も經濟家の口より發す可き

言に非ず迂濶も亦甚だま云ふ可し左れを地租輕減の他人に地面を貸すが如き大地主の爲めよせんとするの意に非ず又これを實施して小作人の利益たる可きにも非ざれば斯民休養の斯民とは大地主と小作人とを除き其中間に在る自作農民のことありと云ふか斯民の區域漸く縮少して窮窟ありと雖も論者ハ此中間の一部も厚くせんとして全國の地租を軽くし其本心にもなき大地主をして富めるに續ぐの僥倖を得せしめ却て無數の小作人をして失望せしめんとするか我輩の斷じて同意せざる所なれども姑く之を擱き爰に最も恐る可きは農稅を輕減したるを爲めよ彼の中等の自作人も自然に私有地を失ふの勢に立至る可きの一事あり凡そ商賣社會の事情を觀察するに需要供給相對して供給の潤澤あるが爲めに需要者を生ずるの例なきに非ずと雖も普通の場合に於ては需要に應じて供給の道を開くを常とす即ち

俗に云へる買人ある爲めに賣物も市に出るとなり扱今日百姓の田地を賣買の物として其需要供給の事情如何を問へば前節に云へる如く地租改良以來土地へ全く私有の姿を成して隨て賣買の法も亦易く之に加ふるに舊時に比すれば納稅の負擔著しく減少して地主の所得薄からざるが故に各地方の豪農富商ハ其資金の用法を求め漸く地面も着眼して近年は漸く賣買の沙汰を催はす其折柄又もや一層の地租輕減も逢ふともあらば買收の氣焰は一層の勢を増さざるを得ず或ハ云く地租の輕減は所謂五反百姓の利益にして之を減ずれば自から其百姓の所得を厚ふして家を富ます可きが故に所有地賣却の念も自から斷絶可しあとの説あれども畢竟我農情を知らざるもの、考あり元來五反百姓の身分は小作百姓も比して幾分の上等ありと雖も決して生計の豐なるものに非ず夫婦と老人子供を并せて共に働き僅に飢寒

を免かるゝのみよして一年三百六十日の間に快く酒を飲み魚肉を食ふふとさへ稀にして農間の稼よてもあらざれば曾て口腹の慾を満足したることなきが故に苟も錢を得るの道あれば永遠の利害を思ふに違あらず兎も角に其錢を以て一時の快樂を買へんとするか又は差迫りたる急を救はんとするは人情も免れざる所あり然るに爰も地租輕減の僥倖を得て例へば地價百圓に付き五十錢を減せられ之を減せられたるが爲めに其地面を賣るゝ十圓乃至十五圓の價を増し然かも買人の現金の耳を揃へて即時に之を渡す可しと云へば即ち先づ需要を生じて供給これに應ずるの道理にして知らず識らず惡魔も引入れられて祖先傳來の重寶に告別することなきを得ず先年の地租改正以來の事實も於ても既に然りとすれば之を争ふ可らず今後地租を減ずるふといよゝ速なれば兼併の勢も亦いよゝ劇しく遂に無税に至

れを日本國中殆んど自作人なきの慘狀も計る可らず休養論者も是に至りて全く目的を失ふたる者と云ふ可し

地租輕減して兼併の勢を増し自作の百姓漸く減じて小作人と爲りたる處にて國民の幸不幸如何を問へば我輩の之を評して經濟の慘狀と云はざるを得ず國中幾多の地主は腦力を勞するに非ず手足を役するに非ず天與の生産力(即ち土地)を人に貸して獨り其利益を專にし尙ほ今後人口の次第に増して次第も土地の狭きを感じるに至れば商賣社會に流通資本の乏しきが爲めに金利を引上るの道理に等しく小作料も次第にせり上げて次第も騰貴せざるを得ず農民何に由りて生を保つ可きや之を思へば唯寒心するのみ在昔封建の大名は耕地に重税を課して殆んど農家米作の利を空ふし就中彼の小藩の如きは細に取立て、絞り盡したるが如くなれども其絞らるゝ爲めに不利あるものハ

地主の一類に限るのみ小作人は苛税なればとて特に小作料を高くせらるゝ、非ず公領又は大藩地の小作人も小藩地の小作人も其幸不幸は同様に、唯小藩地に大地主の發達を見ざるのみ殊に土地兼併の弊を防ぐは徳川政府の大主義にして諸藩みな之に倣ひ年貢の取立苛刻なる中にも所謂仁政なるものを施し陰に陽に小地主を保護して自作を勧めたるを小藩ながらも藩廳と名くる一政府の事なり、かども今や漸く地租を軽くすれば土地と漸く商賣品の姿と變じ轉々賣買して其歸する所を豪農富商の素封を成すのみ既に素封家の私有と爲りて小作人を使役するに至れば地主の眼中には唯利あるのみに、又仁義を云はせ其地方に現在する耕地の廣狹を農民の多少とに従ひ正しく需要供給の示す所を以て小作料を定免事情の許す限りに高きを命する其有様を金主が金融の緩急に従て利子を上下するの情に異

ならず即ち俗に云ふ黒人の双露盤にして抜目なきものなり封建諸藩の年貢苛しとは申えながら双露盤の上には尙る素人にして多少の遺漏あれども地主の經濟法は一家の私を目的として左右を顧みず其緻密あること水をも漏らさぬ有様に、小作人の呼吸塞迫せざらんと欲するも得べからず小人窮すれば茲に濫す、經濟社會の慘狀思ひ見る可し事柄に異あれども近年田舎にて田地を買はんとする者は直に之を買はずして先づ其持主の身元不如意なる者を選び需に應じて地面抵當に金を貸付け返濟の期限に至りて拂はざれば利足を元金に結んで證文を書替へ幾回の書替へに利倍増長えて終に抵當品を引取るの手段さへなきに非ずと云ふ此法に従へば名は相當の直段なれども其實は五年前の元金を一倍に膨脹せしめたるものなれば持主の手元は所有地を半價に賣拂ぬたるに異ならず地面を買ふに付けても既に斯

の如し此種の地主が小作人に接するの緩急如何と讀者の推量して自
から發明する所なる可し

或は云ふ日本の地主は西洋諸國の地主に異なり地主と小作人との間
よは自から一種の徳義を存して西洋流の殘忍刻薄なきが故に特に心
配するよ及ばずとの説あり我輩も固より此事情を知らざるよ非き東
北諸國又の其他に於ても大地主と小作人との關係と主従の如く親子
の如く地主も世襲なれば小作人も亦借地の世襲よして幾十百年來相
替るよとなく地主の催促をも待たず定めの小作料を納めて曾て僞る
ことなく耕作の外よも主家の急に走り其家事を助けて律儀一偏なる
其代りに地主も亦小作人に交るに他人を以てせず常よ其利害を保護
して生活の安きを得せしめんとし飢れば食を與へ、病めば醫藥を給し
冠婚葬祭子弟教育の世話より尙ほ進んで身持宜しからざる者よ異見

を加へ農業出精の者よ褒美を與ふる等その取扱の濃なるよと恰も一
家人に異ならずして雙方の間に殆んど利を争ふの痕跡をも見ず古來
百姓が領主に向て一搔を起したることはあれども小作人が地主に亂
暴を仕向けたるの例は甚だ稀あり蓋し我世教の然らしむる所にして
一種特別の美風なれども爰よ一考を要するは今の我文明の有様にし
て能く此美風をして永遠に持續せしむるを得べきや否やの問題あり
文明開化は法律を明にして法律に重きを置き人間萬事次第に情を離
れて次第に道理よ進み理窟の喧しきと共に不理窟も亦能く行はれん
とするの時勢に當りて彼の極樂世界とも稱す可き地主と小作人との
關係を維持するは到底望む可き所に非ざるが如し維新以來僅に二十
餘年故老の尙ほ存する者あればよそ未だ風波を見ざれども小作人の
倅も小學校を卒業すれば自由壓制なと云ふ文字の意味を解して小理

窟を陳べ生嚼の法理に依頼して地主に向はんとすれば地主も亦能く流行の法律論を心得、法律と法律と相接して互に争ふのみならず地主の心には一層の不愉快を感じ、數代恩顧の小民等が祖先以來の事實を忘れて恩に報ゆるに仇を以てせんとは不埒至極の者共あり、彼等が法理を訴へて來るこそ面白けれ、向後は此方に於ても法理を以て之を御せんとして百年の情交も一朝に破れて歸する所は小民の膏血を絞る盡して遺す所なきに至る可きのみ、我輩が數十年の後を想像すれば從來の地主と小作人との間柄さへ漸く將さに破れんとする其最中に今後新に土地を買取て新し地主たる者が小作人を取扱ふに徳義を以てせんやと固より架空の空論にして取るに足らぬ、世界萬國、地租を軽くするか又は全く無税にして土地兼併の行はれざるゝなし、之を兼併すると同時に私有保護の法律を明にして少民の困弊せざるはなし、人間社

會普通の事相にして争ふ可らざるものなるに獨り我日本國のみをして世界の通例以外に在らしめ、文明の法律を行ひながら地租を輕減して兼併の弊なかる可きと信するも人事の勢を辨ぜざるものと云ふ可きのみ

前條縷々開陳せし如く地價修正は到底實際に行はる可らず、強ひて之を行はんとすれば非常の人力を費し、非常の金を失ひ、國家の經濟に於て所失所得相償はざるのみか、其費し失ふたる所のものゝ永世不還の國損たる可し、地租輕減論は其根據とする所固より薄弱にして尙ほ其上にも斯民を休養するに足らぬ、唯徒に土地兼併の速力を増え、遂に却て斯民休養の目的を逆に達して小民の不利たる可きのみ、又國家經營の點より見るも文明の國事日に多端にして諸税率は次第より昇ぼるとあるも降るものと、き今の時勢も百千年來國民の習慣を成して曾て

怪まざる國庫第一の税源を動さんとするが如き斷ちて經世家の事にあらず然かのみならず年貢の割合を廢藩置縣に際し諸藩より中央政府へ經濟を引渡すとき既に幾分を用捨したる向きもあり尙ほ之に續くに地租改正の寛典を以てして凡そ日本國の歴史に田租の輕きと今の如くあるは未だ曾て其例を見ず農民の身として一毫の不平もある可らざる今日又當り何を苦んで更に之を輕減せんと云ふか殆んど物の數を辨へて飽くことを知らざるものと云ふ可し然るも斯る賭易き數を賭せして近來世間又輕減論を唱ふる者多きは畢竟政黨の始まりしより以來政客輩が國民多數の歡心を買はんが爲め心の底に不條理あり空論あり、連も實際に行はれざるふとなりとい知りながらも之を餌にして黨勢を張らんとするの計略より外あらず即ち全國の農家にまて果して地租の輕減もあらんと眞面目に之を待ち設る輩

と正に政客の計略中に在る者と知る可し唯氣の毒なりと云ふの外あし如何とあれば滔々たる政海中の愚物のイザ知らず苟も政治社會に運動して天下の形勢を視察し、經濟の利害得失を辨じて一人前の政客とも稱す可き人物なれば唯目下言論に輕減を喋々するのみよして後日の實際に行はんとするの念は萬々ある可らざればなり之を喩へば徳川政府の末年に攘夷論を唱へて天下の人心を傾け討幕の事成ると同時に攘夷の事も亦止みたるが如し當時世の中に眞實攘夷の行はれんことを待ち設けたる者は必ず大に失望したることならん元來政治家の運動も商賣同様にして随分掛引の多きものとあれば時として不正の跡あるは敢て咎む可きに非ざれども左りとして地租の事と彼の開國鎖國の議論と違ひ直接に人民の利害を關し事の成敗に由りて失望する者も多く又實際に損亡を蒙る者もある可ければ我輩の之を傍

觀して黙止するに忍びず輕減論の未だ大に進歩せざるに先だち到底その實際に行はる可らざるの理由を明にし強ひて之を行へば永遠に國民の不利たる所以の情勢を示し以て農家一般の迷を解て益もあき空望を斷絶せしめんと欲する者あり

右の如く論を來れば地租輕減の議論は全く廢滅に歸し天下の政客が民心を買ふ爲めに唯一の方便として頼み切つたる計略も意外の邊に齟齬して馬脚を露はし其淋しき有様は手品師が演藝の最中傍より其秘密を説明する者あるが如く如何にも殺風景にして演藝者の爲め甚だ氣の毒なるのみならず最初より政治上の計略と思はずして眞面目に盡かし又眞面目よ之を頼みたる者へ手品云々と聞て大に驚くこともあらんと雖も到底實行の見込なきものは片時も速に斷念するも若かず我輩は單に天下後世の經濟の爲めのみよ空論を排するに非ず

論者その人の爲めに斷念の利益たるを忠告するものなり如何となれば空論を社會の實際に永續す可らざればなり抑も近來の政客が輕減論を論ずるは唯人民の欲する所に從ひ巧に其意を迎へたるものよし其立案甚だ妙あれども今や既に實際に行はれ難しと合點したる上は心事を一轉えて他は新案を求めざる可らず即是れ政治家の變通にして濟々たる多士の中よは必ず新案新策よ乏しからざるとならんと雖も試に我輩が一案を提出せんよ彼の繁文の弊を除くが如きは政論の根據として最も力あるものなる可し明治政府の官途に冗員の多くして冗費の大なるは事實よ掩ふ可らず其冗員を養ふの錢は即ち冗費よして尙ほ其上に冗員は唯官途に衣食して安んずる者よあらず銘々に官職の名あれば其名に從て頻りに新工風を運らし頻りに新法新規則を製作し又新事業を起さんとして果ては政治に縁もなき事にまで

手を出し無益に政費を費して唯徒に人民の煩累を爲す其事情を喻へて云へば家の要用もあくして數多の裁縫師又は大工左官を雇入れ之に無益の給料を拂ふ上に職人等も無事居食にては體面宜しからざるが爲めに頻りよ仕事を工風して家人よ不用なる衣裳を作り既に手廣き家作の外に又普請をるが如し家計膨脹せざらんと欲するも得べからず即ち冗員は冗費を要し冗費は以て民を煩はすの資と爲る、繁文の由て生ずる事情窺ひ見る可し試に各地方の現状を視察するよ山林田野道路橋梁家屋等の制度、戸籍の調査、商業の取締、衛生の世話、教育の差圖收税法、警察法登記法の如き逐一枚擧よ違わらず其手数の面倒よしと且心配の多きこと、人民は恰も政府と名くる大家に嫁入して無数の舅姑に事へ又小舅姑よ交はるが如し舅姑の心或は深切ならんと雖も嫁の身と爲りては實に辛抱も出來兼る次第なり法を以て民を煩はす

の弊極ると云ふ可し所在出身の政客は必き此事情を目撃して或は直接に身よ覺ゆもある筈なれば大に議論して先づ此繁文を除くの工風こそ今日の急あれ現政府を攻撃するよ屈強の政案よして且又實際に之を除き得たらば其功德の無論、實益も亦遙よ地租輕減に優りて政客の民望萬々歳のみならず國家の經濟よ失ふ所あくして得る所は大なり我輩は天下の政客と共に此方針に進まんことを欲する者なり政府の基礎堅固ならざる可らずとは識者の常よ冀望する所にして其これを冀望するは何ぞや政府の實力を以て國家百年の利益を維持保護して一時の波瀾に乗ること勿らしめんが爲めあり殊に立憲の政體に於ては民論動もすれば極端に走りて前後の思慮なきよとさへ多きが故に此極端論を鎮靜して國の爲めに守る所を誤るなからんとするには唯政府の力を頼むの外よ道ある可らず即ち地租論の如きも實

よ永遠の長計に關する大事にして今の政黨員の如きは一時その黨勢の消長の爲めに容易に之を論して憚る所なしと雖も苟も政府部内に居て國家の利害を左右するの實權を執り又或は直に之を執らざるも自から内部に勢力ある者も民望を收るに忙しき中にも大事ふ當りては屹然踏留まりて自家の弱點を示す可らき地價脩正と云ひ地租輕減と云ひ何程に其聲を高くするも毫も之に動搖せしめて衆論を排し以て政府たるもの、本分を守る可きと我輩の信じて疑はざる所あり即ち我輩が敢て本論を伸して現政府と共に方向を與ふせんと欲する所以なれども更ふ今後の時勢を想像するときと聊る杞人の憂なきを得き今日の處にては政府部内に地租論あきの沙汰は曾て聞かざる所なれども人の心を存外は弱きものにして時勢の急迫るときと如何なる變を生ずるやも計る可らず現政府の基礎を極めて堅固なるにもあ

らず去て民論の刺衝は日劇しきを増し四面は敵を受けて其防禦に忙しく萬般の施政不如意にして次第窮迫に陥るときは俗に云ふ浮足と爲りて匆々の間に脩正輕減策を斷するが如き輕舉あきを期す可らず尙ほ之よりも恐る可きと部内に在る智謀の政客が竊に民論の勢を視察して竊に野心を抱き竊に脩正輕減論を利を説て竊に自身の地步を作らんとする者もあらんかと我輩の杞憂ますし結ばれて解るを得ず今日の實際に未だ其等の痕跡をも見聞せざれども政黨の類を外にして經濟社會の上流に近來一種の説を作す者あり其説の根據と本外國人より出てたるものにして固より取るに足らざる數字説なれども恰も目下世間に流行する地租輕減の空論に出逢ふる不幸活を知らず、我耕作法を知らず、我民情を知らざる外國の學者先生が田

舎地方を巡回して事情を視察し、田地賣買の價を聞き、種粃の相場を聞き、肥料の直段を聞き、男女日雇の割合を聞き、收穫米の相場を聞き、正租地方税の率を聞き、小作料の高を聞き、唯百姓の云ふがまゝを記して之を統計表などに照らし種々様々の數字を得たる處にて之を其本國の農作に比較すれば日本の田地の收穫の甚だ薄くして租税は非常に重し、農民は勞して報酬なきのみか一反歩の耕作に付き却て若干の損亡ある程の次第にして斯くては農業の改良を思ひも寄らき唯衰頽を待つのみ云々として其歸する所を地租輕減の必要を示すものゝ如し固より外國人の皮相論なれば逐一辨駁も及ばざることあれども一通り我農家の眞面目を語らんに右の如く耕作の入費を一々計へ立て、百姓の勞役までも日雇の賃錢を積り、出る所の斯の如くにして入る所の斯の如くと帳面の上に見れば農家の立行く可き計算はなけれども

是れを表面の數字にして其實は數字外に農民呼吸の餘地あるを見る可し收穫の米何石何斗と云ふと雖も收穫前の畔刈に燒米を製して食ひ、粃摺數日の間は精白の米飯を飽き、粃を摺れば碎米もあり糠もあり又地面に就ては畔に大豆小豆を作り又は桑を植え、米麥二作の田地なれば麥は恰も作取りの利益あり又田畑を耕して田の方は租税も小作料も高けれども畑は然らきして之に麥を蒔き粟稗蕎麥等の雜穀を作りて平生の食料を充て宅地の周圍に野菜を取れば烹て食ふ可し、手作の綿は手織木綿の材料と爲り、繭を賣れば以て四時の衣服を買ふ可し、味噌も醬油も大抵皆家で作るのみか其材料たる豆と麥も又自家の地面に生じたるものなり薪炭も殆んど無代價にして朝夕の要用に唯食鹽さへあれを他を錢を出して買ふものあると云ふも可なり農家の生活の簡單あると大凡そ斯の如くにして其飢えき寒えざるの細事情を

等しく日本國人にてありながら都會住の者には想像の及ばざるもの多し況んや外國先生などの視察に於てをや迎も行届く可き一りにあらず故に細論を止めて大體の經濟より論せんに外國人と今日の我地租を重しと稱して是れにては農家の立行く可き道なしと云ふと雖も此言いよ／＼信あらんよは幕府時代は如何す可きや封建諸藩の年貢は少あくも今日の二倍以上時としては三倍を納めたるの例あきにあらず重税果して斯民を飢寒に殺すものならば幕餘の黎民子遺あるとなく日本國中の百姓一人を残さず疾く既に餓死えたる筈なれども實際は然らざるのみあらず古來我國の農歩は決して遅々たるものよ非也歴史に據るに日本耕地の反別は足利義政公の時代に九十四萬六千零十六町二反ありしものが凡ろ三百年を経て徳川政府享保延享の間よは二百九十七萬零七百八十町四反五畝十二歩九厘の外に對馬よ

五百五十町あり是れより凡ろ百四十年を過ぎ維新の後明治十三年には四百八十一萬六千七百九十六町七反二畝に達したり又享保年間に貨幣の制を改めたると同時に徳川政府の初年より頻りに耕地を開て穀物の收穫を増し之が爲めに米價大よ下落して米を家祿とする土族の流り却て生計の困難を致したるが爲め幕府にて一法を設け幕臣に限り其家祿米の三分二を三斗五升入百俵の價小判二十五兩にて政府に買收するとに定めたりとの事實談あり幕府二百七十年の治世に新田開發曾て怠らざりし的情況は明に見る可し日本の農業果して利益なく勞して却て損亡を招くあざの事實あらば誰れも海を埋め山を開て耕地を造る者あらんや誰れか種を蒔て實を求る者あらんや今ろの然らずして田畑共に寸地を遺さず尙ほ進んで之を廣くせんことに汲々たるの目下の地租を負擔しながら農民に生活の餘地あるを證す可

し唯我輩は自作と小作との利害を知るが故に土地の兼併を悦はず苟も自作を減じて小作を多くするの勢を助る事柄なれば力を盡して之を防ぐざるを得ず即ち地租軽減を非とするも此趣意に出るのみ然るに今後の時勢變遷に従ひ若しも政府部内よ勢力ある人々が我國情に不案内なる外國人の言を輕信するか或は何か他に思ふ所ありて輕卒にも地租の事を談じ一方には政府固有の税源を直接よ空ふして一方には土地兼併の勢を間接よ助成さんとするが如き奇變もあらんには我輩は斷じて之に同意するを得ず政客の一時の政客にして國家は萬年の國家あり政客の利害の爲めに國家の長計を左右せんとするも我輩の我忠實なる國民と共に正反對の地に立たざるを得ず我輩の眼中には政黨もなし政府もなし又朋友も知己もなし唯日本國あるのみを知るものなれば苟も國家永遠の大計に關しては滿天下の政客を論敵

に引受けても獨り是非を争ふに躊躇せざる者なり

明治二十五年六月五日印刷
明治二十五年六月六日出版

定價金三十錢

編纂兼發行者

大分縣土族
石川半次郎

東京市芝區愛宕町二丁目
一番地寄留

印刷者

大分縣平民
忻治郎

同市麴町區有樂町一丁目
五番地寄留

大賣捌所

交詢社

同市京橋區南鍋町二丁目
十二番地

同

大倉書店

同市日本橋區通り二丁目
十九番地

東京市神田區淡路町二丁目十一番地



第一百十九國立銀行

一當銀行は貸付割引其他銀行業務一切精々御便利を相計り申候

一當銀行支店を大坂市西區西長堀南通五丁目三番地に設置し東京大

坂間の送金其他諸般の業務取扱申居候

一在深川東京倉庫會社内日々當行役員を派出し同會社の荷物預證

書を仕拂保證とせる手形に對しては特に低利を以て御便利に取扱

仕候

明治廿五年六月

東京市日本橋區
坂本町四十三番地

明治生命保險會社

明治生命保險會社

- 一 株金拾萬圓
 - 一 積立金五拾六萬四千四百拾壹圓參拾錢七厘
 - 一 合金六拾六萬四千四百拾壹圓參拾錢七厘
 - 一 現在保險金五百五拾七萬四千八百圓
 - 一 現在教育資金四拾四萬壹千八百圓
 - 一 合金六百壹萬六千六百圓
 - 一 現在被保人壹萬貳千六百七拾壹人
 - 一 現在教育資受取人壹千參百參拾四人
 - 一 合人員壹萬四千五人
 - 一 死亡者へ拂渡保險金貳拾參萬七千參百圓
- 右は明治廿五年五月卅一日の調査にして爾來金額人員逐日増加せり
- 一 當會社は我國生命保險の開祖にして明治十四年七月開業せし以來十年餘の歲月を経過しコレラ病インフルエンザ病の流行、地震の大災、經濟社會の變動等に遭ひたれども最初より謹慎事務を取扱ひたる爲め是等の災厄に處して晏如たり

保 險 會 社

- 一 生命保險は海上保險、火災保險の如き普通保險の性質と貯蓄の性質とを兼ねたる者あり故に年々死亡者に保險金を仕拂ひたる上猶生存者の爲めに保險料を積立るを要す若し此積立金不足すれば恰も貯蓄銀行に於て預り金を失ひたると同様に於て終には世人に迷惑を蒙らむるに至るべし
- 當會社の最初より積立金に注意し現に五拾六萬四千圓餘の積立金あり此内四拾七萬圓餘は必要の積立金として九萬圓餘の別段積立金即ち剩餘金なり故に當會社の確實堅固なるを西洋諸國第一流の生命保險會社に比して一步を譲らむ
- 一 當會社は全國八十六ヶ所に代理店を設置せり
 - 一 當會社の東京の本店に於ては毎週水曜土曜の兩日午後大阪市東區道修町一丁目の支店に於ては毎週土曜日午後保險申込人の體格診査を行ふ
 - 一 各地代理店の體格診査日は各代理店へ御問合を乞ふ
 - 一 當會社の生命保險規則書はハガキにて御申越次第遠近を論せず送呈すべし

東京市日本橋區
坂本町四十三番地

明治生命保險會社

株

保

險

料

金

損

失

辨

償

會

計

會

社

明

治

火

東京日本橋區坂本町四拾參番地

明治火災保險株式會社

當會社は明治廿四年二月二日株金六拾萬圓を以て開業したれども火災保險の申込多く事業の發達意外に速うありしに依り被保人に十分の安心を與へん爲め株金を百萬圓に増額せり

開業日尙淺しと雖も東京大坂其他の都會を始とし清國上海、英領香港等に於ても火災保險の申込あり現在契約の保險金高數百萬圓に達せり

火災多き土地と保險料の不同なるの論を待たず石造土造木造等建物の材料構造に隨ひ實地検査の上其割合を定む但し當會社に於ては純益中より積立金を引去り其餘の拾圓以上の保險料を拂込みたる被保人へ毎年度の未拂戻す可し

明治廿五年一月十二日夜攝州灘御影町に大火ありて當會社の被保險物始て火災に罹り其保險金五千五百圓を拂渡せり次に同月廿日横濱市に於て燒失したる家屋の保險金千參百五拾圓は廿二日に拂渡し又四月十日東京市神田區猿樂町の大いに燒失せり後保險物廿八口の保險金貳萬參百圓餘は二週間内に拂渡せり今を神速にす可し

當會社會計の有様は公然被保人に示して毫も秘する所なし故に當會社の定款、株主名簿、計算書類本店に於て被保人の閱覽に供すべし

人間一生の中より様々の不幸災厄に遭ふものなり平生用心せされて爲に産を失ひ家を亡きことを免れず火災の如きは災厄の最も大なるものなれど西洋諸國にては家屋

什器商品を始とし有形の財産に總て火災保險を附せざるはあし我國と西洋諸國を比すれば火の多き國柄なれば火災保險の必要あるは論を待たされども茲に二三の例を擧げ廣く諸君の贊助を希望す

家屋を有する者

火災保險の必要なるも多言を費さずして明なり殊に貸家を有し家賃を収入する者には最必要あり

借家に住まざる者

も亦其家具什器等に保險を附すべし

料理屋旅人宿

の如きは家屋を以て營業するものかれは家屋燒失それへからず

市町村共有物

例へて學校の如き物火災に罹れば再築の困難なるの世人の能く知る所なり豫め火災保險を附して市町村の經濟を整理するの策の得たるものあるべし

商品

に火災保險を附するものと流行するに至れば商賣の繁昌を進め殆ど商業の有様を一變するに至るべし火災保險なき事代には商品の倉庫内に在る間は恰も固定資本の如き姿にて之を以て金融を謀るの途なし若し商品を抵當として金圓を借用せしむれば借用人も高利を拂ひ銀行者は火災の危険を負担し雙方の不便不利極めて大なるを以て遂に金融を妨ぐるに至ると自然の理あり然るに商品に火災保險を附すれば是等の不便を一掃するを得

へし獨り商品のみならず家屋其他の財産も等保險すれば利益あるものなり右の外火災保險の利益を拂ふ代りに低利の金員を借用するの益あるものなりを以て御申越次第規則書差上可申候

東京日本橋區坂本町四拾參番地

明治火災保險株式會社

時事新報

一枚二錢

は政黨以外の新聞紙にして其論說常に無偏無黨を主とし特に人の機
關たることなくして自家獨立の地位に屹立し人の爲にせきて國の
爲めにするものあれば天下公平の主義を唯新報に由て見るべし

時事新報

一箇月五十錢

は苟も人の一身を攻撃し私行を發く事を爲さず鄙陋を避けて高尚優
美に就く其本色なり

時事新報

三箇月一圓五十錢

は既に全國の好評を得て同種の新聞中にて發賣の數も最も多く自ら
内外の通信に富み内報外報共に廣くして正確あらざるをなし

時事新報

六箇月三圓

は廣告文の多きと全國第一なり最も高き廣告料を拂ふて廣告を依頼
するもの、斯くまで多き此一事にても時事新報の聲價全國に冠たる
を知る處し

時事新報

一箇年六圓

は發賣紙數の非常に多き上に社會の上流に行くるものにして其紙
面の廣告と他に比して効力殊よ著しと今日の世評なり

廣告料

一行五號活字廿四字詰	一日限	六日以上	七日以上
一行	付十三錢	十一錢	十錢五厘

東京々橋區南鍋町二丁目十二番地

時事新報本社

大坂東區北濱二丁目三十二番地

時事新報支社

DATE DUE

90. 7. 24

07. 7. -2

キハラ No. 1463

1102314935

 慶應義塾図書館

Vertical text on the left edge, possibly a library or collection identifier.